

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 広島国際大学の沿革及びその目的

広島国際大学は、『時代と地域が求める真のフィールドスペシャリストを育成する使命と情熱』の建学の精神のもと、保健・医療、福祉を主軸として人間性豊かな社会環境の構築を目的に「保健医療学部」及び「医療福祉学部」の2学部を擁する大学として、平成10年4月、広島県東広島市（旧賀茂郡）黒瀬町に開学した。その後、国際化や情報化が伸展する21世紀をも見据え、平成13年4月には『人と人、或いは人と環境との調和・協調を図る』ことを目的に「人間環境学部」を増設し、平成14年4月には新たに呉キャンパスを開設し、「社会環境科学部」を設置した。平成15年4月には「保健医療学部」の中に学科として設置していた「保健医療学部看護学科」を改組転換して「看護学部」として呉キャンパスに移転し、さらに平成16年4月には『高度な専門知識と技能を持ち、豊かな人間性を備えた新しい時代の薬剤師を育てる』ことを目的に同キャンパスに「薬学部」を設置した。

その後、「人間環境学部」は人の精神的豊かさを模索し人間の本当の幸せを創造することを目的として、平成18年4月「心理科学部」に組織改編を行い、さらに平成19年4月には、「社会環境科学部」をものづくりのための実践的教育を重視していくために「工学部」へと組織改編した。平成23年4月には「医療福祉学部」の中に学科として設置していた「医療福祉学部医療経営学科」を今後の医療費問題や病院経営のエキスパート養成に対する喫緊の課題に対応していくために「医療経営学部」として広島市内に開設した。

一方で、社会の変化はめまぐるしく、少子高齢化、長寿化に始まり、経済状況や東日本大震災など、大学を取り巻く時代環境も大きく変わり、その在り様について改めて問い直す必要にせまられている。

そこで本大学では、今後の急速に進む少子高齢化、都市圏と地方の格差や人口問題、各地域における人の「きずな」の重要性に鑑み、保健・医療・福祉の領域における本大学のあり方を再検討した結果、本大学の目的を『広島国際大学は、ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。』とし、本大学の教育の理念を『本学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の習得を進めるとともに、健康・医療・福祉の分野において活躍しうる職業人を育成する。』と定めた。本大学のミッションとも呼べる基幹を定めた上で、ビジョンとなる将来展望を『確かな技術と専門知識を有した医療技術者を養成し、広く社会に貢献する医療系総合大学として、リーディングポジションを獲得する。』とし、医療系総合大学に向かうことを明確にした。

これは、本大学を設置する学校法人常翔学園の建学の精神である『世のため、人のため、地域のために「理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人の育成」を行いたい』にも合致するものであり、本大学が名実ともに医療系総合大学として健康・医療・福祉の分野における専門職業人を養成することを定めたといえる。さらには今後もその方向で教育、研究を行い、地域社会を基盤

として広く社会に貢献していきたいという宣言でもある。2012 年には本大学のタグラインとして『いのちのそばに。ひととともに。』を定め、地域に根差した医療系総合大学へとその歩みを進めている。

平成 25 年度にはリハビリテーション工学専攻・義肢装具学専攻、言語聴覚療法学専攻、救急救命学専攻、保育学専攻を新たに設け、保健医療学部、総合リハビリテーション学部、医療福祉学部、医療経営学部、心理科学部、看護学部及び薬学部の 7 学部 10 学科を擁する医療系総合大学として磐石の体制を築くに至った。なお、科学的かつ技術的側面から社会環境の構築、整備を目指して呉キャンパスに設置された「社会環境科学部」（後に工学部に改組）は平成 24 年度をもって学生募集を停止するに至り、この工学部の知見・技術は、これを全面的に医療・福祉の分野に活かしたりハビリテーション工学と義肢装具学の領域に引継ぎ、今後ますます重要となる医療・福祉機器の開発やこの分野における人材育成に注力することとした。

こうして、本大学は『健康・医療・福祉の分野に特化した医療系総合大学』としての礎を築き、それぞれのフィールドで活躍するスペシャリストの育成へと邁進する。今般、『医療栄養学部医療栄養学科』を設置し、「管理栄養士」の養成を行いたいとの結論に至ったのは以下の思いからである。

医食同源という言葉に代表されるように、古来から食事は医療にとって重要な位置づけを担ってきた。近年、生活習慣病が増加し、その予防や治療には食生活を中心とする生活習慣の改善が非常に大切であり、行政も栄養サポートチームや食育を推進して、国民の健康の維持・増進を図ることに力を入れている。『食』を科学的に学ぶことを皮切りに、『食の力』で国民の健康の維持・増進を図る担い手であると同時に、医療人としての専門的知識・技能及び倫理観を兼ね備えた人材の養成を図り、国民の健康と幸福に資する研究を推進することによって広く社会に貢献する管理栄養士を養成する。本学部はこうした教育研究上の目的を基盤に置き、医療系総合大学としての特長を活かし、既設の学部、学科と連携を図りながら人材の養成に万全を期するものである。

なお、本学部は本大学呉キャンパス（広島県呉市広古新開五丁目 1 番 1 号）に設置する。

（２）教育研究上の理念・目的

本大学における教育は、『命の尊厳と豊かな人間性』を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康・医療・福祉の分野において活躍する高度専門職業人の養成を進めている。その中で、健全で人間性豊かな生活環境の創造を支援する人材の育成を発展的に継承することを目指し、既存の学群に加えて「管理栄養士」を養成する学部の設置に着手する。本学部では、『食』を科学的に学ぶことを皮切りに、『食の力』で国民の健康の維持・増進を図る担い手であると同時に、医療人としての専門的知識・技能及び倫理観を兼ね備えた人材の養成を図り、国民の健康と幸福に資する研究を推進することによって広く社会に貢献することを目指す』ことを教育研究上の目的としている。

特にこうした教育研究上の目的を元にした、具体的な本学科の教育目標は、『基本的な医学・薬学の知識をもち、身近な食材・食品の成分や効能を科学的に理解し、それを個々の健康状態にあった献立作成等に活かすとともに、健康・栄養状態の改善を目的とした栄養教育・指導・管理を行うことで『食の力』でこころとからだを健康にする管理栄養士を養成することである。健康・医療・福祉分野での教育・実習の実績を活かしながら、他学部・他学科あるいは地域社会と連携した独自のカリキュラムを展開す

ることで、医療人として高度で専門的な知識や技能のみならず、高い倫理観を備え豊かな人間性を持った「管理栄養士」の養成を実現します。』としている。

（３）設置する学部・学科の構成

我が国の医療技術の進歩、薬物療法の高度化・複雑化に伴い、医療従事者の専門性もより細分化してきた。

設置する「医療栄養学部」は、医療人としての専門的知識・技能及び倫理観を兼ね備えた人材の養成を柱に据え、学科構成は、「医療栄養学科」の一学科とする。この中では、医療人たる管理栄養士としての意識を涵養し、質の高い管理栄養士としての学問と技能を修得させ、さらに統合的健康管理のできる管理栄養士の育成と社会をリードする人材の育成を具体的な目標としている。

具体的には、傷病者や要介護者の栄養管理の基礎知識の習得及び個別の疾患・病態・心身機能の特徴に基づいた適切な栄養管理の方法を習熟したうえで、疾病者の病態や栄養状態の特徴に基づいた適正な栄養管理方法を体得するとともに、医療人が備えておくべき医療倫理や生命倫理、再生医療、先端医療、生活習慣病、症候論並びに救命救急医療等、医療従事者として必要となる臨床医学的な基礎知識を習得することとしている。

また、生活習慣病の現状と対策並びに主要疾患の疫学と栄養面からの予防対策についての理解、チーム医療の必要性と重要性並びに医療における管理栄養士の使命についての理解、さらには、医薬品の薬理作用や食と薬に関する基礎的な知識と技能を習得することとしており、多様化する医療現場への対応力や実践力など、医療関係の観点に照らした内容を充実した「医療を念頭に置いた栄養学」としての教育課程を修めることから、所定の課程を修了した者に付与する学位及び称号は「学士（医療栄養学）」とする。

本学部の目指す人材養成を実現するためには、入学者の学力の担保は必須要件である。また、卒業生全員が、本学部で身に付けた専門的な知識、技能、実践力を十分に発揮し、生きがいを見出せる職業に就かせることは当然の責務と考える。

本学部を設置する呉市には管理栄養士の養成施設は皆無であり、隣接する広島市には、県立大学１校と私立大学３校に管理栄養士養成学部が存在する。県立大学の定員は３５人、私立大学３校の定員は、平均７３人となっており、いずれも競争率は２倍～３倍程度と好調に推移している。このことより、本学部の入学定員を６０人（収容定員は２４０人）とすることとした。また、編入学定員は設けない。

なお、本学部を開設した場合の学生確保の見通しについて、第三者である株式会社進研アド（広告代理店）によるニーズ調査を実施し結果、６,６８８人の高校２年生において、管理栄養士の職業に興味のある生徒の内、本学に合格した場合進学したいと回答した生徒は１００人であり、本入学定員については、適正であると考ええる。

学部	学科	課程	修業年限
医療栄養学部	医療栄養学科	学士課程	4 年

入学定員	収容定員	学位
60 人	240 人	学士（医療栄養学）

（４）設置の必要性

〔１〕設置の必要性

健康、医療、福祉の分野で活躍しうる専門職業人の養成は、今後人々が安心して生きていける社会の実現に向けて必要不可欠である。現在、本大学では、本学園の建学の精神に基づき、本大学の教育の理念を具現化していくための一貫した大学改革を進めているが、新たに設置する「医療栄養学部医療栄養学科」も、その一環である。

本大学は、平成 25 年度より保健医療学部、総合リハビリテーション学部、医療福祉学部、医療経営学部、心理科学部、看護学部及び薬学部を擁する医療系総合大学へと進化した。本大学の教育では『いのちのそばに。ひととともに。』をタグラインとして、実践力のある医療従事者の育成を通して、地域医療への貢献と健康で幸福で豊かな社会づくりを目指している。

一方、平成 22 年 4 月 30 日付けの医政局長通知（医政第 0430 第 1 号）「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」の中で、臨床工学技士、診療放射線技師、リハビリテーション関係職種に加え管理栄養士を含むコメディカルスタッフの連携・補完を一層進め、それぞれの専門性を活用する趣旨の声明がなされた。これは、医療技術や薬物療法の高度化など医療分野の目覚ましい進展により、多職種医療従事者の協働、相互理解が不可欠になってきたことを意味している。

①国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や、国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めた「健康日本 21（第 2 次）[厚生労働省告示第四百三十号]」においては、栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要であり、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、ライフステージの重点課題となる適正体重の維持や適切な食事等に関するものに加え、社会環境の整備を促すため、食品中の食塩含有量等の低減、特定給食施設での栄養・食事管理を目標として設定している。

当該目標の達成に向けて、国は、健康な食生活や栄養に関する基準及び指針の策定、関係行政機関の連携による食生活に関する国民運動の推進、食育の推進、専門的技能を有する人材の養成、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組むことを掲げている。

【別紙資料 1】「【健康日本 21（第 2 次）】厚生労働省告示第四百三十号」参照

②医療診療報酬に係る栄養管理実施加算

平成 18 年 4 月に、入院時基本料の 1 つとして新設された「栄養管理実施加算」により、栄養アセスメントやプランニング、モニタリングなど、個々の患者に合った栄養管理や食事管理が重要視されている。これにより、管理栄養士には医療分野でのチームの一員として、医師や他医療職との連携が期待されており、医療現場における栄養の専門家としての知識や技術が求められている。

特に平成 24 年度診療報酬改定においては、糖尿疾患者に対して、外来において医師と看護師又は保健師、管理栄養士等が連携して、重点的な医学管理を行うことについての評価を行い、糖尿病患者の透析移行の予防を図ることを目的とした糖尿病透析予防指導管理料が新設されているとともに、栄養管理体制の確保が入院基本料及び特定入院料の要件となり、入院基本料の算定に当たっては、栄養管理体制の基準の 1 つとして、病院では常勤の管理栄養士、有床診療所では非常勤であっても管理栄養士を 1 人以上配置することとしている。

【別紙資料 2】「医療診療報酬に係る栄養管理実施加算」参照

③介護保険施設における栄養ケア・マネジメント

介護保険施設では、介護保険法において常勤の管理栄養士が配置され、入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状況に応じて多職種協働により栄養ケア・マネジメントを実施することが求められている。個人差の大きい障害者でも、障害者自立支援法において同様の栄養ケア・マネジメントが必要とされ、児童施設では、心の健康と食という観点から、食育の大切さが再認識されていることから、福祉現場においても栄養の専門家に対する期待が寄せられている。

特に、介護保険施設においては、介護保険下での基本食事サービス費が廃止されて利用者自己負担となり、改めて介護予防給付（栄養マネジメント加算）が設けられたことから、介護保険施設は常勤の管理栄養士を 1 人以上配置し、医師・管理栄養士等が協働して利用者全てに、栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画の作成、栄養ケア実施、モニタリング、評価という一連の業務を確実に行うことにより、介護報酬の栄養マネジメント加算を受けられることとなっている。

【別紙資料 3】「介護保険施設における栄養ケア・マネジメント」参照

④地域における健康づくりの推進

広島県では、全ての県民の主体的な健康づくりを支援するため、健康増進法第 8 条の規定により、広島県健康増進計画「健康ひろしま 21」を策定し、栄養・食生活は、多くの生活習慣病との関係が深いことから、良好な食生活を実現するための個人の行動を支援する環境づくりを進めるとともに、子どもの頃からの健全な食生活と豊かな人間性を目指して、食育に取り組むことを掲げている。

また、広島県では、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康増進と豊かな人間形成を目指して、広島県食育基本条例に基づいて策定された「広島

県食育推進計画」においては、基本的施策として家庭や職場、保育所・幼稚園、学校、地域における食育の推進、生産者と消費者との交流促進、食文化の継承のための取り組みの促進、食の安全性や食育に関する情報提供及び普及啓発、食育推進運動の展開を掲げている。

一方、公益社団法人広島県栄養士会では、管理栄養士や栄養士の責務が、県民の健康増進や QOL の向上において、まさに公益活動そのものであるところから、地域住民のための食生活支援活動の拠点として、県民の健康づくりをサポートするための「栄養ケア・ステーション」を開設しており、今後においては、会としての公益活動の充実に向けて、栄養ケア・ステーション推進事業の拡充を図るなど、地域の特性に応じた様々な事業を展開することにより、県民の福祉の向上に努めることとしている。

【別紙資料 4】「広島県健康増進計画『健康ひろしま 21』」「広島県食育推進計画」参照

【別紙資料 5】「社団法人広島県栄養士会発行『栄養ケア・ステーションのご案内』」参照

このような我が国を取り巻く社会環境の変化に伴う保健・医療・福祉の多様化や高度化による栄養管理を取り巻く諸情勢を踏まえたうえで、地域社会の保健・医療・福祉サービスの担い手として、生活習慣病の予防などに伴う栄養管理をはじめとする地域社会の健康課題に適切に対応するための栄養の専門家が必要とされていると考える。こうした社会的背景を元に、本学園の『世のため、人のため、地域のために「理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人の育成」を行いたい』という建学の精神のもと、本大学は、健康・医療・福祉分野での教育・実習の実績を活かしながら、他学部・他学科あるいは地域社会と連携した独自のカリキュラムを展開することで、医療人として高度で専門的な知識や技能のみならず、高い倫理観を備え豊かな人間性を持った「人間としての管理栄養士」の養成することを、社会的使命であると考え、本学部学科を設置することとした。

〔2〕社会背景と本学の位置づけ

超高齢社会を迎える我が国において、社会保障費や医療費の増大による財政圧迫は大きな社会問題となっている。医療費に着目すると、がん、糖尿病、動脈硬化症などいわゆる慢性疾患患者の急増、とりわけ生活習慣病など食生活の改善により予防や治癒に効果が期待できる疾患への対応策は喫緊の社会的課題となっている。また、要介護状態を少なくすることは疾病の早期発見や重症化の防止にもつながることが期待され、その対策も急がれる。このように、病院での治療を要する者だけでなく、施設或いは在宅で介護を受ける者や健常者をも包含した保健・医療サービスの供給体制の整備とそれを支えるスペシャリストの養成が強く求められている。国民の食生活における栄養管理・指導による健康状態の維持・増進はもとより、未病の改善や病気の予防・改善に資する人材の育成は、高度な QOL を確保して健康寿命を延長し、幸福で豊かな社会を構築するだけでなく、医療経済の側面からも社会にもたらす利益は極めて大きい。また、食材やグルメを題材にしたテレビ番組、中食の増加など国民の食に対する関心は高いものがあり、さらに輸入食品や遺伝子組み換え食品の問題、食中毒事件など国民の食の安全への関心も高まっており、「食」を扱う専門家の果たす役割は益々大きくなってきている。このような社会状況を背景に、食のスペシャリストである管理栄養士を養成する施設が増加しているものと考えられる。

今般設置する「医療栄養学部医療栄養学科」の開設予定地である呉キャンパスは、広島市の南東に隣

接する呉市のほぼ中央に位置する。我が国の高齢化現象は地方都市に顕著に現れているが、呉市も例外ではなく、呉市の老年人口は、平成 22 年では 65 歳以上の人口が 70,210 人と全人口の 29.3%を占めている。これを全国平均と比較した場合、人口 15 万人以上の都市では最も高く、平成 12 年の 21.4%、平成 17 年の 25.6%とその推移を見ても年々増加の一途を辿っている。市民一人当たりの医療費も全国平均をはるかに上回っており、全国に先駆けてジェネリック医薬品の導入を行政主導で推進するなど、呉市は医療費の削減に向けて行政自体も積極的な取り組みを行っている。一方、医療費高騰の要因として生活習慣病の罹患率や要介護者の増加も挙げられる。呉市では「健康くれ 21」を策定し、健康増進計画・食育計画を打ち出して、市民を挙げての取り組みを推進している。生活習慣病対策としてまず取り組むべき課題は、言うまでもなく日常生活における食習慣の改善である。疾患治療における薬物療法において、あるいは、病気の予防、未病の改善においても専門家による栄養管理・指導は欠かせない。

本学部は、「食」を科学的に学び、「食の力」で健康で幸福な社会を築くための人材を養成する教育・研究施設を設置することだけに留まらず、地域住民を取り込んだ「食の力」による健康維持・増進の情報、即ち「食育」の発信の基地と地域医療の拠点としての機能を果たしたいと考えている。隣接する広島市には管理栄養士養成校は既に私立大学 3 校、県立大学 1 校が存在するが、本学部は、健康・医療・福祉の分野における専門職業人を養成する医療系総合大学に設置するものであり、既に設置されている保健・医療系の学部と連携及び医療系学部のこれまでの他職種に渡る医療人養成のノウハウを持って教育できる点は、医療人養成という観点から、医療系ではない近隣の既設養成校と差別化が図られるものとする。また、本大学は男女共学という点でも、近隣の女子大学である私立大学 3 校とは大きな違いがあり、管理栄養士に興味を抱く男子学生に対して就学の道を開くことになる。

【別紙資料 6】「広島県呉市発行『第 2 次健康くれ 21』」（抜粋）参照

【別紙資料 7】「広島国際大学 医療栄養学部医療栄養学科設置にかかる意見書」参照

（５）育成する人材

本学部では、設置する学科名称を「医療栄養学科」とした。これは本学部が、多様化する医療現場への対応力や実践力を重視し、医療人としての高い倫理観や専門的知識・技能を有する管理栄養士の養成を目指していることを社会に向けて強く示すものである。

厚生労働省告示第 430 号（平成 24 年 7 月 10 日）において、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の改正が公表され、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、健康を支え、守るための社会環境の整備、などの基本的な方向性が示された。これらの目標を達成するための施策の基本となるのは、食生活を含めた生活習慣の改善であり、その「食育」の指導的立場にあるのが管理栄養士と考える。

従来の管理栄養士業務は献立作成や調理を主体とするものが中心であった。しかし、近年の医療技術の進歩や薬物療法の高度化などを踏まえて、平成 14 年改正の栄養士法にも管理栄養士の業務として明記されているように、疾病の予防、傷病者の療養のための栄養管理・指導だけでなく、コメディカルスタッフとしてチーム医療の一翼を担う人材として、その役割は大きくなっている。

本学部では、このような社会的ニーズに応えるために、栄養学を体系的に学び、管理栄養士の資格に

関わる知識に加えて、医学・薬学領域の基礎知識の修得により基礎力を身に付け、ライフステージや病態に応じた的確な栄養管理、指導を行なう知識・技能を修得し、応用力を育むと共に、専門職連携教育、臨床実習やフィールドワークを通じて、変化、多様化する現場への対応力を重視している。本学部の人材養成にあたっては、本大学が 7 学部 10 学科を擁する医療系総合大学となったことにより、様々な医療系分野を専門とする教員が豊富かつ連携を図れる環境にあることもプラスに機能するものと確信する。このような環境を通じて、医療人としての高い倫理観、他職種医療従事者と協働するための専門性、協調性、患者やクライアントとのコミュニケーション力に加えて優れた人間性を醸成する。

（６）学生確保の見通し及び取り組み状況

〔１〕管理栄養士養成課程の設置状況

本学部学科の設置を計画している広島県における管理栄養士の養成課程の設置状況は、5 大学において設置されており、入学定員は 325 名となっているが、そのうち 3 大学が女子大学となっており、入学定員は 220 人であることから、受け入れの対象が女子学生に偏る状況となっている。

具体的には、県立広島大学人間文化学部健康科学科（入学定員 35 人）、広島女学院大学人間生活学部管理栄養学科（入学定員 70 人）、広島文教女子大学人間科学部人間栄養学科（入学定員 70 人）、安田女子大学家政学部管理栄養学科（入学定員 80 人）、福山大学生命工学部生命栄養科学科（入学定員 70 人）が設置されているが、広島女学院大学、広島文教女子大学、安田女子大学はいずれも女子大学として設置されている。

このように、広島県内に設置されている管理栄養士養成課程の入学定員 325 人のうち約 68%にあたる 220 人が女子大学の入学定員であることから、受け入れ対象が女子学生に偏る状況は顕著なものとなっている。

〔２〕管理栄養士養成課程への受験者動向

本学部の競合校と想定される広島県内における管理栄養士養成課程への最近の受験者動向は、県立広島大学人間文化学部健康科学科の入学定員 35 人に対する過去 3 年間の平均志願者数は 157 人、平均志願者倍率は約 4.5 倍、広島女学院大学人間生活学部管理栄養学科の入学定員 70 人に対する過去 3 年間の平均志願者数は 424 人、平均志願者倍率は約 6.1 倍、広島文教女子大学人間科学部人間栄養学科の入学定員 70 人に対する過去 3 年間の平均志願者数は 260 人、志願倍率は約 3.7 倍、福山大学生命工学部生命栄養科学科の入学定員 70 人に対する過去 3 年間の平均志願者数は 88 人、平均志願倍率は約 1.3 倍、安田女子大学家政学部管理栄養学科の入学定員 80 人に対する過去 3 年間の平均志願者数は 612 人、平均志願倍率は約 7.7 倍、となっている。

このように、広島県内における最近の管理栄養士養成課程の志願者確保の状況としては、18 歳人口の減少期においても比較的安定性を維持しており、既存の管理栄養士養成課程の志願者状況からも、十分な学生確保を見込むことができるとともに、本学の医療栄養学部医療栄養学科では、女子教育に限定することなく、幅広い志願者層を対象とする学生募集の計画をしていることから、後発参入ながら、十分な志願者の確保が可能であると考えている。

【別紙資料 8】「広島県における管理栄養士養成課程入学定員及び志願者状況」参照

〔3〕志願者確保の見通し

志願者確保に当たっては、当然のことながら広島県を中心として、中国・四国・九州地区など近隣にある関連学部・学科との競合が考えられるが、本大学への志願者の約 4 割が県外出身者であり、同地区からの志願についても十分見込むことができる。また、コメディカル分野の連携教育により、医療人としての実践力を養う栄養学科としての特色を学生募集広報活動において明確に伝え、他大学と差別化を図っていくこととしている。

また、本学部を開設した場合の学生確保の見通しについて、第三者である株式会社進研アド（広告代理店）によるニーズ調査を実施した。同調査は、留め置き調査への協力高校に在籍する高校生を対象に、本学部の設置の概要を掲載したリーフレットを示し下表のとおり実施した。

調 査 対象者	学 年	広島国際大学への入学実績のある高等学校の高校 2 年生
	エリア	広島県を中心とした西日本エリア (中国地方・四国地方・九州地方・大阪府)
調 査 方 法		留め置き調査
調 査 実 施 日		平成 25 年 1 月 7 日 ～平成 25 年 1 月 31 日
配 布 数		9,233 人 (114 校)
有 効 回 答 数		6,688 人 (96 校)
回 答 率		72.4%

その結果、有効回答者数 6,688 人中、約 1.5%にあたる 101 人が本学部に対して「ぜひ受験したいと思う」と強い受験意向を示しており、さらに、入学定員 60 人の約 6.0 倍にあたる 359 人が本学部へ「ぜひ進学したいと思う」と積極的な進学意向を示している。

このような設置県周辺地域における高等学校に在籍している高校生（開設年度の受験対象者である平成 24 年度調査実現在 2 年生〈現 3 年生〉）に限られた調査の結果においても、ある程度の進学意向が認められる数値となっていることから、本学部が設置された場合の学生確保については十分に見込めると考えている。

【別紙資料 9】「医療栄養学部医療栄養学科（仮称）設置に関するニーズ調査報告書」
（「質問票」「アンケート依頼時添付資料」を含む）参照

〔４〕志願者確保のための広報活動

医療栄養学部医療栄養学科（仮称）設置に関するニーズ調査を基に、特に近県をはじめとした中国・四国地方を中心に九州地方も含めたエリアに対する募集広報戦略を策定し広報を進める。具体的には、高校教員向けのリーフレット、受験生向けのリーフレットの作製を行うほか、本学ホームページにおいて特設サイトを開設、ホームページの内容の充実を図ることで本学部の設置構想計画について広くPRしていく。さらに、本学が主催する入試説明会、オープンキャンパスなどの各種イベント、新聞広告を掲出するとともに、教職員による高校・予備校への個別訪問や受験生へのダイレクトメール等を通じて積極的なPRを行っていく。メディア広報と高校訪問を融合させた募集活動を展開し、効果の高い広報活動を行う。

さらに、病院や福祉施設のほか地域における健康や医療を考え、実践する管理栄養士の重要性を啓蒙していくために、地域での公開講座や病院との連携を進めていく。本学では、特に医療機関や福祉施設に勤務する保護者のご子女の入学者も多く、こうした視点からの広報活動も進める。実際に、医療機関への実習先としての依頼に回っており、この中でも医療栄養学部のコンセプトに関する興味や関心は高く、こうした層へのアプローチも積極的に進めていく。

また、管理栄養士を目指す学生にとって必要となる基礎の科目である化学および生物については、リメディアル教育を実施し、国家試験対策講座を開設するなど、万全の教育体制を整える。さらに、教員 1 人あたり、6～7 人に対する担任制も設け修学や学生生活、就職活動などに関する相談が行なえる体制も整えることとする。また、遠隔地の学生に対しては、大学敷地内に学生寮を完備しており、学生への支援についてもPRする予定である。

なお、現時点では、入試説明会や高校訪問時において、本学部の開設について問い合わせ等の反響があり、今後リーフレット等が完成した際には資料送付することとする。

（７）就職の見通し及び卒業後の進路

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室の提示している管理栄養士の登録数の推移を見ても管理栄養士の総数および免許交付数は増加傾向にあり、管理栄養士の必要性が読み取れる。

このようにわが国の管理栄養士登録数の推移する状況の中、管理栄養士の地域社会の人材需要は以下のことより増加しているものと考ええる。

国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めた「健康日本 21（第 2 次）[厚生労働省告示第四百三十号]」において、利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施特定給食施設の割合を平成 22 年度の 70.5%から平成 34 年度には 80%に向上することを目標としている。特定給食施設数は一貫して増加傾向にあり、こうした施設への管理栄養士の需要は今後も見込まれるものと考ええる。

管理栄養士養成課程を修了する学生の就職先を調査すると、委託給食会社、病院、福祉施設、食品メーカー、都道府県職員等がある。病院や福祉施設については、欠員補充による求人が主であり十分とは言えないが、医療人としての専門的な知識を持った、他職種との協働ができる管理栄養士が求められている。これについては後述するが、本大学が設置構想している本学部のコンセプトが求められており、本学部において養成する人材の輩出については同分野において他大学との差別化が図られ、就職につい

ても求められる人材を養成できるものと期待できる結果となっている。一方で、ドラッグストアや保険調剤薬局は、店内販売員が糖尿病患者等に対して食事の指導もできるように管理栄養士の配置を目指しており、管理栄養士が活躍できる新たな職場として期待されている。

本学部は、医療人として食の力を活かし「食」についてのコンセプトを具現化できる管理栄養士の養成を行う。また、学科の特色である臨床栄養分野の充実に加えて、「食医養生論」、「薬食同源思想」、「薬膳実習」、「栄養薬学」、「食の力 開発論（地域連携を想定）」等の正課を通じて、病態に応じた栄養管理や疾病予防を含めた食育指導ができる知識を修得させる。これにより病院、福祉施設を中心に医療・福祉相互の連携を図り、在宅患者の栄養管理も含め、地域に根ざしたネットワークづくりのマネジメントができる人材として、社会に送り出す。

さらに、西日本の病院・福祉施設を中心に本学の特色を紹介し、新卒求人の新規開拓を行う。在学生に対しては、低年次から徹底した本学独自の就業力育成プログラムを実施し、早期に卒業後の進路を明確にさせると共に、社会において、自立に不可欠な能力及び実践的スキルを身につけさせる。十分な求人情報の提供に加え、早期からキャリア支援を行うことにより、卒業後の進路は満足できる結果を得られると確信している。

次に、本学部を開設した場合の就職の見通しについて、第三者である株式会社進研アド（広告代理店）によるニーズ調査を実施した。同調査は、管理栄養士が勤務している施設の総務・人事担当者、管理栄養士を対象とした留め置き調査及び株式会社進研アドが管理しているインターネット調査モニターの登録者の内、管理栄養士、医療関係者を対象に、本学部の設置の概要を掲載したリーフレットを示し下表のとおり実施した。

区 分		実習依頼先施設対象等調査	管理栄養士・医師・福祉関連職従事者対象調査
調 査 対象者	職 種	総務・人事担当者、管理栄養士	管理栄養士、医師、医療関連職
	エリア	広島県を中心とした西日本エリア (中国地方・四国地方・大阪府)	全国
調 査 方 法		郵送配付・FAX 回収調査	インターネット調査
調 査 実 施 日		平成 25 年 1 月 11 日 ～平成 25 年 1 月 31 日	平成 25 年 1 月 11 日 ～平成 25 年 1 月 21 日
配 布 数		380 人	—
有 効 回 答 数		199 人	300 人
回 答 率		52.4%	—

【別紙資料 10】「栄養士免許交付数の推移及び管理栄養士登録数の推移」参照

【別紙資料 1】「【健康日本 21（第 2 次）】厚生労働省告示第四百三十号」参照

〔1〕実習依頼先施設対象等調査（郵送配付・FAX 回収調査）

本調査の内、実習依頼先施設対象調査については、広島県を中心に本大学が志願者ターゲットを想定している中国・四国地方を基本的な調査対象としている。また、勤務先についても本学部の想定就職先である病院及び保健所・保健センター、福祉施設等を対象としている。この中では、今後 5 年間で管理栄養士を新たに採用したいと思う人数を具体的に調査した。これによると回答者の 30.7%が、今後 5 年間で管理栄養士として新たに採用したい人数を「0 人」と回答した一方で、「1 人」が 26.1%、「2～4 人」が 19.6%、「5 人」以上が 8.5%であった。なお、無回答は 15.1%である。

この中では、本学部を卒業した学生に対する採用意向度も調査しており、上述のような期間限定での調査ではないものの、勤務先・職場で管理栄養士として採用したいと思うかという問いに対して、88.4%（199 人中 176 人）が「ぜひ採用したいと思う」「採用を検討したいと思う」と回答しており、この内 12.6%（199 人中 25 人）が「ぜひ採用したいと思う」と強い採用意向を示している。

〔2〕管理栄養士・医師・福祉関連職従事者対象調査（インターネット調査）

全国を対象にインターネット調査も実施しており、当該管理栄養士や採用担当者だけでなく医療スタッフとして協働する勤務者からの調査も併せて実施した。今後 5 年間で管理栄養士を新たに採用したいと思う人数を調査した結果、調査対象 300 人の中で 1 人以上採用したいと答えた数は 157 人であった。この中には 5 人以上採用意向があると答えた数が 15 人いた。特に 50 人、200 人、250 人の採用意向も 1 人いたが、これらは具体的には地域や全国で展開しているドラッグストアであった。

そのうち本学部の卒業生を採用したいと思う人数を具体的に調査したところ、採用意向を示す回答は有効回答数 300 人の中で 241 人であり、「ぜひ採用したいと思う」という強い採用意向を示したのは 30 人であった。

以上の結果から、本学部において養成する管理栄養士は、医療機関・福祉施設等において必要とされており、かつ社会的に求められるものであると考える。このことから、入学定員 60 人という養成数に対する卒業後のニーズは十分にあるといえる。

【別紙資料 9】「医療栄養学部医療栄養学科（仮称）設置に関するニーズ調査報告書」

（「質問票」「アンケート依頼時添付資料」を含む）参照

2. 学部・学科の特色

本大学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特徴の明確化」を踏まえ、同答申の大学の機能別分化における「高度専門職業人養成」（医療人養成）並びに「社会貢献機能」（地域貢献、産学官連携等）に重点を置いている。

少子高齢社会を迎えた我が国において、保健・医療サービスに求められる内容は大きく変化してきている。コメディカルスタッフの一角を担う管理栄養士においても、新しい専門知識、技能とこれを現場で活かす応用力、判断力を併せ持ち、人間性豊かで人格的にも優れ、総合的なヒューマンケアができる、高度専門職業人としての人材の養成が求められている。

本学部は、本大学の位置づけの中で、『食』を科学的に学ぶことを皮切りに、『食の力』で国民の健康の維持・増進を図る担い手であると同時に、医療人としての専門的知識・技能及び倫理観を兼ね備えた人材の養成を図り、国民の健康と幸福に資する研究を推進することによって広く社会に貢献することを目指すことを教育研究上の目的としている。

この中では、管理栄養士としての栄養領域の専門的知識や技能を修得するだけでなく、薬剤師、看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、臨床検査技師、救急救命士、社会福祉士など様々なコメディカルスタッフを養成する医療系総合大学に設置する特色を活かし、従来の学術的専門領域にとらわれることなく、より学際的な立場から医療現場で実践力を発揮できる専門職業人の養成を特色としている。

〔1〕管理栄養士養成のための一貫したカリキュラム

医療の高度化、社会の複雑化に対応できる能力を備えた管理栄養士を養成するための一貫したカリキュラムを組んでいる。充実した施設・設備をはじめ、教育現場及び医療現場で豊かな経験を持つ教員により、人々の日々の健康維持・増進に寄与し、また、保健・医療及び福祉分野の連携と統合を重視し、強い使命感と倫理観を備えた管理栄養士を養成する。

そのため、食物・栄養領域の学問分野について体系的に講義、演習、実習を通して学ぶにあたり、人体の構造や病態などの基礎医学、食成分・栄養素を化学的・生化学的側面から捉えた基礎教育を行ない学際的学問知識・技能を修得する。

〔2〕チーム医療を目指す医療系総合大学の「医療栄養学部」

高度化、多様化が進む医療の現場において、チーム医療の重要性、必要性が叫ばれてきた。医師と共に医療チームを構成する看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士などは、これまでのパラメディカルではなく、医師と対等のパートナーとなりうるコメディカルとしての専門識者でなくてはならない。特に、管理栄養士は NST の中核的担い手として、病態栄養管理に基づいた食事の提供、栄養指導、及び適切な助言により病気の治療・改善への期待度が高い。このようなニーズに対応して、本大学は、保健医療学部、総合リハビリテーション学部、医療福祉学部、医療経営学部、心理科学部、看護学部及び薬学部を配置する医療系総合大学として、チーム医療の実現・普及のために教育・研究環境を就学者に提供する。そして、医療系総合大学としてのメリットを活かし、専門職連携教育による実践的な教育を推進し、これまで以上に他学部との連携を図りながら柔軟な教

育・研究体制を構築する。

〔3〕 学生全員の目標達成を目指す教育支援

1) 管理栄養士教育の質の確保を目指す教育支援

管理栄養士教育のコアとなる内容を提示している管理栄養士国家試験に応じた学修内容を軸としながら、広く栄養学教育をサポートしていく。4年間の専門知識の復習、総まとめの段階とする4年次において、学生各自の理解度を確認し、課題を見出す機会とするために、管理栄養士として欠くことのできない領域を中心に引き上げ、重点的に講義する「総合専門演習Ⅱ」を開講する。また、補習的な意味合いを持たせた「栄養学演習」を課外プログラムとして開講する計画である。さらに、宿泊施設を備える広島キャンパスにおいて合宿形式で進める学習支援ゼミナールの実施などにより、卒業時に「学士(医療栄養学)」の称号とともに、管理栄養士教育の最低到達点である国家試験を受験し管理栄養士の資格を取得することができるように、学力向上に向けた万全のサポートをする。

2) クラス担任制

本学部は学生の学修面だけでなく、有意義なキャンパスライフを送る為にきめ細かな学生指導を展開することとしており、教職員は、教室の内外で教員としてまた人生の先輩として学生の指導にあたる。入学後直ちに、専門教育科目の教員1人が6～7人の学生の担任として、3年次後期までキャンパス内での勉学から日常生活に至るまで幅広く対応していく。担任は、講義への出席状況や成績を把握し、必要に応じて学生の状況を保護者に連絡し、状況の共有を図り、課題に対しては共に対応できる体制を作ることとしている。4年次においては、卒業研究を指導する教員が中心となって、就職・進学、管理栄養士資格取得などについてアドバイスをしていく。全学年を通して、学生の自主性を尊重しながら、個々の目標に向かって進んでいけるようなサポート体制を用意する。

〔4〕 地域に開かれた生涯学習支援施設の整備

本大学の呉キャンパスには薬草園を保有しているが、本学部の設置を機に、学生の教育・研究の場であるだけでなく、地域住民をも取り込んだ全大学人参加型の地域活動、産官学民連携に活用できる包括的還元型の市民農園として拡張・整備する。

- 1) 地域住民を対象とした薬草教室や幅広い生涯（笑涯）学習・余暇環境の場として一般公開して、当該教員、学生と地域住民のふれ合いの場として生きた教材として活用する。
- 2) 本学部の教育は傷病者や要介護者だけでなく、健康な人、未病の人をも対象とした教育内容を扱っている。そこで、薬草にとらわれることなく、市民農園として菜園や香草木園としての要素も取り入れる。また、薬膳畑を整備して本学部学生の薬膳実習の材料などを栽培し活用する。

これらを通して、学生自らが自然とのふれ合いの中で学び、さらに、地域住民との交流を通して自らの使命を見出すことは講義室での机上の学問だけでは得難いものであると考える。

〔5〕 「食医」*で地域社会から日本を変える

本学部のコンセプトは「日本を変える「食医」へ—医療人として〈食の力〉を活かす管理栄養士を養成—」である。

古代中国における食事療法専門医として用いられた「食医」*という概念を取り入れて、薬食同源思

想を基本として食が本来持つ力を活用し、食事をくすりと考えて、こころとからだの健康を無理なく実現、疾病の予防や病態の改善をマネジメントできる食のエキスパートとしての管理栄養士の育成を目指す。

さらには、地域・産業界と連携して、より良い食環境を創造する人材の育成を図り、地域社会に「食医」という概念を浸透させて、「食の力」で日本を変えていくというコンセプトに基づいて、他大学にない教育プログラムを構成している。

（注釈） *食医：古代中国における食事療法専門医を指す。『周礼』天官（天子に仕える役人）に定める4種の医師の一つである。飲食のバランス・四季の陰陽調和・味の組合せなどを管理する最も重要な役割を担った。

3. 学部学科の名称及び学位の名称

(1) 学部学科の名称及び学位の名称

本学部は、多様化する医療現場への対応力や実践力を重視した人材の養成に主眼を置き、医療人としての高い倫理観や専門的知識・技能を有する管理栄養士の養成を目的としている。

栄養士法第1条において、管理栄養士の業務は、「傷病者に対する療養のための必要な栄養の指導」、「個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導」、「特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等」と謳われており、管理栄養士には、保健・医療サービスの担い手として、その役割を発揮することが期待されている。

特に、近年、食事は単なる嗜好だけの問題ではなく、人間の健康を左右するものとして、益々重要視され、現在では「食」は人間の健康の維持・増進あるいは医療等、健康の保持・管理の最も重要な手段の一つとされているとともに、がん、循環器病、糖尿病等の生活習慣病が国民の健康維持における大きな問題となっていることから、これらの生活習慣の改善、疾病の発症や進行などを防ぐために、医療サービスの担い手としての管理栄養士への期待が高まりをみせている。

本学部では、近年の医療技術の進歩や医療体制の充実などに伴う医療現場における管理栄養士の果たす役割を踏まえたうえで、疾病の予防や傷病者の療養のための栄養管理や栄養指導など、コメディカルスタッフとしてチーム医療の一翼を担う管理栄養士の養成を目指すことから、教育研究上の目的や養成する人材像について、社会や受験生に最も分かり易い名称として、学部学科名称を「医療栄養学部医療栄養学科」とすることとした。

学位の名称については、本学部学科は、新時代が求める高度で専門的な知識、技能の修得はもちろん、医療人として高い倫理観と豊かな人間性を備えた管理栄養士を育成する。

具体的には、傷病者や要介護者の栄養管理の基礎知識の習得及び個別の疾患・病態・心身機能の特徴に基づいた適切な栄養管理の方法を習熟したうえで、疾病者の病態や栄養状態の特徴に基づいた適正な栄養管理方法を体得するとともに、医療人が備えておくべき医療倫理や生命倫理、再生医療、先端医療、生活習慣病、症候論並びに救命救急医療等、医療従事者として必要となる臨床医学的な基礎知識を習得することとしている。

また、生活習慣病の現状と対策並びに主要疾患の疫学と栄養面からの予防対策についての理解、チーム医療の必要性と重要性並びに医療における管理栄養士の使命についての理解、さらには、医薬品の薬理作用や食と薬に関する基礎的な知識と技能を習得することとしており、多様化する医療現場への対応力や実践力など、医療関係の観点に照らした内容を充実した「医療を念頭に置いた栄養学」としての教育課程を修めることから、所定の課程を修了した者に付与する学位及び称号は「学士（医療栄養学）」とする。

学部名称	学科名称	学位名称
医療栄養学部	医療栄養学科	学士（医療栄養学）

（２）学部学科及び学位の英語名称

英語表記は、Faculty of Clinical Nutrition とする。

なお、医療現場への対応力や実践力を重視した管理栄養士の養成に主眼を置いているため、medicalではなく、Clinical を使用した。

医療栄養学部	医療栄養学科	学士（医療栄養学）
Faculty of Clinical Nutrition	Department of Clinical Nutrition	Bachelor of Clinical Nutrition

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

本学科の教育目標は、『基本的な医学・薬学の知識をもち、身近な食材・食品の成分や効能を科学的に理解し、それを個々の健康状態にあった献立作成等に活かすとともに、健康・栄養状態の改善を目的とした栄養教育・指導・管理を行うことで『食の力』でこころとからだを健康にする管理栄養士を養成することである。健康・医療・福祉分野での教育・実習の実績を活かしながら、他学部・他学科あるいは地域社会と連携した独自のカリキュラムを展開することで、医療人として高度で専門的な知識や技能のみならず、高い倫理観を備え豊かな人間性を持った「管理栄養士」の養成を実現します。』である。

この教育目標を達成するための教育課程は、「管理栄養士」の資格取得につながる学修を主たる目的とすることから、「管理栄養士学校養成指定規則」に基づき授業科目を編成し、平成 22 年に報告された「管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）改訂検討会報告書」に沿って内容を構成する。また、大学設置基準の大綱化の趣旨に準拠して、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養すること、高度な専門知識・技能を教授するにあたり学際的な分野を取り入れるなどして教育の多様化を図り、学生の個性、自主性を発揮できるよう配慮することを編成の基本方針とする。

この基本方針を基に、具体的には、医療人たる管理栄養士としての意識を涵養し、質の高い管理栄養士としての学問と技能を修得させ、さらに統合的健康管理のできる管理栄養士の育成と社会をリードする人材の育成を目標として、現代社会が直面する諸課題への対応、人々が健康で上質な暮らしを送ることができる社会環境の実現、地域社会から広く社会全般に至るまで、人々の福祉向上への貢献ができるようにしていくための、教育課程を編成している。

(2) 教育課程の特色

本大学の教育課程では、授業科目を「共通教育科目」と「専門教育科目」に区分して編成している。「共通教育科目」は、優れた感性、多角的視点、総合的な思考力などを持った豊かな人間性を培うために、また、学際化が進む現代の学問を理解すると同時に専門分野の学びを深めていく際に必要となる基礎知識を得るために欠かせない総合的な科目である。「専門教育科目」は、各分野の専門教育の導入的な科目、専門教育の根幹となる科目、さらにそれらを応用し展開を図る科目である。

[1] 共通教育科目

共通教育科目は、本大学の学部学科全体に共通に開講する授業科目で、「教養科目」「共通基礎」「情報処理」「外国語」「保健体育」「特講」の 6 つの系列・分野に分けられる。

「教養科目」は「国際」と「学際」の系とし、「国際」では「国際社会の理解」の分野を配置し、「学際」では、「人間と思想・文化」「人間と現代社会」「人間と科学・技術」の 3 分野を配置する。

「共通基礎」は「人文科学」「社会科学」「自然科学」の 3 分野に分類する。共通基礎は、教養科目と専門教育科目を学ぶ土台となるものであることから 3 分野のそれぞれから選択して履修することを義務

付ける。

「情報処理」には 5 科目を配置し、その内「情報処理Ⅰa」「情報処理Ⅰb」の 2 科目は必修科目とする。

外国語は英語科目を中心として、「ドイツ語」「中国語」「韓国語」を各 2 科目配置する。中でも、英語の汎用性を考慮して、「英語Ⅰa」「英語Ⅰb」「英語Ⅱa」「英語Ⅱb」「英語Ⅲa」「英語Ⅲb」は必修科目として、「英語Ⅳa」「英語Ⅳb」「英語Ⅴa」「英語Ⅴb」は選択科目として配置する。

「保健体育」では「スポーツⅠ」は基礎理論を学び、「スポーツⅡ」「スポーツⅢ」では実技を修得するもので、「スポーツⅠ」を必修科目とする。

「特講」では、大学における学修に慣れるように、1 年次前期に「基礎ゼミナール」を必修として配当する。

〔2〕専門教育科目

専門教育課程は、「医療人養成に向けた基礎教育」「専門基礎分野」「専門応用分野」の 3 分野から構成されている。専門教育課程では、講義と演習・実習科目を対応させ、理論と技能が一体となるように構成し、各年次に適切に配置することにより管理栄養士資格に求められる教育を系統的に行うように編成している。

また、医療人としての「管理栄養士」の養成に軸足を置くことを基本方針としていることから、1 年次より共通教育科目と共に専門教育科目を配置し、社会に通用する真の教養人を育成すると同時に、早期から医療専門職業人として、「管理栄養士」の養成課程に学修することを意識付け、倫理観やコミュニケーション能力の醸成を図るように配慮している。

1) 『医療人養成に向けた基礎教育』

導入教育として、1 年次前期に「チュートリアル」、1 年次に「管理栄養士概論」「早期体験学習」「臨床医学概論（生命倫理を含む）」を必修科目として配置している。

「チュートリアル」は、演習科目で、学生自らが課題を見出し、調査・研究活動を通して問題解決型の学修態度を養うと共に、研究成果の発表を通してプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を醸成する。

「早期体験学習」では、管理栄養士の職域、業務内容を体験することにより、早期から目的意識を持たせ学修意欲の向上を図る。

「管理栄養士概論」では、管理栄養士の職能、職域や新しい時代が求める管理栄養士の姿などについて学ぶ。

「臨床医学概論（生命倫理を含む）」では、医療人が備えておくべき医療倫理・生命倫理を学修する。

2) 専門基礎分野

専門基礎分野は、専門応用分野科目の基礎となる知識を習熟することを目的として科目配置を行っている。1 年次前期から配置し、選択 1 科目を除き、2 年次終了までに必修科目のすべてを履修するように編成している。

『社会・環境と健康』では、健康と社会・環境に関する基礎的な知識、健康状態の評価と健康増

進の考え方、保健・医療・福祉制度と法規に関する基礎的な知識を習熟することを目的として科目配置を行っている。1年次に「公衆衛生学Ⅰ」「健康栄養管理学」、2年次に「公衆衛生学Ⅱ」を必修科目として配置している。

「公衆衛生学Ⅰ」及び「公衆衛生学Ⅱ」では、健康の概念、それを規定する社会・環境的要因、健康の保持・増進や疾病予防に関する法規、政策、ならびに行政事業など公衆衛生全般について学修する。

「健康栄養管理学」では、生活習慣の現状と対策並びに主要疾患の疫学と栄養面からの予防対策について修得すると共に、栄養管理のための情報収集術・スクリーニングとアセスメントの方法について修得する。

『**人体の構造と機能及び疾病の成り立ち**』では、人体の構造・機能の系統的理解と主要疾患の成因、病態、診断、治療に関する基礎的な知識を習熟することを目的として科目配置を行っている。人体の構造や機能について系統的に理解させるための科目群として1年次に「人体の構造とその機能」「生理解剖学実習」「生物有機化学」「栄養化学実験」「生化学Ⅰ」、2年次に「生化学Ⅱ」「生化学実験」、主要疾患の成因、病態、診断治療に関する基礎的な知識を学修するための科目群として「臨床病態学Ⅰ」「臨床病態学Ⅱ」「微生物と生体防御」を必修科目として配置している。

「人体の構造とその機能」では、栄養と人体の構造・機能の関連性について理解を深めた上で、人体の仕組みやその構造単位である細胞レベルから組織・器官・器官系レベルまで、構造と機能との密接な関連性に基づいて体系的に学修する。

「生理解剖学実習」では、人体の生理機能（身体計測、エネルギー代謝、循環、呼吸、消化、味覚など）に関する実験や実験動物から摘出した腸管を用いた腸管運動に関する実験を実施する他、人体模型の観察により人体の構造についてより理解を深める。「人体と構造とその機能」と並行して学修することにより、理解、興味を深める。

「生物有機化学」では、ミネラルを除く五大栄養素のすべてが有機化合物であることから、これらを題材にして有機化学で最低限必要な官能基とその反応性、立体構造などについて学び、生体内で起こっている様々な有機化学反応を学修する。

「栄養化学実験」では、アスパルテームやその他簡単な医薬品の合成を通じて有機化学的な合成手法などについて修得する。「生物有機化学」と並行して学修することにより理解・興味を深める。

「生化学Ⅰ」では、糖質、タンパク質（アミノ酸）の構造、機能、生合成、代謝全般や生体内の化学反応に必要なビタミンや補酵素について学修する。

「生化学Ⅱ」では、脂質の構造、機能、生合成、代謝や遺伝情報を担っている核酸の性質や生合成及び転写、翻訳、複製のメカニズムについて学修する。

「生化学実験」では、細胞組織の顕微鏡観察、動物組織より生体成分であるタンパク質或いはDNAの抽出、成分の分析・確認法について修得する。「生化学Ⅱ」と並行して学修することにより、理解、興味を深める。

「臨床病態学Ⅰ」及び「臨床病態学Ⅱ」では、栄養士・管理栄養士が臨床医療で直面する頻度に関わらず、様々な疾患の病態・成因・症候・診断・治療の概要について学修すると共に、栄養摂取困難な患者に対する栄養素の摂取障害及び過剰摂取により引き起こされる疾患について学修する。

「微生物と生体防御」では、ヒトの健康を脅かす微生物（ウイルス、細菌、真菌及び寄生虫）に

関する基礎知識と基本的な生体防御のしくみについて修得する。

『食べ物と健康』では、食品の分類・成分の理解と健康との関連、食品の生産・加工・流通・調理過程における安全と食品成分の変化、食品の特性と食事設計・調理の基礎知識を習熟することを目的として科目配置を行っている。1 年次に「食べ物と栄養Ⅰ」「食べ物と栄養Ⅱ」「実験・食べ物と栄養」「調理学」、1 年次後期に「調理学実習Ⅰ」、2 年次に「食品加工学」「食品加工学実習」「食の安全とその実践」「食品衛生学実習」「献立作成実習」、2 年次前期に「調理学実習Ⅱ」、3 年次に「感染症とその薬」を配置しており、「感染症とその薬」以外の科目はすべて必修科目としている、

「食べ物と栄養Ⅰ」では、ヒトと食べ物の関わり、食べ物の構成成分・栄養価、物性や機能性、食品中の嗜好・有害成分、調理・加工・保存による様々な変化等について総論的に理解する。

「食べ物と栄養Ⅱ」では、「食べ物と栄養Ⅰ」を踏まえ、献立作成の食材となる個々の食品の起源、成分的特性（栄養・調理加工性）などについて基礎的・専門的知識を修得する。

「実験・食べ物と栄養」では、食品成分の分析に必要な基本的実験手技を修得すると共に、分析原理や科学的な考え方を身に付ける。

「食品加工学」では、食品加工の意義、加工食品に利用される食品素材の特性、保健機能食品を含む加工食品の規格・基準、表示基準、保存技術や種々の加工食品の加工原理・製造法等に関する基本的知識を修得する。

「食品加工学実習」では、身近な加工食品を製造することで、加工食品の製造技術を修得すると共に、加工食品の特徴、製造原理、鑑別などを総合的に理解する。「食の安全とその実践」では、食を通じて人間が健康かつ安全な生活を営むために、食の安全とその実践において必要となる食品衛生の基礎的知識を学修する。

「食品衛生学実習」では、衛生検査の基礎的実験手技として微生物学的あるいは理化学的な検査法を修得する。

「感染症とその薬」では、これからの管理栄養士が医療の現場で幅広く活躍するために、感染症についてその特徴を学び、感染症治療に用いられる薬物の特長とその作用についての基礎知識を修得する。

「調理学」では、食品の備えている特性が、調理過程において理化学的、組織学的、物性学的にどのように変化するのかを解説し、管理栄養士として、安全で美味しい食事を提供するための基礎的知識を修得する。加えて、食品成分表の構成と内容も理解する。

「調理学実習Ⅰ」「調理学実習Ⅱ」では、実際に調理を行うことで、食品の調理過程における成分や物性の変化を理解し、美味しい食事を提供する実践的能力を養うことを目的とする。また、季節の食材の活用方法や行事食の調理も学修する。加えて、食中毒に対するリスク対策についても実習を通して修得する。

「献立作成実習」では、調理学及び調理学実習で修得した知識・技能に基づいた献立作成と調理、食品成分表を活用した栄養価計算を行い、食事としての評価を行う。さらに、給食経営管理論領域との学びの連続性を考慮し、食事摂取基準及び食品構成に基づいた献立作成、調理、評価も行い、管理栄養士としての実際の献立作成能力を養う。

3) 専門応用分野

専門応用分野では、専門基礎分野の知識をヒトに応用するための知識を習熟することを目的として、科目配置を行っている。この中では、管理栄養士取得に関わる教育内容を扱う「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の科目はすべて必修科目として配置している。

『**基礎栄養学**』は、エネルギー、栄養素の代謝とその生理的意義について基礎的な知識を習熟することを目的として科目配置を行っている。2年次に「基礎栄養学」「基礎栄養学実験」を必修科目として配置している。

「基礎栄養学」では栄養素の体内動態（吸収、分布、代謝、排泄）について学修して、その変化の中での栄養素の生理的役割について理解を深める。臨床栄養学を理解するための基礎知識を修得する。

「基礎栄養学実験」では、実験動物を用いて飼育状態の違いによる栄養素の生体内代謝への影響などを学修する。

『**応用栄養学**』は、栄養マネジメント、各ライフステージの特徴に基づいた栄養管理、食事摂取基準の考え方と活用の基礎知識を習熟することを目的として科目配置を行っている。2年次に「応用栄養学概論」、3年次に「ライフステージ栄養学」「スポーツ栄養学」「応用栄養学実習」を必修科目として配置している。

「応用栄養学概論」では、「基礎栄養学」で学修した栄養素に関する知識を基礎とし、ライフステージの変化に伴う身体状況や栄養状態に対応した栄養管理の考え方、また、日本人の食事摂取基準について、栄養素別ではなく食事摂取基準の各指標を中心に学修する。

「ライフステージ栄養学」では、各ライフステージにおける身体特性、生活環境、食生活や栄養素等摂取の特徴を理解し、それらに応じた食生活のあり方、栄養管理に必要な知識を学修する。また、運動時、ストレスや特殊環境条件下における身体特性と栄養マネジメントについて学ぶ。

「スポーツ栄養学」では、競技スポーツにおける栄養摂取の重要性を、健康増進と競技力への影響の両面から理解し、最適な栄養状態を維持するための食生活改善法について学修する。

「応用栄養学実習」では、成長・発達、妊娠・授乳、加齢及び各種労作や運動などの身体活動による生理的変化、栄養状態の変化を捉え、生活習慣病予防、健康の維持増進を目的とした栄養管理の実際を学修する。各ライフステージに対応した栄養状態の評価・判定を実施し、健康・栄養上の問題点の発見と栄養管理が実践できる技能を修得する。さらに、食事摂取基準に基づいた献立を作成し、調理実習を行う。

『**栄養教育論**』は、栄養教育の理論と技法の基礎知識を得ることと、ケースに基づいた栄養教育の展開方法を習熟することを目的として科目配置を行っている。1年次に「栄養・健康教育論」、2年次に「行動科学と栄養教育」「健康・栄養マネジメント実習」、3年次に「栄養カウンセリング論」「栄養教育プログラム実習」を必修科目として配置している。自然の理に添う栄養、各ライフステージ及び病態における栄養教育、社会地域における食育等について学修する。

「栄養・健康教育論」では、自然の仕組みの中で循環している食べ物としての生命とそれによって生き生かされている人間との相互のあり方を考えつつ、健康を増進していく道を統合

的に学修する。

「行動科学と栄養教育」では、人の本来の食のあり方を学ぶ一方、人の行動習性を把握し、適切な食へと導く栄養教育理論と行動科学理論、技法を学修する。人と社会が変容していく要素として、セルフエフィカシー、エンパワーメント、グループダイナミックスの仕組みと行動科学理論を学修する。

「栄養カウンセリング論」では、各ライフステージ、また各人の体質、栄養状態に最も適正な食材の選び方と栄養摂取の在り方を的確に提言できる力、その人のより健やかな人生を支援することができる力を養う。栄養状態の的確なアセスメント方法、相手に応じた段階的栄養摂取修正の在り方、リストアージュやトレーニングを加えた身体活動、睡眠等の生活全般について包括的に提言し、また行動修正できるように必要な行動科学理論に基づいたコミュニケーション、カウンセリング技法を修得する。

「健康・栄養マネジメント実習」では、健康、保健指導の実際を想定し、行動科学理論、エンパワーメント効果についてロールプレイを通じて体得する。また、ハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチに有効な栄養指導媒体をグループで作成し、有効な栄養指導法を体験的に模索し、より効果的な指導方法や人の意識の力が地域や社会を動かすエネルギーの波へと変換していく過程を、ロールプレイを通じて体感、体得する。

「栄養教育プログラム実習」では、個人に対して各ライフステージ、その人の生活習慣と栄養状態を問診により的確に把握する力を養成する。コンピューターを使って栄養分析と状態把握を徹底的に練習する一方、そのデータに基づき、コンピューター上で望ましい食と栄養摂取を提示、修正できる技法を修得する。

『臨床栄養学』は、傷病者、要介護者の栄養管理の基礎知識を得ることと、個別の疾患・病態・心身機能の特徴に基づいた適切な栄養管理の方法を習熟することを目的として科目配置を行っている。2年次に「臨床栄養学概論」「栄養ケア技術実習」、3年次に「医療・福祉・介護と栄養ケア」「栄養ケアマネジメント各論Ⅰ」「栄養ケアマネジメント各論Ⅱ」「疾病別栄養管理実習」を必修科目として配置している。

「臨床栄養学概論」では、傷病者の病態や栄養状態の特徴に基づいた適切な栄養ケアマネジメントを行なうための栄養スクリーニング、アセスメント、栄養ケア目標の設定、栄養ケア計画、実施、評価及びフィードバックという一連の考え方を学修する。

「医療・福祉・介護と栄養ケア」では、医療・福祉・介護の分野での栄養ケアマネジメントについて、その制度と根拠法令、関連資源、現状と課題等を知り、在宅療養推進を視野に入れた連携の必要性について学修する。

「栄養ケア技術実習」では、医療機関から在宅までを視野に入れた栄養ケアの具体的手法について実習を通して修得する。

「栄養ケアマネジメント各論Ⅰ」では、栄養・食事が治療と関連の深い疾患をとりあげ、傷病者の病態や栄養代謝の特徴を知り、栄養治療の選択や具体的な栄養食事計画の作成等、栄養ケアマネジメントに必要な実践的知識や技術、食品と医薬品の相互作用について学修する。

「栄養ケアマネジメント各論Ⅱ」では「栄養ケアマネジメント各論Ⅰ」とは異なる疾患を扱うと共に、要介護者及び在宅ケアについても学修する。

「疾病別栄養管理実習」では、医療機関から在宅までを視野に入れた担当疾患を想定し、医師、看護師、薬剤師他関係するスタッフとのチーム医療でのカンファレンスや食生活調査を通して必要な情報を収集し、栄養アセスメント、栄養ケア計画の策定と実施及びモニタリングに至る一連の流れを体験し記録を作成する。

『**公衆栄養学**』は、主要な栄養政策の理解と、集団や地域の特徴に基づいた公衆栄養活動の方法を習熟することを目的として科目配置を行っている。2年次に「社会環境と健康・栄養政策」、3年次に「公衆栄養マネジメント」「食事調査実習」「公衆栄養学実習」を必修科目として配置している。

「社会環境と健康・栄養政策」では、公衆栄養学の概念と現在求められている公衆栄養活動の方向性、我が国の健康・栄養状態の変遷と現状、課題などを理解する。

「公衆栄養マネジメント」では管理栄養士に求められる食事摂取量の把握の方法と評価、公衆栄養マネジメントの考え方と基礎知識、公衆栄養アセスメント・計画・評価の基礎知識と方法などについて学修する。

「食事調査実習」では、個人の食事摂取量を求めることで、主な食事調査方法の特徴と活用について理解を深め、実践できる技術を修得する。

「公衆栄養学実習」では、医療・福祉・介護施設の栄養関連サービスに関するプログラムの作成・実施・評価について、総合的なマネジメントに必要な理論・方法・実践技能を修得する。

『**給食経営管理論**』は、給食施設利用者のアセスメントの方法とそれに基づいた食事の提供を通して栄養管理、給食の運営方法とそのマネジメントに関する基礎的な知識を習熟することを目的として科目配置を行っている。2年次に「給食経営管理総論」「給食経営管理各論」、2年次後期に「給食経営管理実習Ⅰ」、3年次前期に「給食経営管理実習Ⅱ」を必修科目として配置している。

「給食経営管理総論」では、食事サービスを介して、栄養介入をする栄養・食事管理と給食の生産管理を行なうための経営管理の理論や手法を給食に応用する知識を修得する。

「給食経営管理各論」では、特定給食施設の給食経営の目的と特徴を学修する、総論で学んだ基本を応用して各施設のごとの実践方法を検討しながら、給食経営管理の運営について学修し、応用展開の能力と判断力を養う。

「給食経営管理実習Ⅰ」では、特定給食施設における大量調理実習と個人のアセスメントによる適切な食事の提供方法の技術と理論について学ぶ。

「給食経営管理実習Ⅱ」では、実習体験により、管理栄養士が、給食施設で行う経営管理方法や新調理システム等を含む給食経営の理論と技術を学ぶ。

『**食医特論**』は、管理栄養士の資格に直接関わる学問領域ではないが、管理栄養士の職能を拡張し、新たな職域を開拓するため、さらには地域社会との連携を視野に入れた本学部が独自に教育を展開するものであり、1年次に「食医養生論」、2年次に「薬食同源思想」「薬膳実習」、3年次に「栄養薬学」「在宅栄養管理・食の力開発論」、4年次に「ソーシャルマーケティング論」を配置している。なお、「食医養生論」「薬食同源思想」「薬膳実習」「在宅栄養管理・食の力開発論」は必修科目として履修を義務付ける。

「栄養薬学」では、代表的な医薬品の薬理作用及び薬物動態学的特性について講義し、医療・保

健衛生の現場でチームの一員として積極的に貢献できるための十分な専門的知識と技能を修得する。

「食医養生論」では、食事指導を通して、健康維持・増進、病気予防、未病・病気の改善など、様々な局面において的確な判断ができる管理栄養士を養成するために、本大学看護学部、薬学部、心理科学部、総合リハビリテーション学部の教員と協力して医療分野の専門職が連携した専門職連携教育を実行する。

「薬食同源思想」では、漢方の考え方を基本として、食の力を活用した健康維持法について学び、日本の食文化の根底に流れる薬食同源思想を学修する。

「薬膳実習」では、「薬食同源思想」「食医養生論」の講義内容を、実習を通して修得する。

「在宅栄養管理・食の力開発論」では、本大学看護学部、医療福祉学部の教員と協力して、在宅介護、あるいは介護福祉施設における栄養ケアサービスの担い手に求められる高度専門的知識・技術を学修する。

「ソーシャルマーケティング論」では、社会問題を解決するための政策手法であるソーシャルマーケティングの中から、広く社会的な問題の解決に応用されるソーシャルマーケティングについて学修する。

『総合演習』は臨地実習の事前事後指導を通して、臨地実習が効果的に行われるための基礎知識を習熟することを目的として科目配置を行っている。3・4年次に「総合専門演習Ⅰ」、4年次に「総合専門演習Ⅱ」を配置する。

「総合演習Ⅰ」では、臨地実習をより円滑に進めると共に、更なる教育効果をもたらすために、実習の開始時に実習の動機付け、研究課題の検討を行ない、実習終了時には、討論会を通して問題点の解決に取り組む。

「総合演習Ⅱ」では、3年次までに学修して来た各分野のつながりを横断的にまとめて理解することに加えて、専門科目の復習・総まとめとして位置づけて、学生各自の理解度を確認し、課題を見出す機会とするために、管理栄養士として欠くことのできない領域を中心に引き上げ重点的に講義・演習を行なう。

『臨地実習』は学内での管理栄養士業務に関する基礎知識を基に、現場での管理栄養士業務の経験をすることにより、学内での履修科目を総合知識として習熟することを目的として科目配置を行っている。3年次に「臨地実習Ⅰ（給食の運営）」、4年次に「臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）」「臨地実習Ⅲ（臨床栄養学）」「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」「臨地実習Ⅴ（公衆栄養学）」を配置する。「臨地実習Ⅰ（給食の運営）」、「臨地実習Ⅲ（臨床栄養学）」は必修科目として各1単位取得するものとする。「臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）」、「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」、「臨地実習Ⅴ（公衆栄養学）」については、選択科目として配置し3科目の中から2科目選択するものとする。なお、本学部の目的を考慮し「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」の履修を推奨する。

「臨地実習Ⅰ（給食の運営）」では、特定給食施設で給食運営の実際を実習することにより、栄養士として必要な知識及び技能全般を体得する。

「臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）」では、特定給食施設で給食業務全般の適切なマネジメントができるように管理栄養士としての必要な知識及び技能を体得する。

「臨地実習Ⅲ（臨床栄養学）」では、病院等の医療提供施設において、傷病者の病態や栄養状態の特徴に基づいた適正な栄養管理方法の実際を体得する。また、実習現場での課題の発見、解決を通じて、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行なうために必要とされる専門知識を再確認し、その知識と技術の融合を図るための基礎的な方法を体得する。

「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」では、臨地実習Ⅲで体得した知識、技術を基に、病院等の医療提供施設において、傷病者の病態や栄養状態の特徴に基づいた適正な栄養管理方法について、実践的、応用的実習をとおして、より高度な理論・技術を学修する。

「臨地実習Ⅴ（公衆栄養学）」では、公衆栄養活動の臨地実践に関する実習で、保健所や保健センターでの実践活動を通じて、課題の発見や改善手段を学び、公衆栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行なうために必要な専門的知識・技能を学修する。

『関連科目』として3年次後期に「卒業研究Ⅰ」、4年次に「卒業研究Ⅱ」「専門職連携教育」を配置している。

「卒業研究Ⅰ」及び「卒業研究Ⅱ」では、本学部において修得してきた様々な知識と技能を総合して教育研究を進める。栄養学に対するさらなる深い探求心、応用力や問題解決能力の醸成を図ることを目的にした総合科目とする。

「専門職連携教育」では、本大学の医療系の各学部学生が一つのチームを組み、チューターの指導を受けながら、与えられたテーマに対して様々な角度から議論を進め、その成果をプロダクトとしてまとめる。このような経験を通じてコミュニケーション能力の向上を図ると共に、それぞれの分野の連携について思考しながら「チーム医療」の重要性を認識する。

また、栄養教諭の教員資格取得を希望する学生のために『教科に関する科目』『教職に関する科目』を選択科目として配置する。

本学部は、質の高い管理栄養士を養成することはもちろん、加えて、他のコメディカル人材養成学部との連携教育により、医療と福祉の連携による在宅栄養管理のできる管理栄養士を養成する。履修科目の枠組みは、「医療人養成に向けた基礎教育」として、医療人としての管理栄養士教育の意識付け、意義付け、動機づけを行なう科目を設定する。「専門基礎分野」における「感染症とその薬」を除く科目と「専門応用分野」の「食医特論」及び「関連科目」を除く科目は、管理栄養士養成における必修科目である。この教育に加えて、本学部の特色を持った教育は、専門応用分野の食医特論の科目として設定してある。

【別紙資料 1 1】「医療栄養学部医療栄養学科教育体系図」参照

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方・特色

本学部を構成する専任教員 11 人の分野別は、管理栄養士教員 6 人、医師教員 1 人、農学系教員 1 人及び薬学系教員（薬剤師）3 人である。

「管理栄養士学校指定規則」に則り、『専門基礎分野』のうち「社会・環境と健康」の分野に管理栄養士教員 2 人、医師教員 1 人、「食べ物と健康」の分野に農学系教員 1 人、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」の分野に管理栄養士教員 1 人、薬学系教員 1 人、医師教員 1 人（再掲）の合計 6 人を専任教員として配置している。

なお、医師教員は、糖尿病の専門医でもあり、NST を長年実践しており、基礎及び臨床の両面での研究業績、実績を有している。

「管理栄養士学校指定規則」に則り、『専門応用分野』のうち「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」及び「基礎栄養学」の分野に管理栄養士教員をそれぞれ配置している。「臨床栄養学」及び「給食経営管理論」分野の担当教員は、その教育内容と本学部の教育理念・目的とする医療現場における実践力育成の観点から、「臨床栄養学」では、病院での豊富な実務経験を、「給食経営管理論」では、病院での実務経験及び管理栄養士養成施設での教育・研究歴を重視して教員配置を行なっている。「公衆栄養学」を担当する管理栄養士教員は、管理栄養士養成施設で 30 年以上の教育・研究歴を有する教員を配している。「栄養教育論」を担当する管理栄養士教員は、今後、管理栄養士の職能を発揮する場として期待されている在宅医療、介護・福祉分野の教育・研究に長年携わっており、本学部が目指す人材育成にとって適任と考える。

(2) 専任教員の年齢構成

専任教員 11 人の年齢構成は、教授 9 名のうち 41～45 歳が 1 人、51～54 歳が 2 人、55～59 歳 1 人、60～64 歳が 3 人、65～69 歳が 1 人、70 歳以上が 1 人であり、准教授が 55～59 歳の 1 人及び講師が 35～39 歳の 1 人を配置している。

本大学の定年は満 64 歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定されている。また、教員任用に際しては、「任用規定」に基づき取り扱い、人事計画上必要と判断する場合には、「特任教員規定」「客員教員規定」により、満 70 歳に達する年の年度末まで雇用することができる。なお、70 歳を超える場合は理事長の承認により雇用することができる。本学科の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としており、完成年度の 3 月末時点において構成教員に変動は生じない。

【別紙資料 1 2】「広島国際大学就業規則」参照

【別紙資料 1 3】「任用規定」参照

【別紙資料 1 4】「特任教員規定」参照

（３）研究体制

本学部の専任教員は、栄養系（管理栄養士）、医学系（臨床医）、薬学系（薬剤師）の教員で構成され、豊富な臨床経験と教育経験を有すると共に、それぞれの専門分野において先端の研究活動を遂行し、学会活動並びに各協会や団体における指導的立場として貢献するなど学内外において広く活躍をしている。構成教員は、従来の栄養領域の学問体系の枠にとらわれることなく、また、栄養学領域、医学領域及び薬学領域の連携を図り、学際的な研究を遂行できるような体制を整えている。

また、医療系総合大学の利点を活かして、看護学部や薬学部等と学部学科の枠を超えた協力体制を構築するのみならず、食育の推進にあたり地域・産業界と連携した組織を構築して、学内外において広く研究交流を図っていく。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

知識の理解や理論的な学修を目的とする教育内容については、講義形式を中心とした授業形態とし、態度、志向性、技能及び技術の修得を目的とする教育内容については、演習形式による授業形態を採用する。また、理論的知識を実務に展開・応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容については、実験・実習による体験型学習の形態を採り、理解の深化と実践力の育成を図る。

1 クラスの学生数は、授業科目ごとの授業形態による教育効果を十分に考慮して決定する。講義室の広さ、設備など学生の教育効果を十分考慮して、講義形式は 60 人とし、実験・実習形式では必要に応じて 10 人～30 人のグループに分けて行なう。

「チュートリアル」などの演習科目は 6 人～7 人とする。外国語系科目、卒業研究、臨地実習等でも積極的に少人数教育を取り入れて教育効果を高める。

各科目の配当年次は、1 年次では専門教育科目のうち専門基礎分野の科目を中心とし、年次進行に伴い専門応用分野の科目群を導入して、臨地実習、卒業研究に向けて段階的に学修を進める。

(2) 履修指導方法及び卒業要件

[1] 履修指導方法

多様化する現代社会の要請に応じて、学生が卒業後の進路を自ら決定し、それぞれに適した科学的理解力と実践能力を身につけられるように、入学時はオリエンテーションによる学科全体での指導により、また、進級後も毎年度当初に開催する履修ガイダンスや編集・発行するシラバス等を通じて学生に履修モデルを提示するなど、個々に対してきめ細やかな履修・進路指導を展開していく。

また、本学部ではアローアンスとして学生がひとつの専門分野に偏ることなく広く知識を身につけられるように、保健、医療、福祉、心理、看護など他学部において開講されている共通教育科目及び専門教育科目の履修を推奨することとしており、本大学の医療福祉学部と同様、年間履修申請単位数の上限を 60 単位としている。ただし、学生に提示する履修モデルでは、1 年次後期及び 2 年次前期のそれぞれの半期で各 25～27 単位修得のための履修申請が想定されることから設定した 60 単位上限であり、他の年次および期においては本大学他学部同様の履修申請の上限内の申請となる見込みである。

学生への修学指導として、クラス担任がきめ細かく講義への出席状況や成績を把握し、フォローをしていく万全の体制を整える。

[2] 卒業要件

本学部では、栄養学を修めた者の証として卒業後直ちに管理栄養士資格を取得するよう奨励しており、学生の将来の進路によらず管理栄養士国家試験に備えたカリキュラムを提供していく。そのために、学修すべき基礎的な授業科目のほとんどが共通しており、多くの科目区分について必修科目として課している。卒業に要する単位のほとんどが、目標とする管理栄養士の取得に必要な授業科目で占めら

れ、科目選択の自由度が限られているために、学生が系統立った履修を年次進行とともに計画的に進められることで、より具体的な将来計画を構想できるように配慮していく。

本学部の大きな目標である、国家試験合格を目指した学修進度が図れるよう、履修モデル及び、教育課程と指定規則との対比表に基づき卒業要件を設定し、指導を行う。

学 部 名	学 科	共通教育科目		専門教育科目	
		必修科目	選択科目	必修科目	選択科目
医療栄養学部	医療栄養学科	11 単位	15 単位	104 単位	6 単位

【医療栄養学部 医療栄養学科 履修モデル】

①臨床・在宅栄養管理モデル

管理栄養士養成に係る必修科目に加え、「感染症とその薬」「栄養薬学」「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」を選択する。あわせて、本大学が擁する医療系分野の他学部との連携を図った学修をすることにより、他種医療従事者と協働するための専門性、協調性及び在宅栄養管理の実践を学ぶことで、臨床及び、在宅支援のできる管理栄養士を養成する。主な卒業後の進路は、総合病院、福祉施設、行政、在宅支援事業関連企業等の管理栄養士である。

②栄養教諭モデル

管理栄養士養成必修科目に加え、栄養教諭教職必修科目を修得することで、栄養教諭一種免許状を取得する。主な卒業後の進路は、小・中学校での栄養教諭、幼稚園、保育園等での給食・食育指導等を行う管理栄養士である。

【別紙資料 15】「医療栄養学部医療栄養学科 授業時間割表（案）」参照

【別紙資料 16】「医療栄養学部医療栄養学科 教育課程と指定規則との対比表」参照

【別紙資料 17】「医療栄養学部医療栄養学科 教育課程及び履修モデル」参照

7. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地・運動場の整備計画

本大学は、広島県内に 3 キャンパスを有しており、広島県東広島市に「東広島キャンパス」、呉市に「呉キャンパス」、広島市に「広島キャンパス」を置いている。

校地面積については、東広島キャンパス 338,372.98 m²、呉キャンパス 84,419.25 m²、広島キャンパス 2,192.80 m²であり、本大学全体では 424,985.03 m²(その他面積含む)となり大学設置基準を大きく上回っている。運動場及び体育施設について、東広島キャンパスは、運動用地が 173,172.11 m²有り、多目的グラウンド、陸上競技場、野球場、サッカー場 1 面、ラグビー場 1 面、テニスコート 4 面、体育館、第 1 練習場(柔道場)、第 2 練習場(剣道場)、弓道場を整備している。また呉キャンパスは運動用地が 21,875.55 m²有り、総合グラウンド(サッカー場、野球場)、テニスコート 3 面、フットサルコート 1 面、体育館(1 階はアリーナ、2 階は第 1 練習場[トレーニングルーム]、第 2 練習場[剣道場、卓球場])、第 3 練習場(柔道場)、第 4 練習場(空手道場)を整備している。

また、学生の休息場所として、東広島キャンパスは 1 号館 1 階食堂、2 号館 1 階食堂・2 階コミュニティールームが有り、呉キャンパスには 1 号館 1 階食堂、2 号館 1 階談話室、4 号館 1 階談話室、6 号館 6 階コミュニティールームが有り、広島キャンパスには 1 階コミュニティールーム、14 階・15 階に幟町カフェ(食堂)を整備している。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎面積については、東広島キャンパス 57,428.96 m²、呉キャンパス 56,721.93 m²、広島キャンパス 8,850.35 m²であり、本大学全体では 123,001.24 m²となり、大学設置基準を大きく上回っている。

今般、設置する「医療栄養学部」は、呉キャンパスに置き、使用する施設・設備については、既設学科で使用していた実習室等を中心に 1 号館 3・4 階等の施設設備を整備する。

本学部専用の施設として、実習室、実験室、ゼミ室、専任教員の研究室を置く。

実習室、実験室は、教育・研究に必要な施設・設備を整備し、体系的に学修できる環境を整え、各種実習・演習にあたっては、「調理実習室」「試食室」「給食経営管理実習室」「栄養教育実習室」「臨床栄養実習室」「食品衛生実験室」を中心施設とする。「給食経営管理実習室」の中には、食材の検収、下処理、調理、配膳を行うための個々の作業だけでなく、全体の作業の流れも修得しやすくするために工夫を凝らした施設・設備を整備している。各室とも指定規則に従い、学生数に対応した機器・備品を配備している。

ゼミ室、専任教員の研究室は、同一の建物内に設置し、教員と学生とのコミュニケーションが図れるよう整備している。学生と教員との関係が密接となり、自主学習や卒業研究に対する教員のアドバイスが容易となり、チュートリアルから卒業研究(1 年次から 4 年次)までの学生が配属になったゼミ室と

して使用するほか、オフィスアワーや個別指導の場としても利用される。

また、他学部・他学科との共用施設として、講義室、情報処理演習室、資料作成室、印刷室、図書館等を設ける。

なお、運動場、体育館のスポーツ施設等は、呉キャンパスに整備しており、全学共用施設としてスポーツ系の実習やクラブ活動等において利用できる。

【別紙資料 18】「医療栄養学部医療栄養学科 演習・実習の概要」参照

（３）図書等の資料及び図書館の整備計画

〔１〕図書の整備

新設、医療栄養学部医療栄養学科については、現在、約 1,000 冊の食品、栄養学を主軸に生化学、公衆衛生学などの教育内容に沿った専門図書を所蔵している。が、新たに開設時までに、研究や学修に必要な図書、約 4,000 冊を追加購入し、約 5,000 冊の専用図書を配備する予定である。

また、雑誌においては、開設年度から、Applied and Environmental Microbiology、Food Biotechnology、Food Chemistry、栄養評価と治療、栄養学雑誌、食品衛生学雑誌など、医療栄養学に関連する主要な国内外雑誌約 20 種を購読する計画である。

〔２〕施設の整備

本学部を設置する呉キャンパスでは、看護学部、薬学部、工学部の図書を所蔵している。延べ床面積は 1,962.50 m²で、閲覧座席数 270 席、AV 視聴覚機器 10 台、学生用端末機 14 台を設置し、館内では有線 LAN、無線 LAN が使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 15 台用意している。

図書の貸出・返却には、図書自動貸出返却装置をそれぞれの図書館に設置し、貸出・返却の手続きが迅速にできるとともに、図書館利用管理システム「Ufinity」を導入し、ネット上から図書の貸し出し延長ができるなど、充実した教育・研究が実施できるよう整備している。

また、各種電子ジャーナル、データベースに契約し、大学内（東広島キャンパス・呉キャンパス・広島キャンパス）からのアクセスを可能としている。

〔３〕他の大学図書館等との協力体制

本大学は、東広島キャンパスの 2 館、呉キャンパス、広島キャンパスの計 4 カ所に図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。

また、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学と図書館総合情報管理システムで一元管理されていることから、同じ OPAC（所蔵検索システム）上で、113 万冊強の蔵書検索が瞬時にできるうえ、学園内の図書館の図書資料であれば、無料で 4、5 日以内に入手できる体制となっている。

さらに、本学図書館では、国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS-ILL）および ILL 文献

複写等料金相殺サービスに加盟し、全国の大学図書館、各研究機関などとの相互協力を行い、迅速な資料提供の体制を整えている。

8. 入学者選抜の概要

(1) 受け入れる学生像（アドミッションポリシー）

本大学は、入学から卒業までの間に、いかにして学生が持っている潜在能力を引き出して社会において認められる人材に伸ばさせていくかに着目し、教育を展開している。

今般設置する「医療栄養学部」においても、当然ながら基礎的知識・学力を選考の材料とするが、一般入学試験を除く選抜にあたっては、出身高等学校の調査書や面接による人物像の見極めも重要視する。少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣とりわけ食生活の改善、即ち、食育が個人の健康と健全で豊かな社会を構築する最善の策だといえる。「食」は生命を育む源である。「食」に興味を持ち、「食の力」で人々の健康維持・増進、病気の予防、病気の改善を図り、健康、医療、福祉、介護の幅広い分野で活躍する人を受け入れていく。

(2) 入学者選抜の実施計画

『大学入学者選抜実施要項』において、大学入学者の選抜は、大学教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとされている。入学者選抜の実施にあたっては、この趣旨に沿って、次のとおり実施する。

- ① 入学者選抜の多様化を図るため次の選抜方法を採用入れ、社会的ニーズに配慮するとともに、本大学の特性に最も適した方式として計画する。
 - ・アドミッション・オフィス入試
 - ・推薦入学選考
 - ・一般入学試験
 - ・大学入試センター試験利用入試
- ② 高等学校の教育を乱さないよう配慮する。
- ③ 合格者の判定にあたっては、上記①のとおり複数の選抜方法により評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

(3) 入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿い、次のとおり入学者を選抜する。

① アドミッション・オフィス入試

基礎学力確認および出身高等学校の調査書から学力を確認するとともに、面接により志望動機、入学意欲など目的意識等を重視する。また、課題作成から人物的な特性を多面的に評価し、総合的に合格判定を行う。

② 推薦入学選考

出身高等学校の調査書、推薦書や基礎素養検査などにより、本大学に入学するに相応しい基礎的能力を有するかを多面的かつ総合的に判定し、入学定員の 30%に相当する入学者を選抜する。

③ 一般入学試験

複数の受験機会を設け、学力試験の結果で合格判定を行う。学力試験の出題教科・科目については、本大学と当該学部の特色、特性を十分に考慮して決定する。

④ 大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験の結果をもとに合格判定を行う。一般入学試験とは異なる尺度により、受験生の多様な資質や能力などを評価する方法として実施することとし、出題教科・科目については、当該学部の特色、特性を十分に考慮して決定する。

(4) 選抜体制

入学者選抜においては、全ての受験生が公平に実施できるような受験環境を確保するとともに、入試実施に係る教職員に対する研修の実施など実施体制の充実を図り、全学一体的な連携体制を構築している。

入試問題の作成においては、入試問題の作成に係る委員会を設置し、入試問題作成マニュアルの整備、チェック体制の強化など防止策を策定し、ミスの防止と早期発見に努めている。

また、合否判定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立したうえで点検・確認に万全を期すとともに、学長を中心とした合否判定会議を開催し、公平な合否判定業務を実施できる体制の確立に努めている。

(5) 受験生確保の方策

本大学は、入学者の選抜方法に対する社会的な要望等を考慮して入学定員の 30%枠内で推薦入学選考を実施してきたことをはじめ、受験機会の複数化を図ることなど安定した受験生確保のための方策をとっている。

今般設置する「医療栄養学部」についても、既設学部・学科との学内併願受験など、近接する領域に複数の学部・学科を併設しているというスケールメリットを最大限に活かす方策を練るとともに、本学

科に最も相応しい選抜方法の実施方策についてさらに検討を重ねることによって、受験生確保の見通しは十分に成り立つものである。

（６）管理栄養士関連の学部等志願者動向

慢性疾患患者の急増、とりわけ生活習慣病など食生活の改善により予防や治療に効果が期待できる疾患への対応策は社会的課題となっている。また、国民の食の安全への関心も高まっていることから、「食」を扱う専門家の果たす役割は大きくなってきている。この社会的ニーズを反映し、管理栄養士養成課程を設置している学科の入試状況を見ると、その多くが高い競争率を保って推移している。今後も、この社会的ニーズはますます増大することが予想されており、大学における管理栄養士を養成する学部・学科は、志願者が安定して集まる領域であると言える。

（７）周辺大学における管理栄養士養成学科設置状況

広島地区においては、管理栄養士を養成する大学は５大学あるが、そのうち３大学は、女子大学である。昨今のメディカルスタッフへの男子生徒からの注目、また社会的ニーズも踏まえると、管理栄養士養成学部・学科の設置状況は、まだ十分であるとはいえない。

また、本大学が志願者を想定する主な地域である中国・四国地区では、島根県および鳥取県、愛媛県、香川県には管理栄養士を養成する大学は存在しない。

今般設置する「医療栄養学部」は、当然のことながら中国・四国を中心に九州地区など近隣にある管理栄養士養成学部・学科との競合が考えられるが、受験生確保にあたっては、本学部の設置の趣旨や教育課程の特色を学生募集広報活動において明確に伝えていくこととしている。

9. 資格取得

本学部において、「所定の授業科目を修得することで取得できる資格」は下表のとおりである。

	資 格 名
医療栄養学部 医療栄養学科	管理栄養士国家試験受験資格 栄養士

なお、養成学校としては指定申請の手続きを行い、平成 26 年 3 月末までに指定書交付を受ける予定である。

10. 実習の具体的計画

今般設置する「医療栄養学部」では、次のとおり臨床実習を行う。

(1) 実習先の確保の状況

必要な実習施設として、広島県内を中心に中国・四国地区の施設からの承諾を受け、学生に臨床実習させるために必要な施設数を担保している。既設学科でのこれまでの実習施設との連携関係を生かし、今後学生の希望する地域や専門病院等があれば適宜増やしていく予定である。

■ 実習施設の確保の状況

年次	科目名	授業形態	実習施設承諾数 (受け入れ可能人数) / 入学定員
1 年次	早期体験学習	演習	39 施設 (269 人) / 60 人
3 年次	臨地実習Ⅰ (給食の運営)	実習	37 施設 (126 人) / 60 人
4 年次	臨地実習Ⅱ (給食経営管理論)	実習	30 施設 (105 人) / 60 人
4 年次	臨地実習Ⅲ (臨床栄養学)	実習	38 施設 (127 人) / 60 人
4 年次	臨地実習Ⅳ (臨床栄養学)	実習	31 施設 (109 人) / 60 人
4 年次	臨地実習Ⅴ (公衆栄養学)	実習	10 施設 (76 人) / 60 人

(2) 実習先との契約内容

臨床実習にあたって、本実習の目的や概要、留意事項等について記載した「臨床実習の手引」を作成し学生に配付する。また、臨床実習に先立って学生に誓約書を記載させ、「対象者・クライアントの個人情報の保護に関する施設規則を遵守すること」「実習終了後においても実習で知り得た対象者の情報を決して漏洩しないこと」などを誓約させる。また、「インシデント・アクシデント報告書」を作成し、事故に至らないインシデントについても学生に報告を求めて将来の意識づけとする。

（３）実習水準の確保の方策

実習中に本大学教員による各臨床実習施設への訪問を行い、本学部の実習内容と配属させる学生の適性要素の確認を行う。また、臨床実習終了後に学生と個別に面談を行い、必要に応じて臨床実習施設を訪問し、問題点を伝え、臨床実習施設側と学生側双方の実習水準が高められる体制になるよう調整を図る。学生の臨床実習先配属の適性については、受け入れ先の実習施設と相談のうえ判断する。

（４）実習先との連携体制

各実習施設の実習指導者と本大学教員において、綿密な意見交換の後、適宜調整を図りながら学生の実習計画を立案する。

実際の臨床実習にあたっては、各実習科目の担当教員が各臨床実習施設を巡回し、実施状況の把握と各臨床実習施設との連絡調整にあたる。

本学部の設置に際して、本大学の他学部他学科で培ってきた経験と臨床実習施設との関係性を生かし、学内における組織や教員指導体制、臨床実習施設との連携体制などを整備する。

（５）実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

学生の臨床実習に際して、事前準備として、本大学において次のとおり体制を整えている。

学生の健康管理については、本大学で全学生対象に年１回実施している定期健康診断を受診させ、学生の健康状況を把握し、必要により個別の健康相談等を行っていく。また、学生教育研究災害障害保険および学生教育研究賠償責任保険へ入学と同時に全員加入させる。

その他、感染予防対策として、臨床実習前に腸内細菌検査、Ｂ型肝炎（Ｓ抗原、Ｓ抗体）、Ｃ型肝炎（抗体）検査、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体価検査、ツベルクリン反応検査（２段階法）を臨床実習へ行くまでに実施（大学にて費用負担）する。

また、実習施設においてノロウイルス感染やインフルエンザの流行などによる臨床実習の計画変更に対しては、実習施設との個別対応によって実習時期等を変更するよう配慮する。

（６）事前・事後における指導計画

臨床実習計画を立てる準備として、本大学臨床実習担当教員で、「臨床実習指導者会議」を開催し、前年度の実習時における反省・検証を行い、臨床実習計画に関する意見交換及び当該年度の概要説明を行う。

学生に対しては、各臨床実習前に臨床実習担当教員と学生による「事前オリエンテーション」を実施

する。「事前オリエンテーション」では、臨床実習全般に係る注意事項の徹底指導、実習学生としての態度、挨拶などの諸注意、実習施設から課せられた実習課題の事前学習指導等を行う。

臨床実習終了後は、実習で学んだ内容の報告を実習総括レポートの作成に対する指導を行い、全体総括報告会を実施して相互評価を行う。

（７）教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

専任教員を臨床実習施設への巡回指導担当として配置し、巡回指導担当者が学生の臨床実習時における進捗確認及び緊急対応など、臨床実習施設と大学との間を緊密にする役割を果たしている。

巡回指導については、実習施設と事前相談によって決定し、学生の臨床実習期間中に原則として１回の訪問指導を行う。また、学生の学修進捗状況によって、必要に応じ複数回の訪問を行っていく。

臨床実習については、必修科目として「臨地実習Ⅰ（給食の運営）」「臨地実習Ⅲ（臨床栄養学）」を、選択科目として「臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）」「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」「臨地実習Ⅴ（公衆栄養学）」を設けており、それぞれ学生を 20 グループ程度に分け臨床実習施設において、1 週間程度の実習を実施する。ただし、選択科目においては 3 科目の内 2 科目を履修することとなっているため、20 グループより少なくなることが予測される。

「臨地実習Ⅴ（公衆栄養学）」では 4 人（教授 1 人、助手 3 人）、「臨地実習Ⅰ（給食の運営）」「臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）」では 4 人（講師 1 人、助手 3 人）、「臨地実習Ⅲ（臨床栄養学）」「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」では 5 人（教授 1 人、准教授 1 人、助手 3 人）を配置している。選択科目においては、本学部の目的を配慮し、病院等の医療機関で実習をする「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」の履修を推奨するため、他の選択科目と比較し履修学生が多くなることが見込まれ教員数を多く配置している。

巡回指導については、実習施設との調整にもよるが、春季・夏季期間に実施することとし、教員が授業に支障をきたさないように配慮する。

（８）実習施設における指導者の配置計画

実習施設では、臨床実習指導経験を持つ指導者が学生指導に当たる。そのため、各臨床実習施設における指導者の配置計画は、それぞれの臨床実習施設の環境や体制に従い実施していただくよう要請する。臨床実習指導者からは、学生への直接指導を通して、自立した管理栄養士として成長できるよう指導していただくこととなる。

（９）成績評価体制及び単位認定方法

臨床実習指導者が実習期間における学生の臨床実習状況を評価し、評価点が算出される。

原則 60 点以上を合格とし、60 点未満が不合格となる。最終的な判断は、学生の平素の学習態度、学内での成績を加味しながら、学科会議で決定する。

評価基準については、「臨床実習指導者会議」で協議し、評価ポイント、評価内容、評価項目等を定め、「実習の手引き」に記載する。

(10) 実習先が遠隔地などの場合の意義や巡回指導計画上などの配慮

広島県内の実習施設を中心に臨床実習を行う計画であるが、学生の出身地や将来進みたい専門領域に一致する実習施設等を考慮しながら、遠隔地での実習施設に配置することもある。

なお、中国・四国地方の実習施設での実習を計画しているため、遠隔地での実習であっても、担当教員は日帰りで巡回指導を行うことができるため、広島県内での臨床実習と同様に巡回指導を1回以上行うことが可能となり、万全の体制で指導していく。

【別紙資料 19】「医療栄養学部医療栄養学科 実習施設一覧」参照

【別紙資料 20】「医療栄養学部医療栄養学科 実習施設の使用承諾書」参照

【別紙資料 21】「医療栄養学部医療栄養学科 臨床実習計画」参照

1 1. 管理運営

(1) 学部の組織体系と管理運営体制

本大学は現在、8 学部（保健医療学部、総合リハビリテーション学部、医療福祉学部、医療経営学部、心理科学部、工学部、看護学部、薬学部）を設置している。その運営を掌る会議として、全学部に共通する重要事項を協議、審議する「広島国際大学学部長会議」、各学部の運営について審議する「広島国際大学保健医療学部教授会」「広島国際大学総合リハビリテーション学部教授会」「広島国際大学医療福祉学部教授会」「広島国際大学医療経営学部教授会」「広島国際大学心理科学部教授会」「広島国際大学工学部教授会」「広島国際大学看護学部教授会」「広島国際大学薬学部教授会」を設けている。

各会議における、協議事項、審議事項等は次のとおり。

(2) 学部長会議

「広島国際大学学則」第 7 条に基づき、大学の管理運営に関する事項を審議するため、大学における全学組織として「学部長会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「医療栄養学部」については、医療栄養学部の学部長が、当該会議の構成員に加わることとなる。

〔構成（学部長会議規定第 2 条）〕

会議は、つぎの者をもって構成する。

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 学部長
- ④ 教務部長
- ⑤ 学生部長
- ⑥ 学長室長
- ⑦ 入試センター長
- ⑧ 図書館長
- ⑨ 情報センター長
- ⑩ キャリアセンター長
- ⑪ 国際交流センター長
- ⑫ 専攻科長

〔協議事項（学部長会議規定第 3 条）〕

学部長会議は、つぎの事項を協議する。

- ① 学生の入学及び卒業にかかる基本方針に関する事
- ② 帰国子女学生、外国人留学生及び特別履修生の入学にかかる基本方針に関する事
- ③ 年間行事予定に関する事
- ④ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関する事
- ⑤ 教育研究上の重要な事項及び教育研究の振興に関する事
- ⑥ 学内規定の制定・改廃に関する事
- ⑦ 各学部間の連絡調整に関する事
- ⑧ 学長が諮問した事項に関する事
- ⑨ その他管理運営上の重要な事項に関する事

〔審議事項（学部長会議規定第 4 条）〕

学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- ① 学則及び重要な教学にかかる規定に関する事
- ② 教育組織の新設及び改廃に関する事
- ③ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ④ 教員の留学に関する事
- ⑤ 理事会に付議する案件（教員の任免を除く）に関する事
- ⑥ その他学長が諮問した事項に関する事

〔報告事項（学部長会議規定第 5 条）〕

学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- ① 大学にかかる理事会決定事項に関する事
- ② 教授会及び各委員会で協議または審議した事項に関する事

【別紙資料 2 2】「広島国際大学 学部長会議規定」参照

（3）教授会

「広島国際大学学則」第 8 条に基づき、各学部に関する重要な事項を審議する組織として各学部に「学部教授会」を設置している。本教授会は、学部ごとに当該学部長が定例で教授会を招集し議長となる。本教授会は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「医療栄養学部」については、「広島国際大学医療栄養学部教授会」を新たに設置し、当該学部に関する重要事項の審議を行う。

〔構 成（学部教授会規定第 2 条）〕

教授会は、つぎの委員をもって構成する。

- ① 学部長
- ② 学部教授

- ③ 学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各 1 人の准教授を加えることができる

〔協議事項〕

教授会は、学部教育研究上のつぎの事項を協議する。

- ① 卒業の判定に関する事
- ② 単位の認定及び学業評価に関する事
- ③ 学生の留学に関する事
- ④ 学生の転学部・転学科に関する事
- ⑤ 学部内の教育・研究に関する事
- ⑥ 学部内の教学にかかる申合せ事項に関する事
- ⑦ 授業時間割の編成に関する事
- ⑧ 授業担当者の決定に関する事
- ⑨ 学長または学部長が諮問した事項に関する事
- ⑩ その他学部の重要な事項に関する事

〔審議事項〕

教授会は、学部教育研究上のつぎの事項を審議する。

- ① 学則及び重要な教学にかかる規定に関する事
- ② 教育組織の新設及び改廃に関する事
- ③ 学生の入学に関する事
- ④ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生及び帰国学生の入学に関する事
- ⑤ 大学の年間行事予定及び授業計画その他の大学の教育方針に関する事
- ⑥ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ⑦ 教員の留学に関する事
- ⑧ その他学長または学部長が諮問した事項に関する事

〔報告事項〕

学部長は、教授会に学部長会議及び各委員会で協議または審議したつぎの事項を報告するものとする。

- ① 学部長会議で決定した学部に関する事
- ② 教員の人事に関する事
- ③ 入学試験の判定基準及び要綱に関する事
- ④ 学生の表彰及び懲戒に関する事
- ⑤ その他各委員会で審議した学部に関する事

【別紙資料 2 3】「広島国際大学医療栄養学部教授会規定（案）」参照

（４）学部における教育・管理運営体制

① 学部長・学科長の選出及び掌理内容

学部長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、学部内の業務を掌理するとともに、学部には所属する職員を指揮監督する長として、各学部に配する。学部長の任命は、教授のうちから学長の意見を聴き、理事長が行う。

学科長は、当該学部長の命を受けて、当該学科の教育研究及び管理運営に関する業務を処理する。学科長の任命は、教授のうちから当該学部長の意見を聴いて学長が申請し、理事長が行う。

② 管理運営体制の整備

今般設置する「医療栄養学部」においては、既設の学部学科と同様、学部長及び学科長の管理運営の下に、本学部学科の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本学部を設置するに当たって、教学面は「広島国際大学学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等にかかる運営面は「広島国際大学教員選考基準」等に準拠しながら運営していく。予算については、当該学部の予算において教員数及び当該学部在籍学生数に応じた必要経費等を計上する。

【別紙資料 2 4】「広島国際大学学位規定（案）」参照

【別紙資料 2 5】「広島国際大学教員選考基準」参照

（５）事務体制

今般設置する「医療栄養学部」は、呉キャンパスにおいて教育・研究を行うことから、事務については、広島国際大学呉庶務課・呉教務課・呉学生課・キャリアセンター・国際交流センター・図書館・情報センターと学部事務室が連携して対応する。

12. 自己点検・評価

本大学では、教育・研究の高度化・活性化と質的向上を図るため、平成10年の開学後直ちに、大学審議会の答申に沿って自己点検・評価への取り組みを開始した。平成14年度及び平成15年度には「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）が中心となって「広島国際大学自己点検・評価報告書」を作成した。続いて、平成17年度及び平成18年度に「広島国際大学自己評価報告書」を作成した。さらに平成19年度から平成20年度において実施した自己点検を基に作成した「広島国際大学自己評価報告書」については、公益財団法人日本高等教育評価機構による平成20年度大学機関別認証評価により大学評価基準を満たしていると認定された。

今後については、平成25年度に自己点検を行い、評価報告書を作成、続いて平成26年度にも自己点検を行い、公益財団法人日本高等教育評価機構による平成26年度大学機関別認証評価を受審する予定である。その後も定期的に自己点検を行い、本大学の教育と研究の水準を維持し、さらなる質的向上のため、点検評価を行い、その結果を報告書で公表する。

本大学では平成24年度に大学の中・長期目標を策定し、開学15周年となる平成25年度からの中期行動計画を策定した。これに基づく単年度計画である学長方針を元にした行動計画を各部署において策定し、こうした行動計画の実施状況、成果の検証等についての自己点検を実施し、PDCAサイクルの構築を図り、本学の目的達成にまい進することとしている。

（1）実施体制

本大学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長を委員長とし、大学院研究科長、学部長等30名で構成している。より高度な教育・研究を目指した自己評価を実施していくために、本委員会の意思を反映し、実務中心に作業を進める小委員会として「企画調整ワーキンググループ」を平成17年度から結成している。また、平成18年度からは、本ワーキンググループ内に教育系・事務系の作業チームを導入し、これを企画調整部門が調整していく体制に進展させている。平成19年度からは「自己点検・評価ワーキンググループ」と委員会名称を改め、自己点検・評価体制を再整備した。さらに本組織体制の効果的運営のため、平成19年度には公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検、評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程で課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。平成20年度には本ワーキンググループを中心に、自己評価報告書を作成し、大学機関別認証評価を受審した。

今後は、平成20年度に受審した認証評価の結果を踏まえるとともに、平成25年度以降については、教育研究を一層向上させるための自己点検・評価体制を適宜見直ししながら、さらに改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

（２）実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の基本的な理念である。本学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の習得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人を育成することとしており、この理念を実現していくために、本学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、次の3つのところを指針として教育・研究にあたっている。

①慈愛のころ

医療者として、教育機関の職員として、社会の一員として他者を慈しむ。

②探求のころ

健康・医療・福祉を学ぶひと、究めるひと、支えるひと、それぞれが新しいものを創造し、常によりよい方向を目指す。

③調和のころ

地域の人々、職場の人々と互いの異なるところを認め合い、それを踏まえて共に力を合わせてまとめ上げていく。

（３）審議状況と今後の方針

「自己評価委員会」の小委員会「自己点検・評価ワーキンググループ」を中心として、平成20年度には「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育研究組織」「教育課程」「学生」「教員」「職員」「管理運営」「財務」「教育研究環境」「社会連携」「社会的責務」の評価基準に基づき、自己評価報告書を作成し認証評価を受審した。その結果を踏まえ、大学の教育・研究をさらに改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

認証評価結果の中で、教育支援のための「総合教育研究機構（現 総合教育センター）」、研究支援のための「研究開発推進機構（現 研究支援センター）」及び国際交流を促進し学生の外国語能力を高めるための「国際交流センター」を設置し、学部・学科を越える形での教育・研究支援体制について、高い評価を得ている。今日のグローバル人材の育成、地域社会との共生による発展を目指す、知の拠点としての大学の取り組みを進め、本大学の教育・研究・社会貢献の充実に向けて、今後もさらなる改善・改革を進めていく。

また、「学生支援センター」の設置、リメディアル教育の実施など、学生の学習・生活支援体制が確立しており、「学生意識・動向調査」「新入生アンケート」「在学生満足度アンケート」「卒業生満足度アンケート」などを通じて学生の意見を聴取することも高い評価を得ているため、今後もさらなる改善・改革を続けていく。

（４）外部評価・第三者評価の実施

平成20年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けた。この評価の結果、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。また、本大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻における専門職大学院の認証評価については、平成23年度に日本臨床心理士資格認定協会により、専門職大学院認証評価を受審し適合している旨、評価を得た。平成26年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審する予定である。

今後も引き続き、全学的な「自己評価報告書」を定期的に作成し、外部評価・第三者評価とともに継続的に公表し、学内外において広く指導を仰いでいく予定である。

（５）自己点検・評価結果の公表と結果の活用

「自己評価委員会」では、これまで教育課程の見直し、学生による授業評価の実施及びその結果の教員へのフィードバック等、いわばファカルティ・ディベロップメント（F D）活動（教員の資質の維持向上）に基軸を置いた運営を続けてきており、教育課程の再編成とそれに伴う教員組織の改組等、自己点検・評価結果について随時改善に向けた対応を図っている。

また、自己点検・評価の結果を踏まえ、「自己評価委員会」においてF D活動の運営を続けてきたが、教員の更なる教育力向上が求められる状況から、F D推進のための専門機関として、平成16年度に「広島国際大学F D委員会」を設置した。また、平成17年度には教育活動の強化のために「総合教育研究機構（現 総合教育センター）」を、科学研究費補助金への申請の強化及び、外部資金獲得と産官学連携事業の拡充のために「研究開発推進機構（現 研究支援センター）」をそれぞれ発足させた。また、国際性を重要視し、積極的に国際化を進めるために、平成18年度に「国際交流センター」を設置した。平成20年度には大学改革を推進するために「広島国際大学改革委員会」を設置し、さらに平成23年度には、地域連携、社会連携の推進の必要性から「社会学連携推進機構（現 地域連携センター）」を設置した。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

また、「自己評価委員会」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、実施体制と方法、評価対象項目、結果の活用等について定期的に見直すこととしており、実務中心に作業を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」において検討を重ねた結果、「自己評価委員会」において具現化していく体系的な組織体制によって、より良い自己点検・評価の実現を目指すための改善を鋭意行っている。

13. 情報の公表

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育研究活動を行い、その結果を広く公開し情報提供していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。今後も以下のとおり社会に対して広く情報を提供していく。

(1) 情報公開の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）において、次の2点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

- ① 学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公開、提供していく。
- ② 積極的な情報公開こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

(2) 情報提供の方法

本大学における主な情報提供の方法は、次のとおりである。

[1] 「大学案内」「学園案内」の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、沿革、その他のトピックス等、学部・大学院に関する情報を詳細かつ体系的に公開している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」「入試問題集」等複数の刊行物を発行し、入学試験概要、前年度入学試験結果、進学相談会開催日程、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を逐次提供している。

また、本大学を設置する常翔学園において、各設置学校について概要をまとめた冊子「学園案内」を作製し配布している。

[2] ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設している。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及び大学院学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学試験制度の紹介とそれらの結果、就職・進路情報、

セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや公的機関、他大学、高等学校等との連携事業等を紹介している。

平成18年5月には、ホームページをより高度な情報発信が可能となるようリニューアルし、ヤフー、グーグル等検索エンジンでの上位表示を目指すSEO(検索エンジン最適化)対策を図るとともに、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備した。

さらに平成24年4月には、多くの受験生が大学のホームページを情報源として捉えている現状を踏まえ、全面リニューアルを行った。情報が希薄であった部分を充実させ、ユーザビリティを重視したデザイン設計を施すことで、以前にも増して使い勝手のよいホームページとした。また、CMS(Content Management System)を全ページに導入することで、タイムリーな情報発信を可能とした。

主な情報の掲載内容とアドレス等については、以下のとおりである。

①大学の教育研究上の目的に関すること

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/basic_policy.html

(ホーム>大学紹介>広島国際大学の概要>教育に関する基本方針)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/purpose.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について)

② 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/purpose.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について)

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>大学基礎データ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/resercher/index.html>

(ホーム>研究者要覧)

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html

(ホーム>大学紹介>広島国際大学の概要>アドミッションポリシー)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>大学基礎データ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/data.html>

(ホーム>就職・キャリア支援>就職データ・資格一覧)

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://syllabus-pub.jp/hirokoku-u/>

(ホーム>在学生の方>学業>シラバスの利用>電子シラバスのページ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/study.html>

(ホーム>在学生の方>学業>時間割・履修情報)

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/profile/rule/bylaws/2013_gakusoku.pdf

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学学則条文)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/profile/rule/bylaws/2013_gra_gakusoku.pdf

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学大学院学則)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/kyoiku_katei.html

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育課程・シラバスについて>各学部履修規定)

⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/campus/exploration/index.html>

(ホーム>大学紹介>キャンパス探検隊・キャンパス周辺案内>キャンパス探検隊)

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/espenses/payment.html>

(ホーム>在学生の方>学費>学費納入金額)

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/index.html>

(ホーム>在学生の方>学業)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/index.html>

(ホーム>就職・キャリア支援)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/clinic/index.html>

(ホーム>在学生の方>心と体)

⑩ その他（学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/profile/rule/bylaws/2013_gakusoku.pdf

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学学則条文)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/profile/rule/bylaws/2013_gra_gakusoku.pdf

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学大学院学則)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/rule/index.html>

(ホーム>大学紹介>規定)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/document.html>

(ホーム>大学紹介>文部科学省への設置認可・届出書類)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/valuation/index.html>

(ホーム>大学紹介>自己点検・評価)

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公開している。

〔3〕研究者要覧の発行

産官学連携を密にするための情報ツールとして、平成18年度から「研究シーズ集」を作成している。平成19年度には「研究者要覧」に名称を改め、全教員についての専門分野と研究テーマを網羅した内容で、共同研究支援・研究開発成果の発信・技術相談・地域に根差した特色ある研究開発の促進を図るための情報冊子として役立てている。また、産学連携の一助となるよう「広島国際大学研究紹介」を作成し、「本大学の研究シーズ」と「地域産業界のニーズ」のマッチングを図り、本大学と地域が連携・交流し、協同して研究開発を推進することとしている。そのため官公庁・研究機関・他大学等に広く配布し、産官学連携の一層の強化を図っている。

平成22年度からは、冊子で発行していた「研究者要覧」をホームページで公開する方法に改め、キーワード検索機能等を設け、学内はもとより外部に広く公開し、産学連携の一助としている。

〔4〕学生への成績評価情報の提供

学生に対する成績評価方法や成績評価内容について、毎年度発行しているシラバス及び平成17年度から導入した電子シラバスによって学生に周知している。また、学修体系や進路に合わせた履修モデルも提示し、学生が目指す進路の方向性や成績向上に資することのできる編集を進めていく。

〔5〕広報誌の発行

本法人の広報誌である「F l o w」を、年4回（5、8、11、2月）発行している。同誌には、本法人の将来計画、理事会報告、財務状況、設置各大学教員の教育・研究活動の状況、入試状況、就職状況、その他教育・研究全般に亘る幅広い情報を分かりやすい内容で公表している。官公庁をはじめ、マスコミ各社、全国の主要大学等、広く関係各方面に送付している。また、5月発行分は在学生の父母等にも送付し、本大学の現状を公表しているほか、8月発行分は卒業生向けに編集し、本法人設置学校（前身校を含む）の全卒業生にも送付している。

一方、本大学では、主に学生に向けた学内情報誌として、「広国大キャンパス」を年4回発行している。これは、不特定多数を読者とする前述の「F l o w」とは異なる視点に立って編集したもので、教員の教育・研究活動に関する情報を学生向けの内容で構成し、提供しているほか、学生の課外活動をはじめとするキャンパスのトピックス等も紹介している。

なお、「F l o w」及び「広国大キャンパス」は、本大学ホームページ上でも自由に閲覧が可能である。

〔6〕セミナー、シンポジウム等の開催

本大学では、教員の多様な研究領域を活かして、日頃から地元東広島市、呉市、広島市のほか、広島県内の病院団体や職能団体と共同で、セミナーやシンポジウム、講演会を開催している。また、本大学の教育や研究の成果を広く社会に公開・還元する取り組みとして、平成15年度より公開講座推進委員会を立ち上げ、全学的な公開講座の推進を図っており、平成16年度からは公開講座「広島国際大学 咲楽（さくら）塾」を各年度の前期と後期に分けて実施している。“学ぶ楽しさを大きく咲かす”をコンセプトに、日頃の研究成果を積極的に公表・提供する機会として、本大学の学部・学科や学際領域毎に年間通じて講演テーマを編成し、多様な分野・研究領域において最新のトピックスを題材にした講演会を

展開することで、「地域に開かれた大学」「地域に貢献する大学」を目指している。

また、平成22年度より医療系総合大学として本大学の教育・研究活動を地域の方に健康に関する講演や体験という形で、役立つ情報を発信することを目的とした「健康フェア」を広島市内等において開催している。今後も全学的にセミナー、シンポジウム等を定期的実施することにより、社会に対しての情報発信に努めていく。

（３）今後の計画

平成23年度の学校教育法の一部改正により、社会に対する説明責任を果たすとともに、大学教育の質を向上させる観点から、教育情報の積極的な公表を促進することになっている。

財務状況、入学・就職状況をはじめ、本大学の運営状況、教育・研究活動の現況、社会人入学等の生涯学習支援体制等について、本大学学生・教職員はもとより、広く社会に公開していくことを目標に、「自己評価委員会」を中心に具体的な検討を進めている。

とりわけ、研究活動の公表については、毎年、各教員の研究活動の状況調査を行い、これらの調査結果を研究活動・研究業績としてとりまとめ、年報やホームページ等によって、学部・学科単位で公開していく。

14. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

本大学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

(1) FD委員会

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）を実施してきたが、平成15年度にFD活動をより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成16年度には同委員会を「広島国際大学FD委員会」（以下「FD委員会」という）として再編成し、現在は同委員会を中心にして組織的な活動を進めている。

FD委員会では、次に掲げる取り組みや今後の実施提案を行っている。

- ①FD講演会の企画・実施
- ②FD研修会の企画・実施
- ③全教員間の相互理解を促進するためのFDニューズレターの発行
- ④学生による「受講生満足度調査」の実施、結果の分析
- ⑤授業改善のための方策の検討

(2) 教員対象の研修会実施

教育力向上のために、学外講師を招いて講演を聴講する「FD講演会」、学内教員による授業における工夫・取組みを発表し意見交換を行う「FD研修会」、教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施してきた。

各々の開催日程等については、つぎのとおりである。

①FD講演会

- ・平成24年9月 演題「eラーニングと著作権処理の実際」
講師：隅谷 孝洋 氏、原田 久美 氏（広島大学）
- ・平成23年10月 演題「教育著作権」
講師：尾崎 史郎 氏（放送大学）
- ・平成22年9月 演題「eラーニング教材の開発と教育への有効性」
講師：穂屋下 茂 氏（佐賀大学）
- ・平成22年2月 演題「大学教育の多様化時代における教育と運営の課題」

講師：濱名 篤 氏（関西国際大学）

- ・平成 20 年 11 月 演題「カリキュラム改革と教員組織の見直し」

講師：村山 正博 氏（聖マリアンナ医科大学）

- ・平成 19 年 11 月 演題「大学の教育力の向上と授業公開」

講師：谷本 美彦 氏（宮崎大学）

- ・平成 19 年 1 月 演題「わかりやすい授業」

講師：宇佐美 寛 氏（千葉大学）

②FD研修会

- ・平成 24 年 11 月 題目「初等中等教育と大学教育の接続」
- ・平成 24 年 7 月 題目「大学教育の質保証のためのFDとSDの協働」
- ・平成 24 年 3 月 題目「『自校史教育冊子』の活用」
- ・平成 24 年 2 月 題目「大学機関のスタンダード―進路指導の実際」
- ・平成 23 年 1 月 題目「初年次教育」
- ・平成 22 年 9 月 題目「Moodle のクイズ機能を用いる教材作成研修」
- ・平成 21 年 6 月 題目「少人数教育～講義の工夫～」
- ・平成 21 年 1 月 題目「e-learning の活用と授業」
- ・平成 20 年 7 月 題目「国家資格取得にむけた教育の実際と工夫」
- ・平成 20 年 1 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」
- ・平成 19 年 7 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」

③授業公開

平成 19 年度から前期・後期の一定期間において実施している。

（３）学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から全ての学部において、学生による授業評価（受講生満足度調査）を毎年実施している。本アンケートは、無記名によるマークシート形式で回答させ、加えて自由記述欄を設けている。集計結果は各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員の資質を向上させ、積極的な創意工夫のうえに個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、受講生満足度調査の結果を教員にフィードバックする際に、教員に対して「今後の授業で工夫したい点」「受講生にお願いしたいこと」等を記載するレスポンスシートへの記載をお願いし、その内容を学生に対し再度フィードバックすることで、受講生満足度調査が教員の教育力向上に、より効果的なものとなるよう年々改良を重ねている。

（４）新たな教育環境の整備

新たな教育環境の整備として、国家資格に直結した教育課程を編成する医療栄養学部の設置に伴い、

学生が学外で臨床実習等を行う前に、学内に新たに設置された各種専用の実験・実習室及び実習機器を利用して実践的な教育を行い、専門的な知識・技能を修得させることができるように取り組む。

また、平成 25 年度より総合教育センターを設け、「広国教育スタンダード」と銘打って本大学の教育の基盤を固め、「学力推進」「共通教育検討」「教学企画運営」および「ファカルティ・スタッフ・ディベロップメント」の 4 つの観点から教育活動の向上を推進し、学修支援や教育方法の改善などを行うこととしている。

（５）教員評価制度の導入

本大学が求める教員像を明確化しここに到達するため、教員の活動状況を定期的に点検・評価する「教員評価制度」を導入している。これは、教員の活動を、「教育」「研究」「大学運営」「社会貢献」の分類分けを行い、それぞれの項目についての評価を行い、その結果を総合的に評価するものである。これにより、各教員は自己の活動の改善に努め、学部長は改善の必要がある教員に対し、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行っている。このシステムによって教員の教育力の向上を図っている。

15. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本大学では、平成17年4月に学生の就職活動支援を目的とした「就職課」から学生の生涯を通したキャリア支援を目的とした「キャリアセンター」へ体制を移行した。学生が主体的に自分自身のキャリアをデザインし、自発的な学びを通して、自らが進路を開拓・決定していくための取り組みに重点を置く支援をはじめ、学生のキャリア開発支援に広く力を入れている。

（１）教育課程内の取組について

本大学では、共通教育科目において「キャリア開発演習Ⅰ（1単位必修、1年次後期）」を配置し、キャリア支援を行っている。

「キャリア開発演習Ⅰ」では、自己理解を深めることが他者理解につながることを体得し、人間関係における大学生活の基盤を作る。その上で、大学本来の目的である専門教育や研究への移行が有効になるよう自己肯定感を醸成する。具体的には、現在までの自分を振り返ることで自己分析を行い、自分を取り巻く人々の様々な個性を理解させる。他者を受け入れることを目的としたグループワーク等を通して協調性を培い、他人との関わりにおける苦手意識の払拭を目的としている。

なお、医療栄養学部においては、主に国家資格取得を目指す学科であり、指定規則に則った体系的な教育課程を編成する必要がある。学生も将来の目指すべき目標として入学していることから、「キャリア開発演習Ⅰ」を通して、体系的に医療人・専門職業人としての知識・能力・技術を修得するとともに、人間性・倫理観・社会性を持った人材を養成するよう共通教育科目・専門教育科目の講義・演習・臨地実習において、教育・指導を行う。

（２）教育課程外の取組について

本大学では、正課授業等を通じて得られる知識・技能に加え、課外活動においても学生の自主的な探究心と積極的な行動力、チャレンジ精神の涵養を目的とした「学生支援プログラム制度」を設け、実施している。

同プログラムは、学生が地域等とパートナーシップを結び、地域社会の問題解決に向けプロジェクトを立案し、主体的に活動に取り組むことで、地域社会の中で鍛えられ成長する。そして、失敗を恐れずチャレンジすることによって、「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」といった幅広い人間力ともいえる「社会人基礎力」が育まれ、さらに社会人として求められる「対話力」や「交渉力」といった「コミュニケーション能力」の向上に繋がっている。

（３）適切な体制の整備について

〔１〕就職・進学に対する相談・助言体制

本大学キャリアセンターでは、センター長以下専任職員 7 名、嘱託職員 2 名、派遣職員 1 名、臨時要員 1 名の合計 11 名体制で就職・進学等の相談支援を行っている。東広島キャンパス 6 名（内嘱託職員 1 名、派遣職員 1 名）、呉キャンパス 4 名（内嘱託職員 1 名、臨時要員 1 名）、広島キャンパス 1 名を基本とし、センター長は東広島キャンパス、事務室長は呉キャンパスを主な拠点とした上で、広島キャンパスでも相談支援を行っている。

キャリアセンターでは、キャンパス間の情報交換は基より、教員との連携を重視し、会議などにおいて学生個々の就職活動状況の把握を定期的に行うとともに、学生一人ひとりの進路状況についての意見交換も行っている。教職協働の取り組みとして、平成 23 年度から本学独自の「就業力育成プログラム」を立ち上げ、卒業生の講演や企業の見学会など各種プログラムを通して、就職への接続を図っている。

また、近年の就職活動においては、保護者が学生に与える影響も強いことから、保護者を対象とした就職懇談会を平成 23 年度から開催している。

〔２〕キャリア教育のための支援体制

本大学におけるキャリア支援の中心となる資格取得については、各学科で取得を目指す診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、薬剤師の国家資格取得に向け、正規の授業外で特別講座を開講するなど、積極的な学修支援を行っている。その結果、卒業実績のある各種国家資格の合格率は全国平均を上回る結果を残している。

また、ビジネス系の資格を中心とした資格講座も開講しており、平成 24 年度は 9 講座、平成 25 年度は 21 講座を開講し、今後も各キャンパスのニーズに応じて資格講座を開講する。

以 上

資料目次

- 【別紙資料 1】【健康日本 21(第 2 次)】厚生労働省告示第四百三十号
- 【別紙資料 2】医療診療報酬に係る栄養管理実施加算
- 【別紙資料 3】介護保険施設における栄養ケア・マネジメント
- 【別紙資料 4】広島県健康増進計画『健康ひろしま 21』、広島県食育推進計画
- 【別紙資料 5】社団法人広島県栄養士会発行『栄養ケア・ステーションのご案内』
- 【別紙資料 6】広島県呉市発行『第2次健康くれ21』(抜粋)
- 【別紙資料 7】広島国際大学 医療栄養学部医療栄養学科設置にかかる意見書
- 【別紙資料 8】広島県における管理栄養士養成課程入学定員及び志願者状況
- 【別紙資料 9】医療栄養学部医療栄養学科(仮称)設置に関するニーズ調査報告書
(質問票、アンケート依頼時添付資料 を含む)
- 【別紙資料10】栄養士免許交付数の推移及び管理栄養士登録数の推移
- 【別紙資料11】医療栄養学部医療栄養学科 教育体系図
- 【別紙資料12】広島国際大学 就業規則
- 【別紙資料13】任用規定
- 【別紙資料14】特任教員規定
- 【別紙資料15】医療栄養学部医療栄養学科 授業時間割表(案)
- 【別紙資料16】医療栄養学部医療栄養学科 教育課程と指定規則との対比表
- 【別紙資料17】医療栄養学部医療栄養学科 教育課程及び履修モデル
- 【別紙資料18】医療栄養学部医療栄養学科 演習・実習の概要
- 【別紙資料19】医療栄養学部医療栄養学科 実習施設一覧

【別紙資料20】 医療栄養学部医療栄養学科 実習施設の使用承諾書(写)

【別紙資料21】 医療栄養学部医療栄養学科 臨床実習計画【概要】

【別紙資料22】 広島国際大学 学部長会議規定

【別紙資料23】 広島国際大学 医療栄養学部教授会規定(案)

【別紙資料24】 広島国際大学 学位規定(案)

【別紙資料25】 広島国際大学 教員選考基準

【健康日本21（第2次）】厚生労働省告示第四百三十号

○厚生労働省告示第四百三十号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成十五年厚生労働省告示第百九十五号）の全部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年七月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、21 世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成 25 年度から平成 34 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））」（以下「国民運動」という。）を推進するものである。

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下同じ。）の延伸を実現する。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。

二 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進する。

（注）がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPDは、それぞれ我が国においては生活習慣病の一つとして位置づけられている。一方、国際的には、これら四つの疾患を重要なNCD（非感染性疾患をいう。以下同じ。）として捉え、予防及び管理のための包括的な対策を講じることが重視されているところである。

三 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

国民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながる対策に取り組む。

また、生活習慣病を予防し、又はその発症時期を遅らせることができるよう、子どもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組む。

さらに、働く世代のメンタルヘルス対策等により、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組む。

四 健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要であり、行政機関のみならず、広く国民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備する。

また、地域や世代間の相互扶助など、地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、時間的又は精神的にゆとりのある生活の確保が困難な者や、健康づくりに関心のない者等も含めて、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。

五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔^{くわう}の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

上記一から四までの基本的な方向を実現するため、国民の健康増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要である。生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差、社会経済的状况等の違いに着目し、こうした違いに基づき区分された対象集団ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行う。

その上で、その内容に応じて、生活習慣病を発症する危険度の高い集団や、総人口に占める高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青壮年期の世代への生活習慣の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、社会環境の改善が国民の健康に影響を及ぼすことも踏まえ、地域や職場等を通じて国民に対し健康増進への働きかけを進める。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

一 目標の設定と評価

国は、国民の健康増進について全国的な目標を設定し、広く国民や健康づくりに関わる多くの関係者に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を国民や関係者に還元することにより、関係者を始め広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものとする。

また、国民の健康増進の取組を効果的に推進するため、国が具体的な目標を設定するに当たっては、健康づくりに関わる多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づくものであり、かつ、実態の把握が可能な具体的目標を設定するものとする。

なお、具体的目標については、おおむね 10 年間を目途として設定することとし、国は、当該目標を達成するための取組を計画的に行うものとする。また、設定した目標のうち、主要なものについては継続的に数値の推移等の調査及び分析を行うとともに、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める。さらに、目標設定後 5 年を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後 10 年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。

二 目標設定の考え方

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、これらの目標達成のために、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標とする。

1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国において実現されるべき最終的な目標である。具体的な目標は、日常生活に制限のない期間の平均の指標に基づき、別表第一のとおり設定する。また、当該目標の達成に向けて、国は、生活習慣病対策の総合的な推進を図るほか、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

2 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

我が国の主要な死亡原因であるがん及び循環器疾患への対策に加え、患者数が増加傾向にあり、かつ、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病や、死亡原因として急速に増加すると予測される COPD への対策は、国民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である。

がんは、予防、診断、治療等を総合的に推進する観点から、年齢調整死亡率の減少とともに、特に早期発見を促すために、がん検診の受診率の向上を目標とする。

循環器疾患は、脳血管疾患及び虚血性心疾患の発症の危険因子となる高血圧の改善並びに脂質異常症の減少と、これらの疾患による死亡率の減少等を目標とする。

糖尿病は、その発症予防により有病者の増加の抑制を図るとともに、重症化を予防するため

に、血糖値の適正な管理、治療中断者の減少及び合併症の減少等を目標とする。

COPDは、喫煙が最大の発症要因であるため、禁煙により予防可能であるとともに、早期発見が重要であることから、これらについての認知度の向上を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第二のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、これらの疾患の発症予防や重症化予防として、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病の予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要である。

社会生活を営むために必要な機能を維持するために、身体・健康と共に重要なものが、こころの健康である。その健全な維持は、個人の生活の質を大きく左右するものであり、自殺等の社会的損失を防止するため、全ての世代の健やかな心を支える社会づくりを目指し、自殺者の減少、重い抑鬱や不安の低減、職場の支援環境の充実及び子どもの心身の問題への対応の充実を目標とする。

また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの健康増進が重要であり、子どもの頃からの健全な生活習慣の獲得及び適正体重の子どもの増加を目標とする。

さらに、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要がある。介護保険サービス利用者の増加の抑制、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防とともに、良好な栄養状態の維持、身体活動量の増加及び就業等の社会参加の促進を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第三のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援などの取組を進める。

4 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康を支え、守るための社会環境が整備されるためには、国民、企業、民間団体等の多様な主体が自発的に健康づくりに取り組むことが重要である。具体的な目標は、別表第四のとおりとし、居住地域での助け合いといった地域のつながりの強化とともに、健康づくりを目的とした活動に主体的に関わる国民の割合の増加、健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数の増加並びに身近で専門的な支援及び相談が受けられる民間団体の活動拠点の増加について設定するとともに、健康格差の縮小に向け、地域で課題となる健康格差の実態を把握し、対策に取り組む地方公共団体の増加について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康づくりに自発的に取り組む企業、民間団体等の動機づけを促すため、当該企業、団体等の活動に関する情報提供やそれらの活動の評価等に取り組む。

5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する目標は、それぞれ次の考え方に基づき、別表第五のとおりとする。

(1) 栄養・食生活

栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、ライフステージの重点課題となる適正体重の維持や適切な食事等に関するものに加え、社会環境の整備を促すため、食品中の食塩含有量等の低減、特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設をいう。以下同じ。）での栄養・食事管理について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康な食生活や栄養に関する基準及び指針の策定、関係行政機関の連携による食生活に関する国民運動の推進、食育の推進、専門的技能を

有する人材の養成、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

(2) 身体活動・運動

身体活動・運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、運動習慣の定着や身体活動量の増加に関する目標とともに、身体活動や運動に取り組みやすい環境整備について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための運動基準・指針の見直し、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

(3) 休養

休養は、生活の質に係る重要な要素であり、日常的に質量ともに十分な睡眠をとり、余暇等で体や心を養うことは、心身の健康の観点から重要である。目標は、十分な睡眠による休養の確保及び週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための睡眠指針の見直し等に取り組む。

(4) 飲酒

飲酒は、生活習慣病を始めとする様々な身体疾患や鬱病等の健康障害のリスク要因となり得るのみならず、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となり得る。目標は、生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少、未成年者及び妊娠中の者の飲酒の防止について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、飲酒に関する正しい知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止対策等に取り組む。

(5) 喫煙

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD といった NCD の予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の一つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因となるため、喫煙による健康被害を回避することが重要である。目標は、成人の喫煙、未成年者の喫煙、妊娠中の喫煙及び受動喫煙の割合の低下について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。

(6) 歯・口腔の健康

歯・口腔の健康は摂食と構音を良好に保つために重要であり、生活の質の向上にも大きく寄与する。目標は、健全な口腔機能を生涯にわたり維持することができるよう、疾病予防の観点から、歯周病予防、う蝕^{しよく}予防及び歯の喪失防止に加え、口腔機能の維持及び向上等について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発や「8020（ハチマルニイマル）運動」の更なる推進等に取り組む。

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

一 健康増進計画の目標の設定と評価

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の策定に当たっては、地方公共団体は、人口動態、医療・介護に関する統計、特定健康診査データ等の地域住民の健康に関する各種指標を活用しつつ、地域の社会資源等の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施することが必要である。

都道府県においては、国が設定した全国的な健康増進の目標を勘案しつつ、その代表的なものについて、地域の実情を踏まえ、地域住民に分かりやすい目標を設定するとともに、都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努めるものとする。

市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定するよう努めるものとする。

二 計画策定の留意事項

健康増進計画の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、健康づくりに取り組む企業、民間団体等の一体的な取組を推進する観点から、都道府県健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。このため、都道府県は、健康増進事業実施者、医療機関、企業の代表者、都道府県労働局その他の関係者から構成される地域・職域連携推進協議会等を活用し、これらの関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について議論を行い、その結果を都道府県健康増進計画に反映させること。

- 2 都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 9 条第 1 項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 11 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画その他の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項に規定する基本的事項との調和に配慮すること。

また、都道府県は、市町村健康増進計画の策定の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村ごとの分析を行い、地域間の健康格差の是正に向けた目標を都道府県健康増進計画の中で設定するよう努めること。

- 3 保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康格差の縮小を図ること等を目的とした健康情報を収集分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行うこと。

- 4 市町村は、市町村健康増進計画を策定するに当たっては、都道府県や保健所と連携しつつ、事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 1 項に規定する特定健康診査等実施計画と市町村健康増進計画を一体的に策定するなど、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画その他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮すること。

また、市町村は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 17 条及び第 19 条の 2 に基づき実施する健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付けるよう留意すること。

- 5 都道府県及び市町村は、国の目標の期間を勘案しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行い、住民の健康増進の継続的な取組に結び付けること。当該評価及び改定に当たっては、都道府県又は市町村自らによる取組のほか、都道府県や市町村の区域内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、企業等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価し、その後の取組等に反映するよう留意すること。

- 6 都道府県及び市町村は、健康増進のための目標の設定や、目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、地域住民が主体的に参加し、その意見を積極的に健康増進の取組に反映できるよう留意すること。

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用

国は、国民の健康増進を推進するための目標等を評価するため、国民健康・栄養調査等の企画を行い、効率的に実施する。併せて、生活習慣の改善のほか、社会環境の改善に関する調査研究についても推進する。

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査、都道府県健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計、診療報酬明細書（レセプト）の情報その他の収集した情報等に基づき、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価を行う。この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律

第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)、統計法(平成 19 年法律第 53 号)、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第 11 条第 1 項の趣旨を踏まえて制定される条例等を遵守するほか、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進に関する施策を効率的に実施することが重要である。

また、これらの調査等により得られた情報については、積極的な公表に努める。

さらに、国、地方公共団体は、ICT(情報通信技術をいう。以下同じ。)を利用して、健診結果等の健康情報を個人が活用するとともに、全国規模で健康情報を収集・分析し、国民や関係者が効果的な生活習慣病対策を実施することができる仕組みを構築するよう努める。

二 健康の増進に関する研究の推進

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民の社会環境や生活習慣と生活習慣病との関連等に関する研究を推進し、研究結果に關して的確かつ十分な情報の提供を国民や関係者に対し行う。また、新たな研究の成果については、健康増進に関する基準や指針に反映させるなど、効果的な健康増進の実践につながるよう支援を行っていくことが必要である。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者は、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供するため、特定健康診査・特定保健指導、がん検診、労働者を対象とした健康診断等の徹底を図るとともに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進を図られることが必要である。

具体的な方法として、がん検診、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で、個人の健康情報の共有を図るなど、健康に関する対策を効果的かつ効果的に実施することがある。また、受診者の利便性の向上や受診率の目標達成に向けて、がん検診や特定健康診査その他の各種検診を同時に実施することや、各種検診の実施主体の参加による受診率の向上に関するキャンペーンを実施することがある。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、これらのほか、健康増進法第 9 条第 1 項に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の定めるところによる。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

一 基本的な考え方

健康増進は、国民の意識と行動の変容が必要であることから、国民の主体的な健康増進の取組を支援するため、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。このため、当該情報提供は、生活習慣に関して、科学的知見に基づき、分かりやすく、国民の健康増進の取組に結び付きやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。また、当該情報提供において、家庭、保育所、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めるよう工夫する。

生活習慣に関する情報提供に当たっては、ICTを含むマスメディアや健康増進に関するボランティア団体、産業界、学校教育、医療保険者、保健事業における健康相談等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせて行うことが重要である。なお、情報提供に当たっては、誤った情報や著しく偏った不適切な情報を提供しないよう取り組むものとする。

また、国、地方公共団体等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定、普及等に取り組む。

二 健康増進普及月間等

国民運動の一層の推進を図るため、9 月を健康増進普及月間とし、国、地方公共団体、企業、民間団体等が行う様々なイベントや広報活動等の普及啓発活動等を通じ、国民の自覚を高めるほか、社会全体で健康づくりを支え合う環境を醸成するための健康増進の取組を一層促進すること

とする。

また、当該取組が一層効果的となるよう、併せて、食生活改善普及運動を9月に実施する。

健康増進普及月間及び食生活改善普及運動（以下「健康増進普及月間等」という。）の実施に当たっては、地域の実情に応じた課題を設定し、健康に関心の薄い者も含めてより多くの住民が参加できるように工夫するよう努めることが必要である。また、地域における活動のほか、国、地方公共団体、企業、民間団体等が相互に協力して、全国規模の中核的なイベント等を実施することにより、健康増進普及月間等の重点的かつ効果的な実施を図る。

第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

一 地域の健康課題を解決するための効果的な推進体制

健康増進に関係する機関及び団体等がそれぞれ果たすべき役割を認識するとともに、地域の健康課題を解決するため、市町村保健センター、保健所、医療保険者、医療機関、薬局、地域包括支援センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等から構成される中核的な推進組織が、市町村保健センター、保健所を中心として、各健康増進計画に即して、当該計画の目標を達成するための行動計画を設定し、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合うなど職種間で連携を図ることにより、効果的な取組が図られることが望ましい。

また、国は、地方公共団体が健康増進計画の策定等を行う際に、各種統計資料等のデータベースの作成や分析手法の提示等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

二 多様な主体による自発的取組や連携の推進

栄養、運動、休養に関連する健康増進サービス関連企業、健康機器製造関連企業、食品関連企業を始めとして、健康づくりに関する活動に取り組む企業、NGO、NPO等の団体は、国民の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、当該取組について国民に情報発信を行うことが必要である。国、地方公共団体等は、当該取組の中で、優れた取組を行う企業等を評価するとともに、当該取組が国民に広く知られるよう、積極的に当該取組の広報を行うなど、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることが必要である。健康増進の取組としては、民間の健康増進サービスを実施する企業等が、健診・検診の実施主体その他関係機関と連携し、対象者に対して効果的かつ効率的に健康増進サービスを提供することも考えられる。こうした取組の推進により、対象者のニーズに応じた多様で質の高い健康増進サービスに係る市場の育成が図られる。

また、健康増進の取組を推進するに当たっては、健康づくり対策、食育、母子保健、精神保健、介護予防及び就業上の配慮や保健指導等を含む産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進に関する対策のほか、学校保健対策、ウォーキングロード（遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。）の整備等の対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用等の生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野、関係行政機関等が十分に連携する必要がある。

三 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当する。

国及び地方公共団体は、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康運動指導士等の健康増進のための運動指導者や健康スポーツ医との連携、食生活改善推進員、運動普及推進員、禁煙普及員等のボランティア組織や健康増進のための自助グループの支援体制の構築等に努める。

このため、これらの人材について、国において総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において市町村、医

療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

また、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携を図るよう努める。

別表第一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標

項 目	現 状	目 標
① 健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均の延伸）	男性 70.42年 女性 73.62年 （平成22年）	平均寿命の増加分を上回る 健康寿命の増加 （平成34年度）
② 健康格差の縮小（日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差の縮小）	男性 2.79年 女性 2.95年 （平成22年）	都道府県格差の縮小 （平成34年度）

（注） 上記①の目標を実現するに当たっては、「日常生活に制限のない期間の平均」のみならず、「自分が健康であると自覚している期間の平均」についても留意することとする。

また、上記②の目標を実現するに当たっては、健康寿命の最も長い都道府県の数値を目標として、各都道府県において健康寿命の延伸を図るよう取り組むものである。

別表第二 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する目標

(1) がん

項 目	現 状	目 標
① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	84.3 （平成22年）	73.9 （平成27年）
② がん検診の受診率の向上	胃がん 男性 36.6% 女性 28.3% 肺がん 男性 26.4% 女性 23.0% 大腸がん 男性 28.1% 女性 23.9% 子宮頸がん 女性 37.7% 乳がん 女性 39.1% （平成22年）	50% （胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%） （平成28年度）

（注） がん検診の受診率の算定に当たっては、40歳から69歳まで（子宮頸がんは20歳から69歳まで）を対象とする。

(2) 循環器疾患

項 目	現 状	目 標
① 脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	脳血管疾患 男性 49.5 女性 26.9 虚血性心疾患 男性 36.9 女性 15.3 （平成22年）	脳血管疾患 男性 41.6 女性 24.7 虚血性心疾患 男性 31.8 女性 13.7 （平成34年度）
② 高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）	男性 138mmHg 女性 133mmHg （平成22年）	男性 134mmHg 女性 129mmHg （平成34年度）
③ 脂質異常症の減少	総コレステロール240mg／	総コレステロール240mg／

	d1以上の者の割合 男性 13.8% 女性 22.0% L D L コレステロール 160mg/dl以上の者の割合 男性 8.3% 女性 11.7% (平成22年)	d1以上の者の割合 男性 10% 女性 17% L D L コレステロール 160mg/dl以上の者の割合 男性 6.2% 女性 8.8% (平成34年度)
④ メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少	1,400万人 (平成20年度)	平成20年度と比べて 25%減少 (平成27年度)
⑤ 特定健康診査・特定保健指導の 実施率の向上	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の実施率 12.3% (平成21年度)	平成25年度から開始する第 2期医療費適正化計画に合 わせて設定 (平成29年度)

(3) 糖尿病

項 目	現 状	目 標
① 合併症（糖尿病腎症による年間 新規透析導入患者数）の減少	16,247人 (平成22年)	15,000人 (平成34年度)
② 治療継続者の割合の増加	63.7% (平成22年)	75% (平成34年度)
③ 血糖コントロール指標におけ るコントロール不良者の割合の 減少 (HbA1cがJ D S値8.0% (N G S P値8.4%)以上の者の割合の 減少)	1.2% (平成21年度)	1.0% (平成34年度)
④ 糖尿病有病者の増加の抑制	890万人 (平成19年)	1000万人 (平成34年度)
⑤ メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少（再掲）	1,400万人 (平成20年度)	平成20年度と比べて25%減 少 (平成27年度)
⑥ 特定健康診査・特定保健指導の 実施率の向上（再掲）	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の実施率 12.3% (平成21年度)	平成25年度から開始する第 2期医療費適正化計画に合 わせて設定 (平成29年度)

(4) COPD

項 目	現 状	目 標
① COPDの認知度の向上	25% (平成23年)	80% (平成34年度)

別表第三 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標

(1) こころの健康

項 目	現 状	目 標
① 自殺者の減少（人口10万人当た	23.4	自殺総合対策大綱の見直し

り)	(平成22年)	の状況を踏まえて設定
② 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少	10.4% (平成22年)	9.4% (平成34年度)
③ メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加	33.6% (平成19年)	100% (平成32年)
④ 小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	小児科医 94.4 (平成22年) 児童精神科医 10.6 (平成21年)	増加傾向へ (平成26年)

(2) 次世代の健康

項 目	現 状	目 標
① 健康な生活習慣（栄養・食生活、運動）を有する子どもの割合の増加		
ア 朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合の増加	小学5年生 89.4% (平成22年度)	100%に近づける (平成34年度)
イ 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加	(参考値) 週に3日以上 小学5年生 男子 61.5% 女子 35.9% (平成22年)	増加傾向へ (平成34年度)
② 適正体重の子どもの増加		
ア 全出生数中の低出生体重児の割合の減少	9.6% (平成22年)	減少傾向へ (平成26年)
イ 肥満傾向にある子どもの割合の減少	小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子 4.60% 女子 3.39% (平成23年)	減少傾向へ (平成26年)

(3) 高齢者の健康

項 目	現 状	目 標
① 介護保険サービス利用者の増加の抑制	452万人 (平成24年度)	657万人 (平成37年度)
② 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	0.9% (平成21年)	10% (平成34年度)
③ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加	(参考値) 17.3% (平成24年)	80% (平成34年度)
④ 低栄養傾向（BMI 20以下）の高齢者の割合の増加の抑制	17.4% (平成22年)	22% (平成34年度)
⑤ 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（1,000人当たり）	男性 218人 女性 291人 (平成22年)	男性 200人 女性 260人 (平成34年度)
⑥ 高齢者の社会参加の促進（就業	(参考値) 何らかの地域活動	80%

又は何らかの地域活動をしている 高齢者の割合の増加)	をしている高齢者の割合 男性 64.0% 女性 55.1% (平成20年)	(平成34年度)
-------------------------------	--	----------

(注) 上記①の目標については、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)の策定に当たって試算した結果に基づき設定したものである。

別表第四 健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

項 目	現 状	目 標
① 地域のつながりの強化(居住地域 でお互いに助け合っていると思う国民 の割合の増加)	(参考値)自分と地域のつながりが 強い方だと思う割合 45.7% (平成19年)	65% (平成34年度)
② 健康づくりを目的とした活動に 主体的に関わっている国民の割合 の増加	(参考値)健康や医療サービスに 関係したボランティア活動をして いる割合 3.0% (平成18年)	25% (平成34年度)
③ 健康づくりに関する活動に 取り組み、自発的に情報発信を行う 企業登録数の増加	420社 (平成24年)	3,000社 (平成34年度)
④ 健康づくりに関して身近で専門 的な支援・相談が受けられる民間 団体の活動拠点数の増加	(参考値)民間団体から報告の あった活動拠点数 7,134 (平成24年)	15,000 (平成34年度)
⑤ 健康格差対策に取り組む自治 体の増加(課題となる健康格差の実 態を把握し、健康づくりが不利な 集団への対策を実施している都道 府県の数)	11都道府県 (平成24年)	47都道府県 (平成34年度)

別表第五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

(1) 栄養・食生活

項 目	現 状	目 標
① 適正体重を維持している者の増 加(肥満(BMI 25以上)、やせ (BMI 18.5未満)の減少)	20歳～60歳代男性の肥満者の 割合 31.2% 40歳～60歳代女性の肥満者の 割合 22.2% 20歳代女性のやせの者の割 合 29.0% (平成22年)	20歳～60歳代男性の肥満者の 割合 28% 40歳～60歳代女性の肥満者の 割合 19% 20歳代女性のやせの者の割 合 20% (平成34年度)
② 適切な量と質の食事をとる者の 増加		
ア 主食・主菜・副菜を組み合わせ た食事が1日2回以上の日がほぼ 毎日の者の割合の増加	68.1% (平成23年)	80% (平成34年度)

イ 食塩摂取量の減少	10.6g (平成22年)	8g (平成34年度)
ウ 野菜と果物の摂取量の増加	野菜摂取量の平均値 282g 果物摂取量100g未満の者の割合 61.4% (平成22年)	野菜摂取量の平均値 350g 果物摂取量100g未満の者の割合 30% (平成34年度)
③ 共食の増加（食事を1人で食べる子どもの割合の減少）	朝食 小学生 15.3% 中学生 33.7% 夕食 小学生 2.2% 中学生 6.0% (平成22年度)	減少傾向へ (平成34年度)
④ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加	食品企業登録数 14社 飲食店登録数 17,284店舗 (平成24年)	食品企業登録数 100社 飲食店登録数 30,000店舗 (平成34年度)
⑤ 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5% (平成22年)	80% (平成34年度)

(2) 身体活動・運動

項 目	現 状	目 標
① 日常生活における歩数の増加	20歳～64歳 男性 7,841歩 女性 6,883歩 65歳以上 男性 5,628歩 女性 4,584歩 (平成22年)	20歳～64歳 男性 9,000歩 女性 8,500歩 65歳以上 男性 7,000歩 女性 6,000歩 (平成34年度)
② 運動習慣者の割合の増加	20歳～64歳 男性 26.3% 女性 22.9% 65歳以上 男性 47.6% 女性 37.6% (平成22年)	20歳～64歳 男性 36% 女性 33% 65歳以上 男性 58% 女性 48% (平成34年度)
③ 住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加	17都道府県 (平成24年)	47都道府県 (平成34年度)

(3) 休養

項 目	現 状	目 標
① 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	18.4% (平成21年)	15% (平成34年度)
② 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少	9.3% (平成23年)	5.0% (平成32年)

(4) 飲酒

項 目	現 状	目 標
① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の減少	男性 15.3% 女性 7.5% (平成22年)	男性 13% 女性 6.4% (平成34年度)
② 未成年者の飲酒をなくす	中学3年生 男子 10.5% 女子 11.7% 高校3年生 男子 21.7% 女子 19.9% (平成22年)	0% (平成34年度)
③ 妊娠中の飲酒をなくす	8.7% (平成22年)	0% (平成26年)

(5) 喫煙

項 目	現 状	目 標
① 成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）	19.5% (平成22年)	12% (平成34年度)
② 未成年者の喫煙をなくす	中学1年生 男子 1.6% 女子 0.9% 高校3年生 男子 8.6% 女子 3.8% (平成22年)	0% (平成34年度)
③ 妊娠中の喫煙をなくす	5.0% (平成22年)	0% (平成26年)
④ 受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少	行政機関 16.9% 医療機関 13.3% (平成20年) 職場 64% (平成23年) 家庭 10.7% 飲食店 50.1% (平成22年)	行政機関 0% 医療機関 0% (平成34年度) 職場 受動喫煙の無い職場の実現 (平成32年) 家庭 3% 飲食店 15% (平成34年度)

(6) 歯・口腔の健康

項 目	現 状	目 標
① 口腔機能の維持・向上（60歳代における咀嚼 ^{そしゃく} 良好者の割合の増加）	73.4% (平成21年)	80% (平成34年度)
② 歯の喪失防止		
ア 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0% (平成17年)	50% (平成34年度)

イ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2% (平成17年)	70% (平成34年度)
ウ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1% (平成17年)	75% (平成34年度)
③ 歯周病を有する者の割合の減少		
ア 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7% (平成21年)	25% (平成34年度)
イ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3% (平成17年)	25% (平成34年度)
ウ 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7% (平成17年)	45% (平成34年度)
④ 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加		
ア 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6 都道府県 (平成21年)	23都道府県 (平成34年度)
イ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7 都道府県 (平成23年)	28都道府県 (平成34年度)
⑤ 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1% (平成21年)	65% (平成34年度)

医療診療報酬に係る栄養管理実施加算

A233 栄養管理実施加算

- (1) 栄養管理実施加算は、入院患者ごとに作成された栄養管理計画に基づき、関係職種が共同して患者の栄養状態等の栄養管理を行うことを評価したものである。
- (2) 当該加算は、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術基本料2若しくは3を算定している入院患者であって、栄養管理計画を策定し、当該計画に基づき、関係職種が共同して栄養管理を行っている患者について算定できる。なお、当該加算は、食事を供与しておらず、食事療養に係る費用の算定を行っていない中心静脈栄養等の治療を行っている患者であっても、栄養管理計画に基づき適切な栄養管理が行われている者であれば算定対象となること。
- (3) 救急患者や休日に入院した患者など、入院日に策定できない場合の栄養管理計画は、入院後7日以内に策定したものについては、入院初日に遡って当該加算を算定することができる。
- (4) 管理栄養士をはじめとして、医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順(栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、定期的な評価等)を作成すること。
- (5) 栄養管理は、次に掲げる内容を実施するものとする。
 - ア入院患者ごとの栄養状態に関するリスクを入院時に把握すること(栄養スクリーニング)。
 - イ栄養スクリーニングを踏まえて栄養状態の評価を行い、入院患者ごとに栄養管理計画(栄養管理計画の様式は、別紙様式5又はこれに準じた様式とする。)を作成すること。
 - ウ栄養管理計画には、栄養補給に関する事項(栄養補給量、補給方法、特別食の有無等)、栄養食事相談に関する事項(入院時栄養食事指導、退院時の指導の計画等)、その他栄養管理上の課題に関する事項、栄養状態の評価の間隔等を記載すること。また、当該計画書の写しを診療録に添付すること。
 - エ医師又は医師の指導の下に管理栄養士、薬剤師、看護師その他の医療従事者が栄養管理計画を入院患者に説明し、当該栄養管理計画に基づき栄養管理を実施すること。
 - オ栄養管理計画に基づき患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (6) 当該栄養管理の実施体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努めること。
- (7) 当該保険医療機関以外の管理栄養士等により栄養管理を行っている場合は、算定できない。

http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/03/dl/tp0305-1d_0003.pdf

A233-2 栄養サポートチーム加算(週1回) 200点

注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、栄養サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回（療養病棟入院基本料を算定している患者については、入院した日から起算して1月以内の期間にあっては週1回、入院した日から起算して1月を超え6月以内の期間にあっては月1回）に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号B001-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。

2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、100点を所定点数に加算することができる。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken15/dl/2-2.pdf>

27 糖尿病透析予防指導管理料

- (1) 糖尿病透析予防指導管理料は、入院中以外の糖尿病患者（通院する患者のことをいい、在宅での療養を行う患者を除く。）のうち、ヘモグロビンA1c（HbA1c）がJDS値で6.1%以上（NGSP値で6.5%以上）又は内服薬やインスリン製剤を使用している者であって、糖尿病性腎症第2期以上の患者（現に透析療法を行っている者を除く。）に対し、医師が糖尿病透析予防に関する指導の必要性があると認めた場合に、月1回に限り算定する。
- (2) 当該指導管理料は、専任の医師、当該医師の指示を受けた専任の看護師（又は保健師）及び管理栄養士（以下「透析予防診療チーム」という。）が、(1)の患者に対し、日本糖尿病学会の「糖尿病治療ガイド」等に基づき、患者の病期分類、食塩制限及びタンパク制限等の食事指導、運動指導、その他生活習慣に関する指導等を必要に応じて個別に実施した場合に算定する。
- (3) 当該指導管理料を算定すべき指導の実施に当たっては、透析予防診療チームは、糖尿病性腎症のリスク要因に関する評価を行い、その結果に基づいて、指導計画を作成すること。
- (4) 看護師（又は保健師）及び管理栄養士に対して指示を行った医師は、診療録に指示事項を記載すること。
- (5) 当該管理を実施する透析予防診療チームは、糖尿病性腎症のリスク要因に関する評価結果、指導計画及び実施した指導内容を診療録、療養指導記録及び栄養指導記録に記載すること。
- (6) 同一月又は同一日においても、「注2」「注3」に規定するものを除き、第2章第1部の各区分に規定する他の医学管理等及び第2部第2節第1款の各区分に規定する在宅療養指導管理料は併算定できる。
- (7) 当該管理料を算定する場合は、別紙様式31に基づき、一年間に当該指導管理料を算定した患者の人数、状態の変化等について報告を行うこと。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken15/dl/2-25.pdf>

5 栄養管理体制の基準(基本診療料の施設基準)

- (1) 当該保険医療機関内に、栄養管理を担当する常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。ただし、有床診療所においては非常勤であっても差し支えない。
- (2) 管理栄養士をはじめとして、医師、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順(栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、定期的な評価等)を作成すること。
- (3) 入院時に患者の栄養状態を医師、看護師、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載していること。
- (4) (3)において、特別な栄養管理が必要と医学的に判断される患者について、栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士、看護師その他の医療従事者が共同して、当該患者ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画(別添6の別紙23又はこれに準じた様式とする。)を作成していること。なお、救急患者や休日に入院した患者など、入院日に策定できない場合の栄養管理計画は、入院後7日以内に策定することとする。
- (5) 栄養管理計画には、栄養補給に関する事項(栄養補給量、補給方法、特別食の有無等)、栄養食事相談に関する事項(入院時栄養食事指導、退院時の指導の計画等)、その他栄養管理上の課題に関する事項、栄養状態の評価の間隔等を記載すること。また、当該計画書の写しを診療録に貼付すること。
- (6) 当該患者について、栄養管理計画に基づいた栄養管理を行うとともに、栄養状態を定期的に記録していること。
- (7) 当該患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて栄養管理計画を見直していること。
- (8) 特別入院基本料及び短期滞在手術基本料1を算定する場合は、(1)から(7)までの体制を満たしていることが望ましい。
- (9) 当該保険医療機関において、(1)に係る基準が満たせなくなった場合、当該基準を満たさなくなった日の属する月を含む3か月間に限り、従前の入院基本料等を算定できる。
- (10) 平成24年3月31日において、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の「診療報酬の算定方法」別表第1に規定する医科点数表に掲げる栄養管理実施加算の届出を行っていない保険医療機関にあっては、平成26年3月31日までの間は、地方厚生(支)局長に届け出た場合に関し、(1)の基準を満たしているものとする。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken15/dl/5-2-1.pdf>

介護保険施設における栄養ケア・マネジメント

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護報酬等の見直しの概要
抜粋（平成 17 年 10 月 1 日施行分）

I 基本的考え方

○在宅と施設の給付と負担の公平性、介護保険給付と年金給付との調整の観点から、介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号、以下「改正法」という。）において、介護保険施設等における居住費（滞在費）及び食費を保険給付の対象外とすることに伴う所要の見直しを行う。

○具体的には、居住費については、居住環境の違いを考慮しつつ、現在、施設介護サービス費等において包括的に評価している「居住（滞在）に要する費用」を保険給付の対象外とする見直しを行う。また、食費については、現行の基本食事サービス費等が廃止されることに伴い、給食管理業務を含めた栄養管理業務についてその在り方を見直した上で、施設介護サービス費等の加算として評価する。

○また、保険給付の対象外となる居住費・食費について、適正な契約の確保や利用者保護の観点から契約の手続を定めるなど、運営基準等の見直しを行う。

II 主な見直しの内容

2. 食費に関連する介護報酬の見直し

(1) 基本食事サービス費等の廃止

改正法において食費が保険給付の対象外とされたことに伴い、次の見直しを行う。

「(1) 介護保険施設」

基本食事サービス費を廃止する。

「(2) 短期入所生活・療養介護」

短期入所生活介護費及び短期入所療養介護費から食事に要する費用を控除する。

「(3) 通所介護・通所リハビリテーション」

食事提供加算（※現在、39 単位／日を加算）を廃止する。

(2) 栄養管理の評価について

栄養管理については、管理栄養士等の配置に主眼をおいた現行の評価の在り方を見直し、個々の入所者の栄養状態、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントを評価する観点から見直しを行うこととする。

「(1)介護保険施設」

介護保険施設においては、以下の観点から栄養管理に係る評価を行う。

i) 栄養管理体制に対する評価

常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置した場合に評価する。

栄養管理体制加算(新設)

管理栄養士配置加算 → 12 単位/日

栄養士配置加算 → 10 単位/日

ii) 栄養ケア・マネジメントに対する評価

入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケア・マネジメントが行われた場合に評価する。

栄養マネジメント加算(新設) → 12 単位/日

※算定要件

イ: 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること

ロ: 医師、管理栄養士等が共同して、入所者ごとに栄養状態を把握し、個々人の摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮して栄養ケア計画を作成していること

ハ: 栄養ケア計画に従い栄養管理が行われているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること

ニ: 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直していること

ホ: 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 抜粋

(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十二号)

(食事)

第三十四条 指定障害者支援施設等(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F19001000172.html>

広島県健康増進計画

健康ひろしま21



健康は自分でつくる！みんなで応援！

平成20(2008)年3月
広島県

計画の概要

計画のねらい

- 県民の主体的な健康づくりを県、市町、医療保険者、企業・関係機関・団体等により支援
- メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策を中心とした生活習慣病予防の取組強化

計画の位置づけ

- 健康増進法第8条第1項により都道府県に策定が義務付けられている健康増進計画

計画期間

- 平成20(2008)年度～平成24(2012)年度

計画の役割

- 県民の健康づくりを支援するための基本方針
- 県、市町、医療保険者、企業、関係機関・団体等の健康づくり推進における役割分担の指針
- 家庭、学校及び職場等の健康づくり推進のための共通目標

基本的考え方

- 健康づくりは、個人の主体的な努力と実践が基本。個人の努力を社会全体で支援。



基本的目標

- 望ましい生活習慣の確立
- 生活習慣病のリスクファクター(危険因子)の軽減

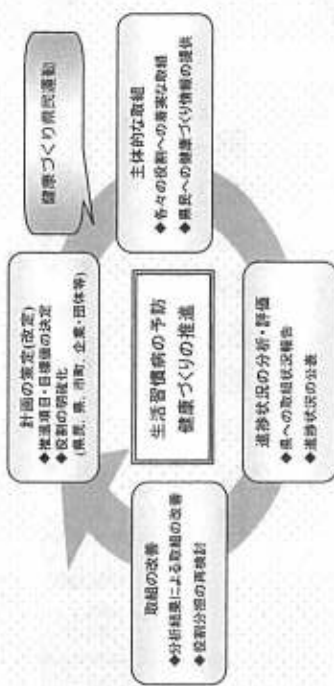
取組の柱

- 領域別取組の推進
- 役割分担の明確化
- 保健指導の徹底
- 健康づくり運動の展開
- 食育の推進

発症・重症化予防の体系化



計画推進のイメージ



肥満

次のいずれかに該当する人

- BMI25以上で腹囲男性85cm以上、女性90cm以上
- BMIのみ25以上
- 腹囲のみ男性85cm以上、女性90cm以上

※ BMI=体重(kg)÷(身長(m)×身長(m))

対象	現状	目標
20～69歳男性	415千人	134千人以下
40～69歳女性	166千人	116千人以下

メタボリックシンドローム

ウェスト周囲径が男性85cm以上女性90cm以上で、かつ、次のいずれかのうち、「1つ」当てはまる人がメタボリックシンドローム予備群、「2つ以上」当てはまる人がメタボリックシンドローム該当者です。

- 中性脂肪150mg/dl以上、または、HDLコレステロール40mg/dl未満、若しくはコレステロールを下げる薬服用
- 収縮期血圧130mmHg以上、かつ/または拡張期血圧85mmHg以上、若しくは血圧を下げる薬服用
- 空腹時血糖110mg/dl以上、またはヘモグロビンA1c5.5%以上、若しくはインスリン注射または血糖を下げる薬服用

(1) メタボリックシンドローム予備群

対象	現状	目標
40～74歳	参考値 男性 180千人 女性 75千人	平成20年度特定健診データから10%減少

(2) メタボリックシンドローム該当者

対象	現状	目標
40～74歳	参考値 男性 140千人 女性 58千人	平成20年度特定健診データから10%減少

脂質異常症

次のいずれかに該当する人

- 中性脂肪150mg/dl以上
- HDLコレステロール40mg/dl未満、またはLDL140mg/dl以上
- コレステロールを下げる薬を服用

対象	現状	目標
40～74歳	男性 171千人 女性 128千人	159千人以下 120千人以下

健診（検診）・保健指導

項目	対象	現状	目標
○特定健診受診率	40～74歳	20年度～	70%以上
○特定保健指導実施率	要保健指導者	20年度～	45%以上
○医療機関受診率	要受診判定者	20年度～	100%
○がん検診受診率	部位別	11～24%	50%以上

主な取組

(1) 主な取組内容

- ・ 施設啓発・情報提供
(イベント等の活用等)
- ・ 健診・保健指導の徹底
(受診勧奨、保健指導の徹底等)
- ・ 健康増進事業等の推進
(事業の実施、事業の支援等)

(2) 主な取組主体

- ・ 医療保険者
- ・ 保健団体
- ・ 保健指導機関
- ・ その他関係機関・団体等

糖尿病

(1) 糖尿病予備群

- インスリン注射や血糖を下げる薬を服用している人を除き、次のいずれかに該当する人
- 空腹時血糖100mg/dl以上126mg/dl未満
- ヘモグロビンA1c5.5以上6.1%未満

対象	現状	目標
40～74歳	男性 43千人 女性 33千人	40千人以下 31千人以下

(2) 糖尿病患者

- 次のいずれかに該当する人
- 空腹時血糖126mg/dl以上
- ヘモグロビンA1c6.1%以上
- インスリン注射または血糖を下げる薬を服用

対象	現状	目標
40～74歳	男性 86千人 女性 35千人	79千人以下 33千人以下

高血圧症

(1) 高血圧症予備群

- 血圧を下げる薬を服用している人を除き、次のいずれかに該当する人
- 収縮期血圧が130mmHg以上140mmHg未満かつ拡張期血圧が90mmHg未満
- 収縮期血圧が140mmHg未満かつ拡張期血圧が85mmHg以上90mmHg未満

対象	現状	目標
40～74歳	男性 188千人 女性 145千人	165千人以下 129千人以下

(2) 高血圧症有病者

- 次のいずれかに該当する人
- 収縮期血圧が140mmHg以上、または拡張期血圧が90mmHg以上
- 血圧を下げる薬を服用

対象	現状	目標
40～74歳	男性 297千人 女性 263千人	271千人以下 240千人以下

疾患受療率

- (1) 脳血管疾患受療率
脳血管疾患により医療機関を受診している人の割合

対象	現状	目標
成人 人院 外来	209(人口10万対) 132(人口10万対)	10%減少

- (2) 虚血性心疾患受療率
虚血性心疾患により医療機関を受診している人の割合

対象	現状	目標
成人 人院 外来	17(人口10万対) 67(人口10万対)	10%減少

合併症率

- (1) 糖尿病による失明率
糖尿病網膜症により新規に視覚障害者となる人の割合
福祉行政報告別の様式を変更し、現状が把握できるように
してから具体的目標値を設定

対象	現状	目標
成人	不明	減少

- (2) 糖尿病による透析新規導入率
糖尿病腎症により新規に透析を導入される人の割合
日本透析医学会のデータに基づいて具体的目標値を設定する
予定

対象	現状	目標
成人	不明	平成24年度推計数の36%減

主な取組

(1) 主な取組内容

- ・ 普及啓発・情報提供
(イベント、図章、中予報、心筋健康予報等)
- ・ 受診促進・保健指導の徹底
(医療機関未受診者、治療中断者に対する受診勧奨、かかりつけ医との連携、介護予防等)

(2) 主な取組主体

- ・ 医療保険者
- ・ 健康団体
- ・ 医療指導機関
- ・ その他関係機関、団体等
- ・ 市町
- ・ 県
- ・ 企業

疾患による死亡率

- (1) 脳卒中により死亡する人の割合
人口動態統計により把握される、脳卒中により死亡する人の割合

対象	現状	目標
成人	105(人口10万対)	25%減少

- (2) 虚血性心疾患により死亡する人の割合
人口動態統計により把握される、虚血性心疾患により死亡する人の割合

対象	現状	目標
成人	53(人口10万対)	25%減少

健康寿命の延伸

- (1) 平均自立期間の延伸
厚生労働省の定める定義や算出方法により今後、具体的目標値を設定する予定

対象	現状	目標
成人	不明	延伸

- (2) 65歳、75歳平均自立期間の延伸
厚生労働省の定める定義や算出方法により今後、具体的目標値を設定する予定

対象	現状	目標
成人	不明	延伸

健康づくりの県民運動化

健康ひろしま 21 の目標を達成するためには、生活習慣病の発症予防・重症化予防の流れに沿って設定した日頃の生活習慣にかかる各分野及び境界領域・有病期、重症化・合併症、終末期ごとの関係者の取組が重要ですが、これまでの経験から、それらが個別に実施されるだけでは、なかなか効果が上がらないと考えられます。

このため、改定した計画では、関係者の取組を県民一人ひとりの主体的な健康づくりに結びつけるため、全県的な推進体制と連携体制を図ります。

(1) 県民の健康づくり推進体制の構築

県民が自ら主体的に健康づくりに取り組むとともに、これを支援するため民間事業者や関係機関・団体、市町、県など多様な主体の連携と協働による健康づくり、推進体制を構築します。

(2) 全県的な健康づくりキャンペーンの展開

健康づくり運動の機運醸成を図るため、ウォーキングの推進、健康づくり情報の提供、広報活動などによるキャンペーンを展開します。

健康づくりキャンペーン展開のイメージ



二次保健医療圏域における取組

(1) 二次保健医療圏域 (平成 17 年 10 月 1 日現在)

圏域名	圏域内市町	人口(人)	面積(k㎡)
広島市	広島市、安芸高田市、府中市、海田町、熊野町、須賀川町、安芸太田町、北広島市	1,333,953	2,502
広島市	大竹市、廿日市市	145,809	568
広島市	呉市、江田島市	280,942	454
広島市	安芸高田市、竹原市、大崎上島町	224,323	797
広島市	三原市、尾道市、世羅町	273,287	1,034
広島市	福山市、府中市、神石高原町	515,865	1,066
広島市	三次市、庄原市	102,463	2,025
合計	23市町	2,876,642	8,476

(2) 圏域の共通重点課題

- (1) 健康づくりの県民運動化
- (2) 生活習慣病予防の観点からの食育の推進
- (3) 生活習慣病予防のための効果的な保健指導
- (4) 効果的な施策を展開するための実証的評価及び評価

二次保健医療圏域区割図



広島県食育推進計画

食を知り みんなとつながる 食育の推進
～3つの力と3つの心を育てるサンサンプラン～



平成20(2008)年3月

〔計画の期間〕

この計画の期間は、平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までの5年間とします。

〔食をめぐる現状と課題〕

- 近年、急速な経済発展に伴う生活水準の向上や多様化など社会情勢等の変化の中で、食の欧米化・外部化等による脂質の過剰摂取、米離れや野菜の摂取不足、朝食の欠食など栄養の偏りや食生活の乱れが、子どもも含めて見られ、これらに起因した肥満や生活習慣病の増加は、今後、県民が健康で元気に暮らすことや適正な医療費の水準の維持を図る上でも課題となっています。
- このような状況の中で、家族や友人と楽しく食卓を囲む機会やコミュニケーションの減少が、大きな課題であり、すべての県民が、心の豊かさを実感できる生活を送るためにも、食育への取組が必要です。
- また、食への感謝の念の欠如、食べ残しなどに伴う食品の廃棄の問題、もったいないという物を大切にする意識の低下、主要先進国の中で最低水準の食料自給率の問題、主食の米を中心に多彩な副食からなる日本の食文化の危機などにどう対応するかが、今後の重要な課題です。
- さらに、核家族化や少子化の進展などに伴い、家庭の教育力の問題が指摘され、子どもたちの社会性の低下、体力・運動能力の低下、食習慣の乱れなどが懸念されており、家庭において豊かな心をはぐくむことのできる食育を推進する取組などが必要です。

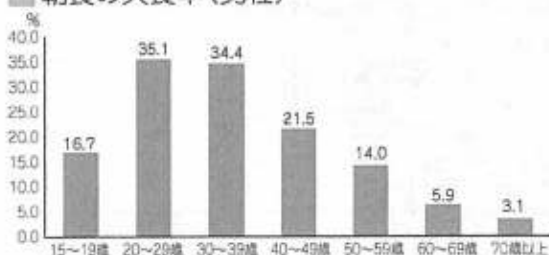
「食育」とは？

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

朝食の欠食等の状況

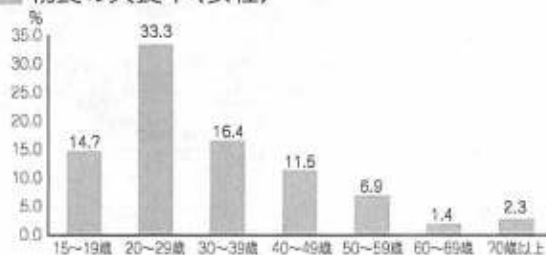
- 朝食を欠食する人は、男性・女性ともに20歳代が最も高い状況にあります。
- 朝食の欠食により、それ以降の食事が過食となりやすく肥満となったり、午前中のエネルギー供給が不十分となり、体調不良となる可能性があります。
- 広島県教育委員会の調査では、毎日朝食をとる子どもは、基礎学力が定着している傾向が見られます。

■ 朝食の欠食率(男性)



資料:広島県福祉保健部「県民健康意識調査」(平成18年)

■ 朝食の欠食率(女性)



■ 毎日朝食をとらない児童・生徒の割合

小学5年生	中学2年生
3.8%	6.7%

資料:広島県教育委員会「基礎・基本」定着状況調査(平成18年度)

■ 「基礎・基本」定着状況調査における小学5年生の国語の正答率

毎日朝食をとる子ども	まったく朝食をとらない子ども
79.5%	61.9%

資料:広島県教育委員会「基礎・基本」定着状況調査(平成18年度)

子どもの孤食

- 毎日、家族そろって夕食をとる家族は、平成16年には、昭和51年に比べ約10%減少しています。
- 孤食は、偏食や栄養の偏りになりやすい傾向にあります。
- また、家族や仲間たちと一緒に食べるという人間本来の「共食」という食文化の喪失やコミュニケーションの欠如が危惧されます。

家族そろって夕食をとる頻度

(単位:%)

	毎日	週4日以上	週2~3日	週1日だけ	ほとんどない	不詳
昭和51年	36.5	21.8	24.2	11.3	6.7	—
平成8年	30.8	19.9	30.4	10.8	7.1	0.8
平成16年	25.9	19.1	36.3	10.6	8.2	1.1

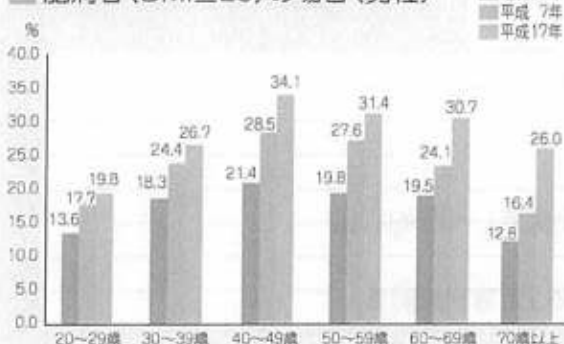
注:四捨五入により、計が100%にならない場合があります。

資料:厚生労働省「児童環境調査」(昭和51年、平成8年)、「全国家庭児童調査」(平成16年度)

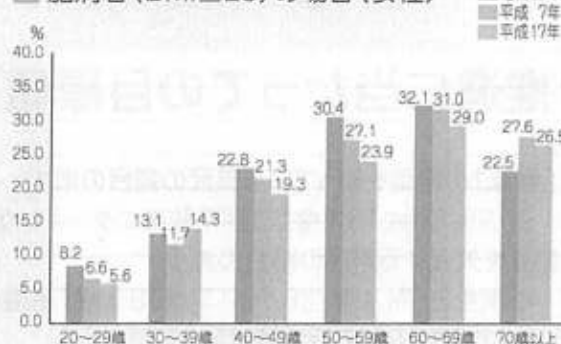
肥満の状況

- 肥満者の割合は、男性ではいずれの年代においても昭和60年に比べ増加しています。女性では40~60歳代において、昭和60年、平成7年に比べ、減少しています。

肥満者(BMI ≥ 25)の場合(男性)



肥満者(BMI ≥ 25)の場合(女性)



注:肥満度の判定: BMI(Body Mass Index)を用いて判定、BMIは「体重kg/(身長m²)」により算定

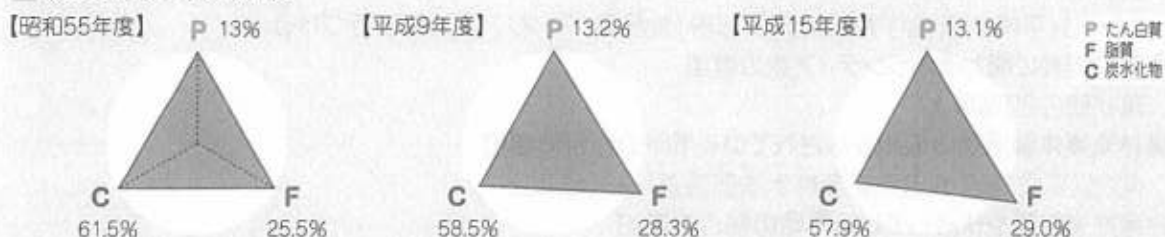
低体重(やせ): BMI < 18.5 普通体重(正常): 18.5 ≤ BMI < 25 肥満: BMI ≥ 25

資料:厚生労働省「国民栄養調査」(昭和60年、平成7年)、「国民健康・栄養調査」(平成17年)

日本型食生活の変遷

- 昭和55年頃に、主食である米を中心に、たんぱく質、脂質、炭水化物のエネルギーバランスがよい日本型食生活が形成されましたが、近年、脂質の過剰摂取などが見られます。

栄養バランスの推移



資料:農林水産省「新たな食料・農業・農村基本計画のポイント」

〔基本的な方針〕

1 食育推進の県民運動の展開

すべての県民が生涯にわたって健やかな心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育推進を県民運動として展開します。

2 ライフステージに応じた食育の推進

あらゆる世代の県民が、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践し、心身ともに健康であるよう、ライフステージに応じた食育を推進します。

3 関係者の連携による体験等を通じた食育の推進

すべての県民、とりわけ子どもたちが農林漁業体験など様々な体験等を通じて、食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな心をはぐくむことのできる食育を、家庭、学校、保育所、幼稚園、地域組織等が連携して推進します。

4 地産地消の推進と食文化の継承

すべての県民が、自然を大切にし、ひろしまの食と農林水産物への理解を深め、地産地消を推進するとともに、豊かな食文化の継承に向けた取組を促進します。

〔食育推進に当たっての目標値〕

1 「食育」の言葉を知っている県民の割合の増加

90.7%（平成18年度第1回県政モニターアンケート調査）→95%以上

朝食を欠食する県民の割合の減少

小学生3.8%、中学生6.7%（平成18年度「基礎・基本」定着状況調査）

2 →いずれも0%に近づける

20歳代男性35.1%、30歳代男性34.4%、20歳代女性33.3%（平成18年度県民健康意識調査）

→いずれも15%以下

3 家族そろって夕食をとる県民の割合の増加

45.0%（平成16年度全国家庭児童調査）→55%に近づける

4 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている県民の割合の増加

13.3%（平成18年度県民健康意識調査）→60%以上

5 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している県民の割合の増加

35.3%（平成18年度県民健康意識調査）→80%以上

6 学校給食における地場産物を使用する割合の増加

24.6%（平成17年度学校給食栄養報告（食品数ベース））→30%に近づける

7 食育の推進に関わるボランティア数の増加

現状値の20%以上

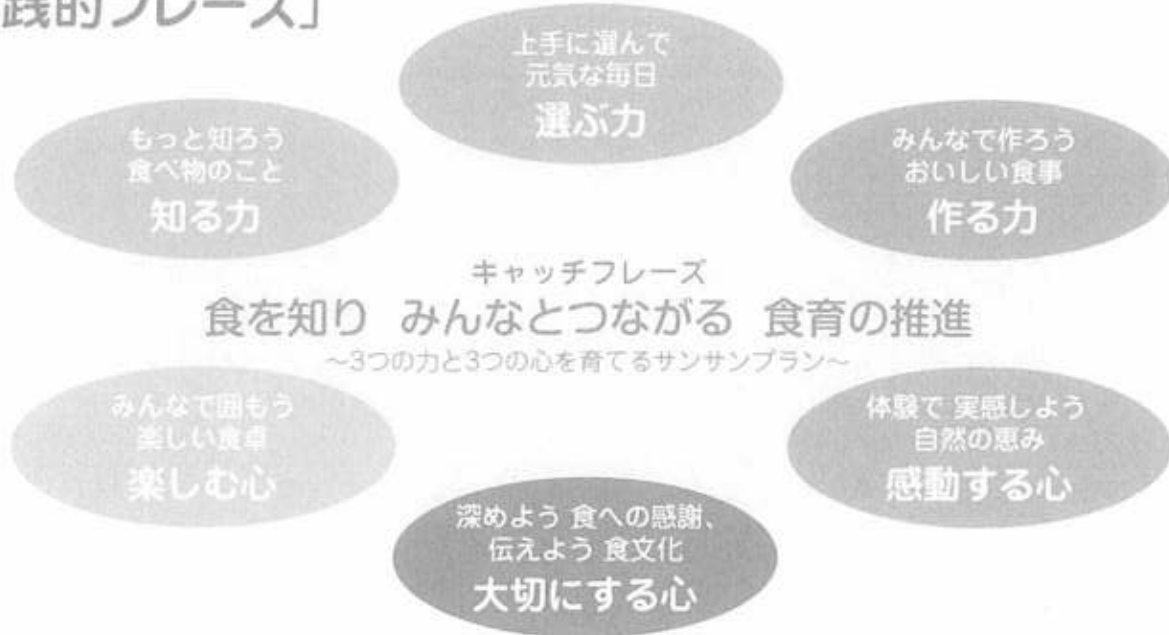
8 農林漁業体験活動の取組がなされている市町の割合の増加

48%（平成19年度広島県農林水産部調査）→90%以上

9 食育推進計画を作成している市町の割合の増加

0%（平成18年広島県福祉保健部調査）→100%

[実践的フレーズ]



[基本的施策]

1 家庭における食育の推進

- ①望ましい食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の定着
- ②望ましい食習慣・知識の習得と食を楽しむ環境づくりの推進
- ③ライフステージに応じた食育の推進
- ④生涯を通じた口腔機能の確保
- ⑤妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
- ⑥青少年に対する食育の推進

2 職場における食育の推進

- ①職場の食堂等における食育情報の提供等
- ②職場の産業医等による食生活改善の指導
- ③職業生活と家庭生活との両立による健全な食生活の推進

3 保育所、幼稚園等における食育の推進

- ①食育相談・情報提供
- ②人材育成
- ③食育の推進体制の整備
- ④体験活動の充実
- ⑤乳幼児の歯の健康づくりの推進

4 学校における食育の推進

- ①指導体制の充実
- ②指導内容の充実
- ③子どもの食への理解を促進するための体験活動の推進
- ④学校給食を活かした食育の推進

5 地域における食育の推進

- ①栄養バランスのとれた日本型食生活の推進
- ②「食生活指針」「食事バランスガイド」「栄養3・3運動」等の普及啓発
- ③生活習慣病予防等の健康づくりの推進
- ④8020運動の推進
- ⑤保健所、市町、医療・保健機関等における食育の推進
- ⑥地域の人材育成及び活用の推進
- ⑦特定給食施設等における食育の推進
- ⑧食品関連事業者等による食育の推進
- ⑨市町における「食育推進計画」策定の支援
- ⑩地域におけるネットワークの構築による食育の推進

6 生産者と消費者との交流の促進

- ①地産地消の推進
- ②都市と農山漁村の共生・交流の促進
- ③子どもと保護者等の農林漁業体験活動の促進
- ④農林漁業者等による食育の推進

7 食文化の継承のための取組の促進

- ①食文化の情報収集・普及啓発
- ②ボランティア等での取組の促進
- ③学校給食や保育所給食等における郷土料理等の導入

8 食の安全性、食育に関する情報提供及び普及啓発

- ①リスクコミュニケーションの充実
- ②食の安全性や食育等に関する情報提供
- ③食の安全・安心に関する正しい知識の習得と取組の支援
- ④食に関する環境情報の提供

9 食育推進運動の展開

- ①食育推進体制の整備
- ②全県的な食育の普及啓発体制の整備
- ③食育推進計画普及啓発読本の作成
- ④食育の重点的普及啓発
- ⑤食育推進功労者の表彰
- ⑥「食べる!遊ぶ!読む!」キャンペーンによる基本的な生活習慣の定着

栄養ケア・ステーションのご案内

(社) 広島県栄養士会では、栄養ケア・ステーションを開設し、県民の皆さまの健康づくりを応援しています。
食の専門家である管理栄養士・栄養士が、食育や生活習慣病・メタボ予防のための栄養・食生活についての相談や講演等に応じています。ぜひご利用ください。

医療機関における
個人および集団での
栄養相談・栄養教室など

地域における
食育講座・健康教室・
料理教室など

外食産業における
栄養価算定・
メニュー開発など

事業所における
栄養相談・健康教室など

市・町における
介護予防事業・健康教室・
栄養相談など

請負契約料一例

講演・調理実習	12,000円/1時間当たり
栄養相談	2,300円/1時間当たり
献立作成	3,000円/1メニュー
栄養価算定	2,000円/1メニュー

○ お問い合わせ・お申し込み先 ○

(社) 広島県栄養士会：栄養ケア・ステーション

〒732-0052

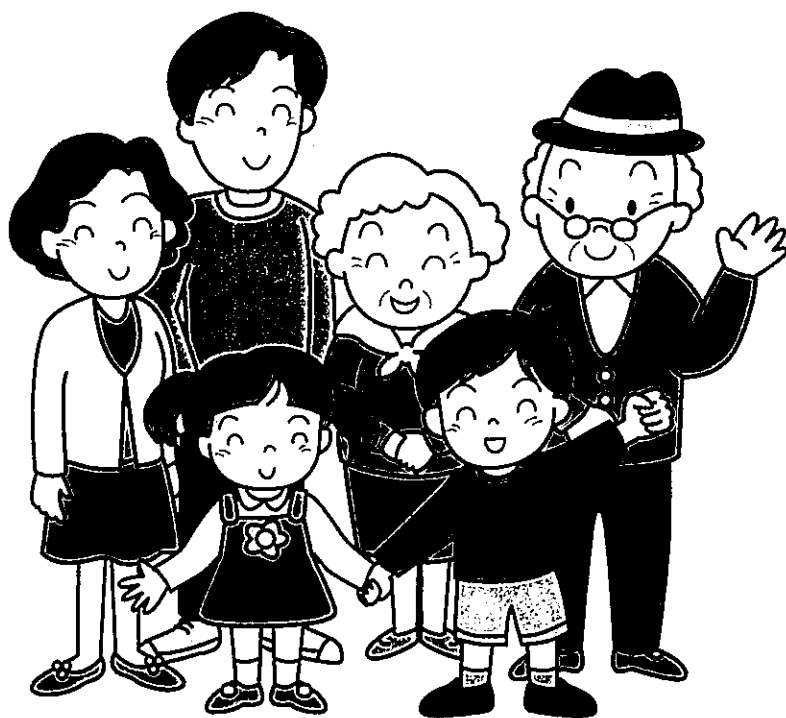
広島市東区光町 1-11-5 チサンマンション 908

TEL (082) 261-0885 FAX (082) 261-0894

(社) 広島県栄養士会は、あなたの健康づくりを応援します！

第1章

第2次健康くれ21の策定



第1章 第2次健康くれ21の策定

1 沿 革

(1)健康くれ21(健康増進計画)

ア 策定(平成15(2003)年3月)

本市では、高齢化の進行、寝たきりや認知症等による介護を必要とする人の増加、生活習慣病の増加が社会問題となる中、市民一人ひとりが生涯にわたって主体的に行う健康づくりを社会・行政が支援し、健康寿命を延伸する21世紀における健康づくり運動として、健康くれ21を策定しました。

市民がそれぞれのライフステージで、「命輝いて生きる」健康都市を目指し、平成22(2010)年度を目標に“笑顔いっぱい健康づくり”をキャッチフレーズとして、次の4つの大目標を設定しました。

- 1 あなたの健康はあなたの手で
- 2 いきいき暮らそうはつらつと
- 3 安心して暮らせる環境を
- 4 みんなと集いふれあいを

イ 中間見直し(平成20(2008)年3月)

策定から5年が経過したところで、これまでの社会情勢や市民の健康づくりに関する意識の変化、目標項目ごとに設定した評価指標の途中経過等を踏まえて、必要な軌道修正を行い、健康づくりの推進強化を図るための中間見直しを行いました。

○計画年度を平成24(2012)年度までに変更

(関連計画との整合性を確保するため)

○重点的に取り組む項目を10項目選定

(効果的・効率的に市民の健康づくりを推進するため)

(2)呉市食育推進計画(平成20(2008)年3月策定)

「孤食」による家族間のコミュニケーション不足、朝食の欠食をはじめとする不規則な食生活や栄養バランスの偏った食事などによる生活習慣病の増加、食の安全が問題になる中で、平成24(2012)年度を目標に、健康くれ21の下位計画として呉市食育推進計画を策定し、“みんなで食育 笑顔で食育”をキャッチフレーズに、8つの目標を設定しました。

2 策定の趣旨

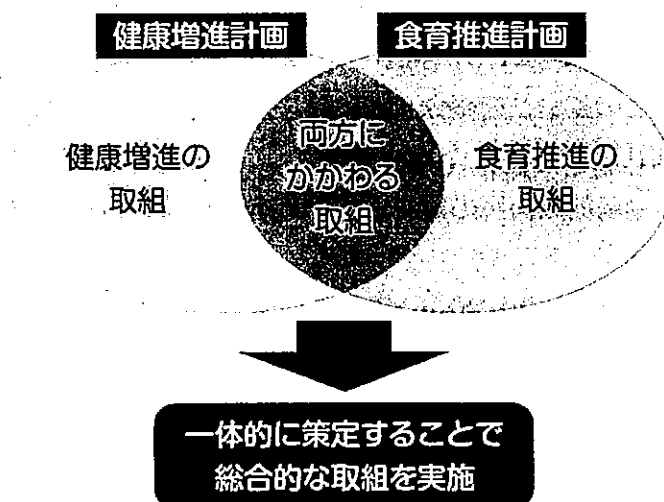
国においては、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民がともに支え合いながら希望や生きがいをもち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を改正し、平成25年度から平成34年度までの具体的計画である「21世紀における第2次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」を示しました。

また、広島県においては、「健やかで心豊かに生活できる活力のある社会」を目指して、県民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進する「健康ひろしま21」を平成20(2008)年3月に改定し、生活習慣病予防を中心とした項目を精選し、県民の主体的な健康づくりを支援しています。この計画は本年度計画最終年度を迎えるため、現在、「健康ひろしま21(第2次)」を策定しているところです。

本市においては、がん・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病が原因で亡くなる人の数が、全国や広島県よりも高い水準で推移しており、介護を必要とする人も年々増加しているなど、生活習慣及び社会環境の改善に対する課題が多く残っています。

また、健康づくりの基本である「食」については、食の多様化、食の大切さに対する認識の希薄化、食文化の継承が損なわれるなど、健全な食生活が失われつつあり、食に関する理解を深める取組が必要となっています。

そこで、健康くれ21の評価や新たなアンケートの調査結果などを基に現状や課題を整理し、本市が取り組むべき行動や目標を設定した第2次健康くれ21を策定し、健康課題に応じた施策を計画的に実施することで健康づくりを推進していきます。

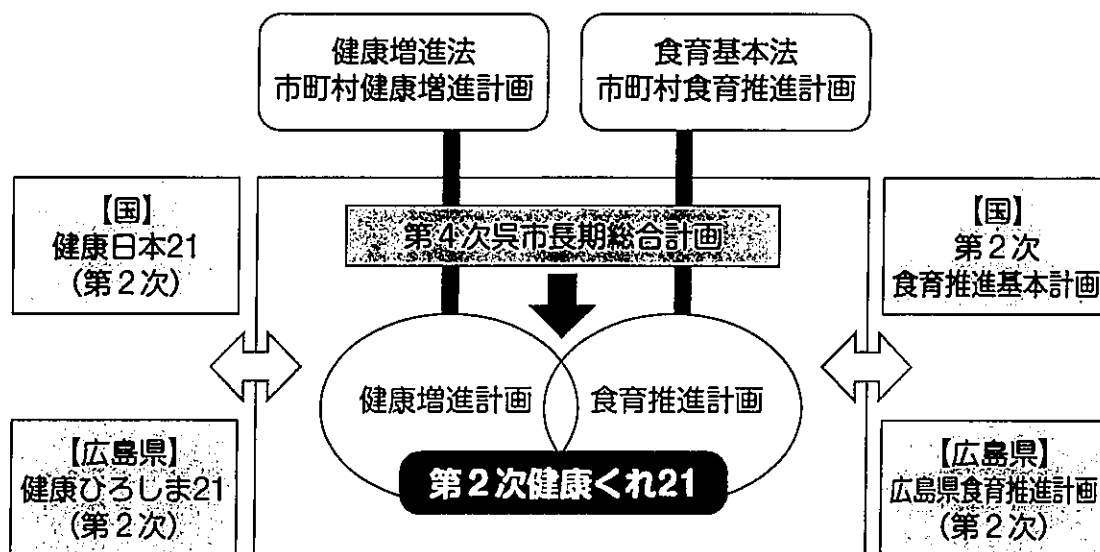


3 計画の位置付け及び計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、健康増進法に定める市町村の健康増進計画として、また、食育基本法による市町村の食育推進計画として策定するものです。

なおこの計画は、第4次呉市長期総合計画の下位計画として位置付け、市民が主体となり、家庭や地域等で行う健康づくりや食育の推進を支援するための市の行動計画とします。



(2) 計画期間

計画期間は、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間とします。

区 分			H24年度	H25年度	～	H29年度	～	H34年度
健康増進計画	呉市	第2次健康くれ21	→	→	→	→	→	→
	国	健康日本21 (第2次)	→	→	→	→	→	→
	広島県	健康ひろしま21 (第2次)	→	→	→	→	→	→
食育推進計画	呉市	第2次健康くれ21	→	→	→	→	→	→
	国	第2次 食育推進基本計画	H23年度	H27年度	→	→	→	→
	広島県	広島県食育推進計画 (第2次)	→	→	→	→	→	→
第4次呉市長期総合計画			H23年度	H32年度	→	→	→	→

広島国際大学 医療栄養学部医療栄養学科設置
にかかる意見書

平成25年5月17日

学校法人常翔学園

理事長 坂口 正雄 様

公益社団法人 広島県栄養士会

会長 松原 知子



広島国際大学 管理栄養士養成課程設置にかかる意見書

21世紀の我が国において、少子高齢化や疾病構造の変化等が進む中、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、健康寿命の延伸を図ることが課題となっております。

健康寿命延伸のためには、がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD等の生活習慣病の発症予防と重症化予防を徹底することが重要になります。

管理栄養士は、発症予防のための一次予防から重症化予防まで、その業務は幅広く、科学的根拠に基づく適切な指導が求められています。また、傷病者や要介護者に対する栄養管理では、看護師、薬剤師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等の他職種との連携が不可欠になります。

この度、新たに管理栄養士の養成課程を設置する貴学においては、これらの医療や福祉に携わる多くの分野の人材を養成され、在学時から他職種を理解し、他職種と連携した活動を視野においた教育を目標の一つとされております。

このことは、貴学で学んだ学生が、卒業後、在宅・施設・地域における医療・福祉・健康づくりの現場において、他職種との円滑な協力体制を構築し、効果的な栄養管理や食生活改善を通して生活習慣病の発症予防と重症化予防に寄与するものと考えます。

貴学の特徴を活かし、健康寿命の延伸に貢献できる管理栄養士の養成を期待いたします。

以 上

2013年2月12日

学校法人 常翔学園
広島国際大学
学長 秋山 實利 殿

呉市長
小村 和年
(企画情報課)



広島国際大学 医療栄養学部医療栄養学科設置にかかる意見書

わが国の少子高齢化の急速な進行と、生活習慣病の増加は、人々が安心して健康に暮らしていく社会の実現に対して、多くの課題を提示しています。一方、保健・医療・福祉政策の充実およびこれからの技術の発展によって、日本はかつてない長寿社会を迎えることとなりました。

こうした中、本市においては、「健康くれ21」を策定し、市民の皆様の健康寿命の延伸を目標に健康づくりに取り組んでいるところです。

また、健康づくりと密接な関係にあり、生きていく上での基本となる「食」についても、「呉市食育推進計画」を策定し、家庭や学校、地域等が連携・協力しながら食育を推進しております。

現在、健康づくりの指針となる「健康増進計画」と、食育推進の指針となる「食育推進計画」の取組を総合的に実施するため、両計画を一体化した「第2次健康くれ21（健康増進計画・食育推進計画）」を策定しているところです。

このような状況において、健康・医療・福祉の領域において人材を育成している広島国際大学が、新たに「医療栄養学部医療栄養学科」を設け、管理栄養士の養成に着手されるという構想は、当市の推進している取組に沿ったものであると考えます。つきましては、既に広島国際大学が持っておられます高いポテンシャルを合わせ、より一層、地域の健康や地域活性化に寄与していただけるものと期待しています。

以上

広島県における管理栄養士養成課程入学定員及び志願者状況

大学名	学部・学科名	入学定員	平成24年		平成23年		平成22年		平均	
			志願者数	志願者倍率	志願者数	志願者倍率	志願者数	志願者倍率	志願者数	志願者倍率
県立広島大学	人間文化学部・健康科学科	35	160	4.6	165	4.7	147	4.2	157	4.5
広島女学院大学	人間生活学部・管理栄養学科	70	421	6.0	422	6.0	428	6.1	424	6.1
広島文教女子大学	人間科学部・人間栄養学科	70	285	4.1	266	3.8	229	3.3	260	3.7
福山大学	生命工学部・生命栄養科学科	70	117	1.7	83	1.2	64	0.9	88	1.3
安田女子大学	家政学部・管理栄養学科	80	617	7.7	602	7.5	617	7.7	612	7.7
平均		65	320	4.9	308	4.7	297	4.6	308	4.7

参考:『平成22年度～24年度中四国地区私立大学実態調査』

「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称)
設置に関するニーズ調査
結果報告書

平成25年3月
広島国際大学

目次

調査概要	2
調査結果まとめ	
高校生対象調査 調査結果のまとめ	5
実習依頼先施設等対象調査 調査結果のまとめ	7
管理栄養士・医療・福祉関連職従事者対象調査 調査結果のまとめ	8
高校生対象調査 調査結果	
回答者の属性	11
高校卒業後の進路希望	12
広島国際大学に対する意識	14
新学部に対する意識	15
新学部への受験意向	17
新学部への進学意向	17
実習依頼先施設等対象調査 調査結果	
回答者の属性	21
勤務先の管理栄養士・栄養士数や採用希望数	22
広島国際大学に対する意識	23
新学部に対する意識	23
新学部卒業生の採用意向	25
管理栄養士・医療・福祉関連職従事者対象調査 調査結果	
回答者の属性	29
勤務先の管理栄養士・栄養士数や採用希望数	31
広島国際大学に対する意識	32
新学部に対する意識	33
新学部卒業生の採用意向	35

調査概要

1. 調査目的

構想中の「広島国際大学 医療栄養学部 医療栄養学科」に対して、

- ①開設年次に新学部の入学者となりうる「高校生」、
- ②新学部開設後に在学学生を実習等で受け入れる可能性のある「実習依頼先施設」や、その他関連施設
- ③新学部卒業生の就職先として想定される医療・福祉等の分野で実際に働いている「管理栄養士・医療・福祉関連職従事者」

の三者からの評価・ニーズを把握し、新学部構想をよりよいものとするための基礎資料を得る。

2. 調査概要

		①高校生対象調査	②実習依頼先施設等対象調査	③管理栄養士・医療・福祉関連職従事者対象調査
調査対象		広島国際大学への入学実績がある高校の高校2年生	実習依頼先施設等の総務・人事担当者、管理栄養士	管理栄養士、栄養士、医師・看護師など医療関連職従事者、保育士・介護福祉士など福祉関連職従事者
調査エリア		広島県を中心とした西日本エリア (中国地方・四国地方・九州地方・大阪府)	広島県を中心とした西日本エリア (中国地方・四国地方・大阪府)	全国
調査方法		高校留め置き調査	郵送配布・FAX回収調査	インターネット調査
調査対象数	依頼数	9,233 (114校)	380	—
	回収数 (回収率)	6,688 (96校) (72.4%)	199 (52.4%)	300
調査時期		2013年1月7日(月) ～ 2013年1月31日(木)	2013年1月11日(金) ～ 2013年1月31日(木)	2013年1月11日(金) ～ 2013年1月21日(月)

3. 調査項目

①高校生対象調査	②実習依頼先施設等対象調査	③管理栄養士・医療・福祉関連職従事者対象調査
- 回答者の属性 (性別／学年／高校所在地／所属コース) - 高校卒業後の希望進路 - 希望する進学・就職エリア - 興味のある学問系統 - 興味のある職業 - 広島国際大学の認知度 - 広島国際大学の特色に対する魅力 - 新学部への興味関心度 - 新学部の特色に対する魅力度 - 新学部で身につけたい力 - 魅力を感じる卒業後の進路 - 新学部への受験意向 - 新学部への進学意向	- 回答者の属性 (性別／年代／勤務地／職業／勤務先種別) - 勤務している管理栄養士・栄養士の人数 - 今後採用したい管理栄養士・栄養士の人数 - 広島国際大学の認知度 - 新学部の特色に対する魅力度 - 新学部で身につく力の必要性 - 新学部の社会的必要性 - 新学部卒業生の採用意向	- 回答者の属性 (性別／年代／職業／勤務先種別／勤務地／従業員規模／採用業務経験／勤務先の管理栄養士の有無) - 勤務している管理栄養士・栄養士の人数 - 今後採用したい管理栄養士・栄養士の人数 - 広島国際大学の認知度 - 広島国際大学の特色に対する魅力 - 新学部の特色に対する魅力度 - 新学部で身につく力の必要性 - 新学部の社会的必要性 - 新学部卒業生の採用意向

調査結果のまとめ

調査結果のまとめ

※以下は、あくまでも今回の調査結果とそこから考えられる傾向であり、
新学部志願者数や卒業生の採用数を保証するものではない点にご注意ください。

高校生対象調査 調査結果のまとめ

■回答者の属性

- ・回答者の性別は男性：女性＝45.4%：54.5%。
- ・回答者の高校所在地は、地元である「広島県」が47.2%を占める。次いで、「山口県」が16.5%。
- ・所属コースは、文系クラスが48.0%、理系クラスが42.3%と、ほぼ半数ずつを占める。

■高校卒業後の進路希望

- ・「国公立大学に進学」する希望者が最も多く、全体の59.1%が希望している。
一方、現時点で「私立大学に進学」を希望している人は、全体の43.1%。
- ・現在、「広島県」への進学を考えているのは全体の51.8%。
「大阪府(19.9%)」「福岡県(19.1%)」「東京など首都圏(18.0%)」といった都市部への進学希望もそれぞれ2割程度みられる。
- ・新学部の学問領域である「食物・栄養学」に興味がある高校生は、全体の12.4%(6,688人中 830人)。
- ・職業として「管理栄養士(10.3%)」「栄養士(9.0%)」に興味がある高校生も、全体の1割程度。

■広島国際大学に対する意識

- ・広島国際大学の認知度(大学名もしくは教育内容を知っている)は77.7%(6,688人中 5,195人)。
そのうち、広島国際大学で学べる内容について知っているのは17.7%(6,688人中 1,182人)。
- ・広島国際大学の特色として提示した項目のうち、最も魅力度が高いのは
「きめ細かい就職サポート等によって、高い就職率を実現」(42.7%)。
一方、「独自の就業力育成システムを通じて、社会人として自立するために必要な能力が身につけられる」に対する魅力度は20.2%で、提示した11項目中、最も魅力度が低い。

■医療栄養学部 医療栄養学科に対する意識

- ・アンケートに同封したリーフレットを見た時点での新学部興味関心度は46.2%(6,688人中 3,091人)。
そのうち、「とても興味関心をもった」人は、全体の5.0%(6,688人中 337人)。
- ・新学部の特色として提示した項目のうち、魅力度が高いのは
第1位：「H. 授業で管理栄養士国家試験対策ができるよう、カリキュラムを工夫」(66.9%)
第2位：「B. 食事療法の専門家としての能力を身につける」(65.8%)
第3位：「G. プロジェクトを通して、メニューや食品の企画・開発を実践的に学ぶ」(64.3%)
反対に、「E. 「薬食同源思想」にもとづき、漢方の考え方や薬膳についても学ぶ」の魅力度は58.0%で、
提示した項目の中で、唯一魅力度が6割に届いていない。
- ・新学部で身につけられる力や想定される卒業後の進路への評価をみると、「医療チームの一員として働く」ことへの関心が最も高く(34.7%)、周囲との協働やコミュニケーションにかかわる力への関心が高い。
一方、「東洋医学に関する基礎知識」(16.7%)への関心は薄い様子。

■医療栄養学部 医療栄養学科に対する受験意向

- ・新学部への受験意向は24.5%(6,688人中 1,636人)。
そのうち、「ぜひ受験したいと思う」という強い受験意向を示したのは1.5%(6,688人中 101人)。

調査結果のまとめ

※以下は、あくまでも今回の調査結果とそこから考えられる傾向であり、
新学部志願者数や卒業生の採用数を保証するものではない点にご注意ください。

高校生対象調査 調査結果のまとめ

■医療栄養学部 医療栄養学科に対する進学意向

- ・新学部への進学意向度は、全体の42.6%(6,688人中 2,852人)。
そのうち新学部に対して「ぜひ進学したいと思う」という強い進学意向を示したのは5.4%(6,688人中 359人)。

◇希望する進路別

- ・希望する進路別にみると、現時点で「私立大学」への進学を希望している人の新学部進学意向度は46.2%(2,882人中 1,332人)。

◇興味のある学問系統別

- ・興味のある学問系統別にみると、新学部の学問領域である「食物・栄養学」に興味のある高校生からは、進学意向度68.3%(830人中 567人)と、全体と比べて20ポイント以上進学意向度が高い。
- ・また、「保健学」62.0%(332人中 206人)、「医療技術」61.2%(649人中 397人)、「看護学」62.9%(904人中 569人)、「薬学」56.9%(473人中 269人)、「歯学」59.7%(149人中 89人)、「社会福祉学」59.8%(328人中 196人)など、医療や福祉の分野に興味のある高校生からも、6割前後の進学意向がみられる。

◇広島国際大学 認知度別

- ・広島国際大学認知度別にみると、広島国際大学について知っている層ほど新学部への進学意向度が高い傾向がみられ、大学そのものに対する認知が新学部への好意的反応につながっていることがうかがえる。

◇新学部 興味関心度別

- ・新学部興味関心度別で、新学部へ「興味関心をもった」高校生の進学意向は63.9%(3,091人中 1,976人)。

◇新学部 受験意向度別

- ・新学部受験意向度別にみると、新学部を「受験したいと思う」高校生の進学意向は92.5%(1,636人中 1,513人)。
また、新学部を「ぜひ受験したいと思う」高校生のうち、新学部「ぜひ進学したいと思う」という強い進学意向を示したのは77.2%(101人中 78人)。

調査結果のまとめ

※以下は、あくまでも今回の調査結果とそこから考えられる傾向であり、
新学部志願者数や卒業生の採用数を保証するものではない点にご注意ください。

実習依頼先施設等対象調査 調査結果のまとめ

■回答者の属性

- ・回答者の性別は男性：女性＝36.2%：62.3%。年代は40代(36.7%)、50代(24.1%)が中心。
- ・勤務地は、「広島県」勤務者が全体の45.7%を占める。
- ・回答者における「総務・人事担当者」と「管理栄養士」の割合は44.7%：55.3%。
勤務先種別では「民間総合病院」勤務者が52.3%と半数以上を占める。次いで「国公立病院」(23.1%)、「福祉施設」(10.6%)が続く。

■勤務先の管理栄養士・栄養士数や採用希望数

- ・回答者の約3割(30.7%)が、今後5年間で管理栄養士として新たに採用したい人数を「0人」と回答。
また、採用希望がある場合でも、採用人数は「1人」が26.1%で最も多い。

■広島国際大学に対する意識

- ・広島国際大学の認知度(大学名もしくは教育内容を知っている)は89.9%(199人中 179)。
そのうち、広島国際大学で学べる内容を詳しく知っているのは6.0%(199人中 12人)。

■医療栄養学部 医療栄養学科に対する意識

- ・新学部の特色として提示した項目すべてで、魅力度は8割を超える。
新学部で身につけられる力のうち、職場での必要性が高いのは
第1位：「チームの中で、周囲と協力して働く力」(94.5%)
第2位：「栄養学の専門的な知識と技術」(91.5%)
第3位：「相手の話を丁寧に聞き、相手の問題・課題を正確に理解する力」(89.9%)
一方、「東洋医学に関する基礎知識」(16.1%)に対しては、最も必要性が感じられていない。
- ・新学部の社会的必要性は96.0%(199人中 191人)で、「とても必要だと思う」も46.7%(199人中 93人)を占める。

■医療栄養学部 医療栄養学科 卒業生の採用意向

- ・新学部卒業生の採用意向度は、全体の88.4%(199人中 176人)。
そのうち「ぜひ採用したいと思う」という強い採用意向を示したのは12.6%(199人中 25人)。

◇勤務先種別

- ・勤務先種別では、民間総合病院勤務者からの採用意向度が91.3%(104人中 95人)と、比較的高い。

◇勤務先エリア別

- ・勤務先エリア別にみると、地元である広島県勤務者からの採用意向度は89.0%(91人中 81人)。
四国勤務者の採用意向度は92.7%(41人中 38人)であり、「ぜひ採用したいと思う」という強い採用意向は19.5%(41人中 8人)と、全体傾向よりも5ポイント以上高い。

◇今後5年間 管理栄養士採用希望数別

- ・今後5年間管理栄養士採用希望数別にみると、今後5年間で管理栄養士を2～4人採用したいと答えた人では、84.6%(39人中 33人)が新学部卒業生への採用意向を示している。
また、採用希望数を1人と回答した人でも、新学部卒業生採用意向は92.3%(52人中 48人)みられる。

調査結果のまとめ

※以下は、あくまでも今回の調査結果とそこから考えられる傾向であり、
新学部志願者数や卒業生の採用数を保証するものではない点にご注意ください。

管理栄養士・医療・福祉関連職従事者対象調査 調査結果のまとめ

■回答者の属性

- ・回答者の性別は男性：女性＝32.0％：68.0％。年代は30代（37.7％）、40代（25.3％）が中心。
- ・職業は、「管理栄養士」が40.0％（300人中 120人）で最も多く、次いで「医師」が17.3％（300人中 52人）、「保育士」11.3％（300人中 34人）、「看護師」9.7％（300人中 29人）が続く。
- ・勤務先種別では「その他病院・クリニック」（21.3％）、「福祉施設」（21.0％）が多い。
- ・勤務地は、「関東・甲信越」勤務者が28.3％で最も多く、地元である「広島」は11.0％（300人中 33人）。

■勤務先の管理栄養士・栄養士数や採用希望数

- ・今後5年間で管理栄養士として新たに採用したい人数については、「0人」という回答が47.7％で最も多い。
また、採用希望がある場合でも、「5人以上」採用したいと考えているのは回答者全体の5.0％。

■広島国際大学に対する意識

- ・広島国際大学の認知度（大学名もしくは教育内容を知っている）は39.3％（300人中 118人）。
「今回初めて知った」人も60.7％存在。
- ・広島国際大学の特色として提示した項目のうち、魅力度が高いのは
「医療系の総合大学をめざし、幅広い学部・学科・専攻がある」（41.3％）
「専門職連携教育を推進し、医療職・福祉職の連携・協働について実践的に学ぶ」（37.0％）など。
一方、「独自の就業力育成システムを通じて、社会人として自立するために必要な能力が身につけられる」に対する魅力度は17.7％で、高校生と同様、提示した11項目中、最も魅力度が低い。

■医療栄養学部 医療栄養学科に対する意識

- ・新学部の特色として提示した項目に対する魅力度は、どの項目も75％～85％程度。
- ・新学部で身につけられる力のうち、職場での必要性が高いのは
第1位：「栄養学の専門的な知識と技術」（65.7％）
第2位：「チームの中で、周囲と協力して働く力」（63.0％）
第3位：「相手の話を丁寧に聞き、相手の問題・課題を正確に理解する力」（60.7％）
「東洋医学に関する基礎知識」は22.3％で、最も必要性が感じられていない。
- ・新学部の社会的必要性については、89.7％（300人中 269人）が肯定的な評価を示している。

調査結果のまとめ

※以下は、あくまでも今回の調査結果とそこから考えられる傾向であり、
新学部志願者数や卒業生の採用数を保証するものではない点にご注意ください。

管理栄養士・医療・福祉関連職従事者対象調査 調査結果のまとめ

■医療栄養学部 医療栄養学科 卒業生の採用意向

- 新学部卒業生の採用意向度は、80.3% (300人中 241人)。
そのうち「ぜひ採用したいと思う」という強い採用意向を示したのは10.0% (300人中 30人)。

◇職業別

- 職業別にみると、管理栄養士からの採用意向度は84.2% (120人中 101人)。
また、医療現場での協働が予想される医療関連職からの採用意向度は82.7% (52人中 43人)であり、「ぜひ採用したいと思う」という強い採用意向も17.3% (52人中 9人)みられる。

◇勤務先種別

- 勤務先種別でみると、福祉施設勤務者からの採用意向度が93.7% (63人中 59人)と、全体と比べて10ポイント以上高い。
また、民間総合病院勤務者からの採用意向度も90.0% (40人中 36人)と9割を超え、「ぜひ採用したいと思う」という強い採用意向も20.0% (40人中 8人)を占める。

◇勤務先エリア別

- 地元である広島県勤務者からの採用意向度は84.8% (33人中 28人)。
そのうち、「ぜひ採用したいと思う」と回答した人は12.1% (33人中 4人)存在。

◇今後5年間 管理栄養士採用希望数別

- 今後5年間管理栄養士採用希望数別にみると、今後5年間で管理栄養士を2～4人採用したいと答えた人では、90.6% (53人中 48人)が新学部卒業生への採用意向を示している。
また、採用希望数を1人と回答した人でも、採用意向は86.5% (89人中 77人)みられる。

◇広島国際大学 認知度別

- 広島国際大学認知度別にみると、広島国際大学について今回初めて知った人からも、78.6% (182人中 143人)の採用意向がみられる。

※このアンケートに記載されている内容はあくまで予定であり、内容が変更になる可能性もあります。

悪い例

24. その他

問7. あなたは、どのような学問に興味がありますか。

以下の項目から、興味のある学問の系統すべてに○をつけてください。(いくつでも)

(現時点で進学を希望されていない方も、進学する場合を想像してお答えください。)

- | | | | |
|------------|------------|---------------|--------------|
| 1. 食物・栄養学 | 7. 医学 | 13. 工学 | 19. 教員養成・教育学 |
| 2. 保健学 | 8. 歯学 | 14. 芸術学 | 20. 保育・児童学 |
| 3. 体育・健康科学 | 9. 農・水産学 | 15. 法学 | 21. 語学・国際関係学 |
| 4. 医療技術 | 10. 生物学 | 16. 経済・経営・商学 | 22. 文学 |
| 5. 看護学 | 11. 化学 | 17. 社会福祉学 | 23. その他 |
| 6. 薬学 | 12. その他の理学 | 18. 社会学・マスコミ学 | |

問8. あなたは、以下の職業に興味がありますか。

以下の項目から、興味のある職業すべてに○をつけてください。(いくつでも)

- | | | | | |
|----------|-----------|-------------|---------------|-----------|
| 1. 管理栄養士 | 6. 看護師 | 11. 臨床検査技師 | 16. 救急救命士 | 21. 保育士 |
| 2. 栄養士 | 7. 保健師 | 12. 臨床工学技士 | 17. 柔道整復師 | 22. 社会福祉士 |
| 3. 医師 | 8. 助産師 | 13. 診療放射線技師 | 18. 歯科衛生士 | 23. 介護福祉士 |
| 4. 歯科医師 | 9. 理学療法士 | 14. 言語聴覚士 | 19. 歯科技工士 | 24. 養護教諭 |
| 5. 薬剤師 | 10. 作業療法士 | 15. 義肢装具士 | 20. 医療事務・医療秘書 | 25. 栄養教諭 |

Ⅲ. 広島国際大学についてお聞きします。

問9. あなたは、広島国際大学についてどの程度知っていますか。

以下の項目から、あてはまるもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 1. 大学で学べる内容を詳しく知っている | 3. 大学名だけは聞いたことがある |
| 2. 学部名や大学で学べる内容をなんとなく知っている | 4. 今回初めて知った |

問10. 広島国際大学には以下のような特色があります。あなたはこれらの特色に魅力を感じますか。

以下の項目から、魅力を感じるものすべてに○をつけてください。(いくつでも)

- 医療系の総合大学をめざしており、医療・福祉・健康の分野について学べる、幅広い学部・学科・専攻がある。
- 実社会のニーズに応じて医療・福祉・健康の分野におけるさまざまな専門職を養成しており、多くの卒業生が各分野の第一線で働いている。
- 他学部・他学科の学生と一緒に学ぶ専門職連携教育を推進しており、チーム医療やチームケアなど医療職・福祉職の連携・協働についても実践的に学ぶことができる。
- 学外実習先との強いネットワークにより、病院や福祉施設など実際に働く現場での実習・実践の機会が充実している。
- 学生の主体性や考える力を養うため、1年生の時から少人数制の授業やグループワークの機会が豊富に用意されている。
- 実践的スキルを磨くため、学内の実習室にも医療や福祉の現場と同様の最新設備や機器が整っている。
- 独自の就業力育成システムを通じて、学部・学科の専門性や学生ひとりひとりの進路希望に合わせて、社会人として自立するために必要な能力が身につけられるようサポートしている。
- 入学直後からのきめ細かい就職サポートや、少人数制の就職活動指導によって、高い就職率を実現している。(2012年3月卒業生の就職内定率:98.0%)
- 1年生の時から授業で国家試験対策講義を実施するなど、医療系国家資格取得のためのサポートが充実している。
- 海外の医療・福祉の現場を体験したり、ボランティアに参加するなど、さまざまな海外研修・留学支援制度がある。
- 全国から集まる学生のために、キャンパス内にワンルームマンションタイプの学生寮が整備されている。

広島国際大学では、現在高校2年生のみなさんが大学生となる平成26年（2014年）4月に、新しく「医療栄養学部 医療栄養学科」（仮称、設置構想中）を設置することを構想しています。

※ ここからは、アンケートに同封している資料を見てからお答えください。※

問11. アンケートに同封している資料をみて、あなたは、広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」（仮称、設置構想中）にどの程度興味や関心を持ちましたか。

あなたの気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。（1つだけ）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. とても興味関心をもった | 3. あまり興味関心をもたなかった |
| 2. ある程度興味関心をもった | 4. まったく興味関心をもたなかった |

問12. 広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」（仮称、設置構想中）には、以下のような特色があります。それぞれの特色について、あなたはどの程度魅力を感じますか。（それぞれ、あてはまる番号1つに○）

		とても 魅力 を感じる	ある程度 魅力 を感じる	あまり 魅力 を感じない	まったく 魅力 を感じない
例.	○○を学びます。 →	1	②	3	4
A.	栄養学はもちろん、基本的な医学・薬学の知識も学び、病院などの医療現場から地域の在宅療養の現場まで活躍できる管理栄養士を養成する。 →	1	2	3	4
B.	栄養バランスだけでなく、薬との相性や病気などの状態に合わせて効果的な食事内容を考える、食事療法の専門家としての能力を身につける。 →	1	2	3	4
C.	医療系総合大学としての強みを生かし、各分野の専門家である他学部・他学科の教員から幅広く医療・福祉の知識を学ぶことができる。 →	1	2	3	4
D.	大学がもつ実習先ネットワークを活用し、病院などの医療現場をはじめ、管理栄養士が働くさまざまな現場での実習機会が準備されている。 →	1	2	3	4
E.	日ごろの食生活が病気の予防や治療につながるという「薬食同源思想」にもとづき、漢方の考え方や薬膳についても学ぶ。 →	1	2	3	4
F.	栄養学の専門知識だけでなく、カウンセリングの実践力も育成し、栄養サポートを受ける人を理解し、その心までサポートできる力を身につける。 →	1	2	3	4
G.	学生食堂の献立立案や、企業と協力した新商品開発などのプロジェクトを通して、メニューや食品の企画・開発を実践的に学ぶことができる。 →	1	2	3	4
H.	普通の授業の中で、管理栄養士の国家試験対策ができるよう、カリキュラムが工夫されている。 →	1	2	3	4

問13. 広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」（仮称、設置構想中）では、問12のような学びにより以下のような力を身につけることができます。これらのうち、あなたが身につけたい力はどれですか。

以下の項目から、あてはまるものすべてに○をつけてください。（いくつでも）

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1. 栄養学の専門的な知識と技術 | 5. 関連する医療職の仕事内容についての知識・理解 |
| 2. 病気の症状や薬の作用など、基礎的な医学・薬学の知識 | 6. 相手の話を丁寧に聴き、相手の抱える問題や課題を正確に理解する力 |
| 3. 漢方の考え方や薬膳の知識など東洋医学に関する基礎知識 | 7. 慣例にとらわれず、より良いものをめざして新しい視点で創意工夫をする力 |
| 4. 病院や福祉施設、在宅療養の現場など、仕事の現場でのさまざまなニーズに対応できる実践力 | 8. さまざまな立場の人が集まるチームの中で、周囲と協力して働く力 |

問14. 広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」（仮称、設置構想中）では、卒業後の進路として以下のような職場や働き方が考えられます。

これらの職業や進路のうち、あなたが魅力を感じるもの、興味のあるものはどれですか。
以下の項目から、あてはまるものすべてに○をつけてください。（いくつでも）

1. 病院で、患者の病状回復のため、医療チームの一員として働く。
2. 自宅での治療・療養を続けている人を訪問し、栄養指導や食生活へのアドバイスを行う。
3. 福祉施設で、入所者の病気予防や改善をめざして、介護・福祉チームの一員として働く。
4. 高齢者や在宅看護用の食事配達サービス会社で、個人の病状やニーズに合わせた献立作成・調理を行う。
5. 保育所などで、こどもの成長に合わせた栄養管理・献立作成や食育活動を行う。
6. 学校給食センターや企業の食堂など大規模な調理施設で、調理スタッフをまとめるリーダーとして働く。
7. 薬局で、薬学や医学の知識を生かして働く。
8. 食品や医薬品を扱う企業で、新しい商品の研究・開発を行う。
9. スポーツ施設などで、栄養や健康食品に関する知識を生かして働く。
10. 保健所・保健センターなどで、地域住民の健康や食環境改善のために働く。

問15. あなたは、広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」（仮称、設置構想中）に対して、どの程度受験してみたいと思いますか。

あなたの気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。（1つだけ）

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. ぜひ受験したいと思う | 3. あまり受験したいと思わない |
| 2. 受験校の1つとして検討してもいいと思う | 4. まったく受験したいと思わない |

問16. あなたは、もし広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」（仮称、設置構想中）に合格したとしたら、どの程度進学したいと思いますか。

あなたの気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。（1つだけ）

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. ぜひ進学したいと思う | 3. あまり進学したいと思わない |
| 2. 進学先の1つとして検討してもいいと思う | 4. まったく進学したいと思わない |

問17. 広島国際大学「医療栄養学部 医療栄養学科」（仮称、設置構想中）に対して、

問16で、進学したい、もしくは、進学したくないとお答えになった理由を教えてください。

どのようなことでもかまいませんので、ご自由にお書きください。（できるだけ具体的に）

問18. 同封した資料や、広島国際大学「医療栄養学部 医療栄養学科」（仮称、設置構想中）の特色を説明した文章の中で意味のわからない言葉や、わかりにくかった表現があれば、すべて教えてください。

また、広島国際大学「医療栄養学部 医療栄養学科」（仮称、設置構想中）についてもっと知りたいことがあれば、どのようなことでも結構ですので、ご自由にお書きください。（できるだけ具体的に）

*** 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。***

広島国際大学の新学部に関するアンケート調査

平成25年1月 広島国際大学

このアンケートは、広島国際大学で設置構想中の新しい学部について皆様からのご意見をお伺いし、新学部の教育をより充実したものにするための参考資料とさせていただきます。このアンケートで得られた情報や回答内容は、上記の目的のための統計資料としてのみ活用し、個人を特定することは一切ありません。つきましては、ぜひアンケートへのご協力をお願いいたします。

※このアンケートに記載されている内容はあくまで予定であり、内容が変更になる可能性もあります。

ナンバリング

問1. あなたの勤務先で、現在、管理栄養士または栄養士として勤務されている方の人数をお教えてください。

管理栄養士

人

栄養士

人

問2. あなたの勤務先の業務内容や規模などと照らし合わせて、
今後5年間で、管理栄養士や栄養士として新たに採用したいと思う人数をお教えてください。

現在、採用にかかわっていない方も、あなたご自身のご意見をお教えてください。

管理栄養士

人

栄養士

人

問3. あなたは、広島国際大学についてどの程度ご存知ですか。
以下の項目から、あてはまるもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 1. 大学で学べる内容を詳しく知っている | 3. 大学名だけは聞いたことがある |
| 2. 学部名や大学で学べる内容をなんとなく知っている | 4. 今回初めて知った |

広島国際大学では、平成26年(2014年)4月に、
新しく「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)を設置することを構想しています。

※ここからは、アンケートに同封している資料をご覧いただいた上でお答えください。※

問4. 広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)には、以下のような特色があります。
それぞれの特色について、あなたはどの程度魅力を感じますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

		とても 魅力を 感じる	ある程度 魅力を 感じる	あまり 魅力を 感じない	まったく 魅力を 感じない
例.	〇〇を学びます。	→ 1	2	3	4
A.	栄養学はもちろん、基本的な医学・薬学の知識も学び、病院などの医療現場から地域の在宅療養の現場まで活躍できる管理栄養士を養成する。	→ 1	2	3	4
B.	栄養バランスだけでなく、薬との相性や病気などの状態に合わせて効果的な食事内容を考える、食事療法の専門家としての能力を身につける。	→ 1	2	3	4
C.	医療系総合大学としての強みを生かし、各分野の専門家である他学部・他学科の教員から幅広く医療・福祉の知識を学ぶことができる。	→ 1	2	3	4
D.	大学がもつ実習先ネットワークを活用し、病院などの医療現場をはじめ、管理栄養士が働くさまざまな現場での実習機会が準備されている。	→ 1	2	3	4
E.	日ごろの食生活が病気の予防や治療につながるという「薬食同源思想」にもとづき、漢方の考え方や薬膳についても学ぶ。	→ 1	2	3	4
F.	栄養学の専門知識だけでなく、カウンセリングの実践力も育成し、栄養サポートを受ける人を理解し、その心までサポートできる力を身につける。	→ 1	2	3	4
G.	学生食堂の献立立案や、企業と協力した新商品開発などのプロジェクトを通して、メニューや食品の企画・開発を実践的に学ぶことができる。	→ 1	2	3	4
H.	普段の授業の中で、管理栄養士の国家試験対策ができるよう、カリキュラムが工夫されている。	→ 1	2	3	4

1. 栄養学の専門的な知識と技術	5. 関連する医療職の仕事内容についての知識・理解
2. 病気の症状や薬の作用など、基礎的な医学・薬学の知識	6. 相手の話を丁寧に聴き、相手の抱える問題や課題を正確に理解する力
3. 漢方の考え方や薬膳の知識など東洋医学に関する基礎知識	7. 慣例にとらわれず、より良いものをめざして新しい視点で創意工夫をする力
4. 病院や福祉施設、在宅療養の現場など、仕事の現場でのさまざまなニーズに対応できる実践力	8. さまざまな立場の人が集まるチームの中で、周囲と協力して働く力

あなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. とても必要だと思う 3. あまり必要だと思わない
2. ある程度必要だと思う 4. まったく必要だと思わない

現在、採用にかかわっていない方も、ご自身の日ごろの業務内容や勤務先の事業内容と照らし合わせてあなたのお気持ちに一番近いものの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. ぜひ採用したいと思う
2. 採用を検討したいと思う
3. あまり採用したいと思わない
4. まったく採用したいと思わない

--

性別 (1つに○)	1. 男性	2. 女性	勤務地	〔 〕 都・道・府・県		
年代 (1つに○)	1. 20代	2. 30代	3. 40代	4. 50代	5. 60代	6. その他()

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。 お手数ですが、2013年1月23日(水)までに、FAXにて、広島国際大学 学長室 企画課(FAX番号:0823-70-4931)までご返却ください。

実習先
管理栄養士

広島国際大学の新学部に関するアンケート調査

平成25年1月 広島国際大学

このアンケートは、広島国際大学で設置構想中の新しい学部について皆様からのご意見をお伺いし、新学部の教育をより充実したものにするための参考資料とさせていただくものです。このアンケートで得られた情報や回答内容は、上記の目的のための統計資料としてのみ活用し、個人を特定することは一切ありません。つきましては、ぜひアンケートへのご協力をお願いいたします。

※このアンケートに記載されている内容はあくまで予定であり、内容が変更になる可能性もあります。

問1. あなたの勤務先で、現在、管理栄養士または栄養士として勤務されている方の人数をお教えてください。

ナンバリング

管理栄養士

人

栄養士

人

問2. あなたの勤務先の業務内容や規模などと照らし合わせて、
今後5年間で、管理栄養士や栄養士として新たに採用したいと思う人数をお教えてください。

現在、採用にかかわっていない方も、あなたご自身のご意見をお教えてください。

管理栄養士

人

栄養士

人

問3. あなたは、広島国際大学についてどの程度ご存知ですか。
以下の項目から、あてはまるもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 1. 大学で学べる内容を詳しく知っている | 3. 大学名だけは聞いたことがある |
| 2. 学部名や大学で学べる内容をなんとなく知っている | 4. 今回初めて知った |

広島国際大学では、平成26年(2014年)4月に、
新しく「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)を設置することを構想しています。

※ここからは、アンケートに同封している資料をご覧いただいた上でお答えください。※

問4. 広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)には、以下のような特色があります。
それぞれの特色について、あなたはどの程度魅力を感じますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

			とても 魅力を 感じる	ある程度 魅力を 感じる	あまり 魅力を 感じない	まったく 魅力を 感じない
例.	〇〇を学びます。	→	1	2	3	4
A.	栄養学はもちろん、基本的な医学・薬学の知識も学び、病院などの医療現場から地域の在宅療養の現場まで活躍できる管理栄養士を養成する。	→	1	2	3	4
B.	栄養バランスだけでなく、薬との相性や病気などの状態に合わせて効果的な食事内容を考える、食事療法の専門家としての能力を身につける。	→	1	2	3	4
C.	医療系総合大学としての強みを生かし、各分野の専門家である他学部・他学科の教員から幅広く医療・福祉の知識を学ぶことができる。	→	1	2	3	4
D.	大学がもつ実習先ネットワークを活用し、病院などの医療現場をはじめ、管理栄養士が働くさまざまな現場での実習機会が準備されている。	→	1	2	3	4
E.	日ごろの食生活が病気の予防や治療につながるという「薬食同源思想」にもとづき、漢方の考え方や薬膳についても学ぶ。	→	1	2	3	4
F.	栄養学の専門知識だけでなく、カウンセリングの実践力も育成し、栄養サポートを受ける人を理解し、その心までサポートできる力を身につける。	→	1	2	3	4
G.	学生食堂の献立立案や、企業と協力した新商品開発などのプロジェクトを通して、メニューや食品の企画・開発を実践的に学ぶことができる。	→	1	2	3	4
H.	普段の授業の中で、管理栄養士の国家試験対策ができるよう、カリキュラムが工夫されている。	→	1	2	3	4

1. 栄養学の専門的な知識と技術	5. 関連する医療職の仕事内容についての知識・理解
2. 病気の症状や薬の作用など、基礎的な医学・薬学の知識	6. 相手の話を丁寧に聴き、相手の抱える問題や課題を正確に理解する力
3. 漢方の考え方や薬膳の知識など東洋医学に関する基礎知識	7. 慣例にとらわれず、より良いものをめざして新しい視点で創意工夫をする力
4. 病院や福祉施設、在宅療養の現場など、仕事の現場でのさまざまなニーズに対応できる実践力	8. さまざまな立場の人が集まるチームの中で、周囲と協力して働く力

あなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. とても必要だと思う 3. あまり必要だと思わない
2. ある程度必要だと思う 4. まったく必要だと思わない

現在、採用にかかわっていない方も、ご自身の日ごろの業務内容や勤務先の事業内容と照らし合わせてあなたのお気持ちに一番近いものの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. ぜひ採用したいと思う
2. 採用を検討したいと思う
3. あまり採用したいと思わない
4. まったく採用したいと思わない

--

性別 (1つに○)	1. 男性	2. 女性	勤務地	〔 〕 都・道・府・県		
年代 (1つに○)	1. 20代	2. 30代	3. 40代	4. 50代	5. 60代	6. その他()

ナンバリング

はじめに、あなたご自身についておうかがいします。

Q1 あなたの性別をお教えてください。(あてはまる番号1つに○)

1. 男性 2. 女性

Q2 あなたの年齢をお教えてください。

歳

Q2で
20歳～69歳と回答した方のみを
本調査の対象とする。

Q3 あなたのご職業をお教えてください。(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|----------|----------|------------|
| 1. 医師 | 6. 薬剤師 | 11. 介護福祉士 |
| 2. 看護師 | 7. 管理栄養士 | 12. 言語聴覚士 |
| 3. 保健師 | 8. 栄養士 | 13. 臨床検査技師 |
| 4. 理学療法士 | 9. 栄養教諭 | 14. その他 |
| 5. 作業療法士 | 10. 保育士 | |

Q3で
1～13のいずれかを選択した方のみを
本調査の対象とする。

次に、あなたの勤務先についておうかがいします。

Q4 あなたの勤務先をお教えてください。(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|----------------|------------------|---------------|
| 1. 大学病院 | 8. 保育所・保育園 | 15. 化粧品メーカー |
| 2. 国公立病院 | 9. 学校教育機関 | 16. 調剤薬局 |
| 3. 民間総合病院 | 10. 学校給食センター | 17. ドラッグストア |
| 4. その他病院・クリニック | 11. スポーツ施設 | 18. 食事宅配サービス |
| 5. 病院向け給食センター | 12. 医薬品メーカー・製薬会社 | 19. 外食・飲料サービス |
| 6. 保健所・保健センター | 13. 医療機器メーカー | 20. その他 |
| 7. 福祉施設 | 14. 食品メーカー | (具体的に:) |

Q5 あなたの勤務先所在地をお教えてください。

都・道・府・県

Q6 あなたの勤務先の従業員数規模についてお教えてください。(あてはまる番号1つに○)

※支店・支社を含めた、正社員のみ的人数をお教えてください。

- | | | |
|-----------------|--------------------|----------------------|
| 1. 50名未満 | 3. 100名以上～500名未満 | 5. 1,000名以上～5,000名未満 |
| 2. 50名以上～100名未満 | 4. 500名以上～1,000名未満 | 6. 5,000名以上 |

Q7 あなたは、現在の勤務先で「社員・職員の採用業務」を担当したことがありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 新卒の正社員・正職員採用に関する業務を担当したことがある
2. 新卒ではないが、正社員・正職員の採用業務を担当したことがある
3. 正社員・正職員ではないが、契約社員・契約職員や派遣社員・派遣職員の採用業務を担当したことがある
4. 社員の採用に関する業務を担当したことはない

Q8 あなたの勤務先で、管理栄養士として働いている方はいらっしゃいますか。(あてはまる番号1つに○)

1. いる 2. いない 3. わからない

Q8で1、2のいずれかを選択した方のみを本調査の対象とする。

下記は、予備調査で調査対象者として抽出された方にのみ、
調査画面に表示させる設問(本調査)です。

問1. あなたの勤務先で、現在、管理栄養士または栄養士として勤務されている方の人数をお教えてください。

管理栄養士

人

栄養士

人

問2. あなたの勤務先の業務内容や規模などと照らし合わせて、
今後5年間で、管理栄養士や栄養士として新たに採用したいと思う人数をお教えてください。

現在、採用にかかわっていない方も、あなたご自身のご意見をお教えてください。

管理栄養士

人

栄養士

人

次に、広島国際大学についておうかがいします。

問3. あなたは、広島国際大学についてどの程度ご存知ですか。
以下の項目から、あてはまるもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 1. 大学で学べる内容を詳しく知っている | 3. 大学名だけは聞いたことがある |
| 2. 学部名や大学で学べる内容をなんとなく知っている | 4. 今回初めて知った |

問4. 広島国際大学には以下のような特色があります。あなたはこれらの特色に魅力を感じますか。
以下の項目から、魅力を感じるものすべてに○をつけてください。(いくつでも)

1. 医療系の総合大学をめざしており、医療・福祉・健康の分野について学べる、幅広い学部・学科・専攻がある。
2. 実社会のニーズに応じて医療・福祉・健康の分野におけるさまざまな専門職を養成しており、多くの卒業生が各分野の第一線で働いている。
3. 他学部・他学科の学生と一緒に学ぶ専門職連携教育を推進しており、チーム医療やチームケアなど医療職・福祉職の連携・協働についても実践的に学ぶことができる。
4. 学外実習先との強いネットワークにより、病院や福祉施設など実際に働く現場での実習・実践の機会が充実している。
5. 学生の主体性や考える力を養うため、1年生の時から少人数制の授業やグループワークの機会が豊富に用意されている。
6. 実践的スキルを磨くため、学内の実習室にも医療や福祉の現場と同様の最新設備や機器が整っている。
7. 独自の就業力育成システムを通じて、学部・学科の専門性や学生ひとりひとりの進路希望に合わせて、社会人として自立するために必要な能力が身につけられるようサポートしている。
8. 入学直後からのきめ細かい就職サポートや、少人数制の就職活動指導によって、高い就職率を実現している。
(2012年3月卒業生の就職内定率:98.0%)
9. 1年生の時から授業で国家試験対策講義を実施するなど、医療系国家資格取得のためのサポートが充実している。
10. 海外の医療・福祉の現場を体験したり、ボランティアに参加するなど、さまざまな海外研修・留学支援制度がある。
11. 上記にはない。

広島国際大学では、平成26年(2014年)4月に、新しく「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)を設置することを構想しています。

以下の画像は、広島国際大学の新しい「医療栄養学部 医療栄養学科(仮称、設置構想中)」の概要や特色などについて説明した資料です。

(※このアンケート・画像に記載されている内容はあくまで予定であり、内容が変更になる可能性もあります。)

画像①

画像②

画像③

画像④

高校生や実習依頼先に配布する資料の
PDFデータを画像として添付することを想定
しています。

上の4枚の画像はクリックすると拡大されます。

それぞれの画像をクリックし、資料を自由にご覧いただいてから、次の質問にお答えください。

問5. 広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)には、以下のような特色があります。
それぞれの特色について、あなたはどの程度魅力を感じますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

			とても 魅力を 感じる	ある程度 魅力を 感じる	あまり 魅力を 感じない	まったく 魅力を 感じない
例.	〇〇を学びます。	→	1	2	3	4
A.	栄養学はもちろん、基本的な医学・薬学の知識も学び、病院などの医療現場から地域の在宅療養の現場まで活躍できる管理栄養士を養成する。	→	1	2	3	4
B.	栄養バランスだけでなく、薬との相性や病気などの状態に合わせて効果的な食事内容を考える、食事療法の専門家としての能力を身につける。	→	1	2	3	4
C.	医療系総合大学としての強みを生かし、各分野の専門家である他学部・他学科の教員から幅広く医療・福祉の知識を学ぶことができる。	→	1	2	3	4
D.	大学がもつ実習先ネットワークを活用し、病院などの医療現場をはじめ、管理栄養士が働くさまざまな現場での実習機会が準備されている。	→	1	2	3	4
E.	日ごろの食生活が病気の予防や治療につながるという「薬食同源思想」にもとづき、漢方の考え方や薬膳についても学ぶ。	→	1	2	3	4
F.	栄養学の専門知識だけでなく、カウンセリングの実践力も育成し、栄養サポートを受ける人を理解し、その心までサポートできる力を身につける。	→	1	2	3	4
G.	学生食堂の献立立案や、企業と協力した新商品開発などのプロジェクトを通して、メニューや食品の企画・開発を実践的に学ぶことができる。	→	1	2	3	4
H.	普段の授業の中で、管理栄養士の国家試験対策ができるよう、カリキュラムが工夫されている。	→	1	2	3	4

問6. 広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)では、以下のような力を身につけることができます。
あなたご自身の職場で管理栄養士として働く場合、必要とされると思う力すべてに○をつけてください。
(いくつでも)

- | | |
|--|--|
| 1. 栄養学の専門的な知識と技術
2. 病気の症状や薬の作用など、基礎的な医学・薬学の知識
3. 漢方の考え方や薬膳の知識など東洋医学に関する基礎知識
4. 病院や福祉施設、在宅療養の現場など、仕事の現場でのさまざまなニーズに対応できる実践力 | 5. 関連する医療職の仕事内容についての知識・理解
6. 相手の話を丁寧に聴き、相手の抱える問題や課題を正確に理解する力
7. 慣例にとらわれず、より良いものをめざして新しい視点で創意工夫をする力
8. さまざまな立場の人が集まるチームの中で、周囲と協力して働く力
9. その他() |
|--|--|

問7. あなたは、問5・問6のような特色をもつ広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)は、これからの社会でどの程度必要だと思われますか。

あなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. とても必要だと思う | 3. あまり必要だと思わない |
| 2. ある程度必要だと思う | 4. まったく必要だと思わない |

問8. あなたは、広島国際大学の「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)で学んだ学生をあなたの勤務先・職場で管理栄養士として採用したいと思いますか。

現在、採用にかかわっていない方も、ご自身の日ごろの業務内容や勤務先の事業内容と照らし合わせてあなたの気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. ぜひ採用したいと思う | 3. あまり採用したいと思わない |
| 2. 採用を検討したいと思う | 4. まったく採用したいと思わない |

問9. 広島国際大学「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)に対して、問8で、(問8の回答が入る)とお答えになった理由をお教えてください。

どのようなことでもかまいませんので、できるだけ具体的にご記入ください。

回答は10文字以上を必須とする

問10. 広島国際大学「医療栄養学部 医療栄養学科」(仮称、設置構想中)について、もっと知りたいことやご意見・ご要望などがありましたら、どのようなことでもかまいませんので、ご自由にご記入ください。

回答は1文字以上を必須とする

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

医療栄養学部 医療栄養学科(仮称・設置構想中)の概要

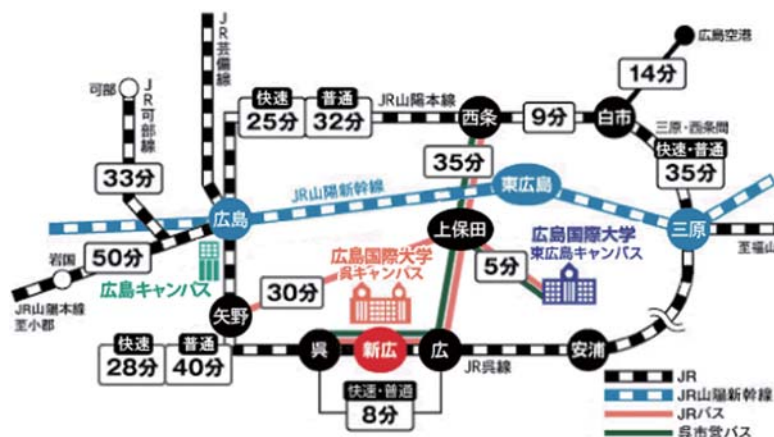
※記載されている内容はあくまで予定であり、内容が変更になる可能性があります。

開設時期	2014(平成26年)4月
定員	入学定員:60名(男女共学)
学費	入学金:250,000円 授業料:1,160,000円
取得できる資格	・管理栄養士(国家試験受験資格) ・栄養士 ・栄養教諭一種免許状

設置場所
呉キャンパス
〒737-0112 広島県呉市広古新開5-1-1



アクセス
■JR呉線・新広駅から北へ徒歩約7分。
■広支所停留所から徒歩約5分



広島国際大学で、2014年4月に 「医療栄養学部 医療栄養学科」※の設置を 構想しています。

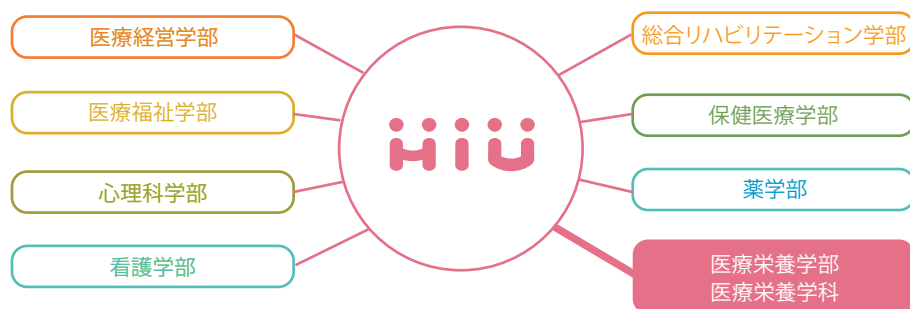
※学部・学科の名称は、構想段階のものであり、仮称です。

いのちのそばに。ひととともに。 医療系総合大学へと歩む広島国際大学

広島国際大学では、健康・医療・福祉を軸に「時代と地域が求める真のフィールドスペシャリスト」を育成しています。
現在、約4700名の学生が、広島県内に位置する3つのキャンパスで学んでいます。

- 「ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、また、あらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。これらをもって広く社会に貢献する」ことを使命としています。
- 現代の健康・医療・福祉を支える7学部10学科13専攻に、新学部を加える予定です。
- 医療スタッフ全員がひとつのチームのように結束して治療にあたる「チーム医療」に欠かせない学部学科構成。より実践的な教育を受けることができます。
- 国内外で高い評価を得ている研究者や社会の第一線で活躍している実績を持つ教員が、学部や学科間または研究科・専攻間の枠を越えて、互いに連携し、きめ細かい教育を行っています。

● 学部・学科の構成（2014年4月予定構成）



○ 就職内定率（2012年3月卒業生）

98.0%※

就職内定者数／就職希望者数

※2013年4月予定構成学部対象（工学部および感性デザイン学科除く）

○ 国家試験合格率（2011年度）

診療放射線技師 **100.0%**（全国平均83.4%）

理学療法士 **94.0%**（全国平均82.4%）

看護師 **97.0%**（全国平均90.1%）

薬剤師 **99.1%**（全国平均88.3%）

合格者数／受験者数

医療栄養学部 医療栄養学科(仮称・設置構想中)の概要

※記載されている内容はあくまで予定であり、内容が変更になる可能性があります。

設置の背景

現代の医療と健康

わたしたちの住む日本は、世界にさきがけて高齢化が進んでいます。総人口1億2780万人(2011年10月)のうち65歳以上人口の割合(高齢化率)は23.3%。この動きは、今後も進み、2025年には高齢化率が30.3%、2040年には36.1%となると予測されています。また、人々の平均寿命も伸び続け、2060年には女性の平均寿命が90歳を超えるという予測値もあります。さらに、現代社会では、糖尿病や高血圧など生活習慣病と言われる患者の数が急増しています。こうした変化は、医療費をはじめ、福祉・介護などを含む社会保障費の負担が増えることに直結し、将来の大きな懸念材料となっています。そのなかで、あらゆる世代の人々の健康を維持し、現代病ともいえる病気の予防や効果的な治療に、わたしたちの食生活が大きな力を握っていることが、研究で明らかになっています。

どのような学部、学科か

日本を変える「食医」※へ

医療人として<食の力>を活かす管理栄養士を養成

医療栄養学部医療栄養学科(仮称 設置構想中)では、複雑化する現代の医学、薬学の知識を持ち、身近な食材・食品の成分や効能を科学的に理解し、「食のちから」でこころとからだを健康にする管理栄養士を育成します。古代中国で活躍した食事療法の専門家「食医」のように、医療人として人々の役に立つスペシャリストを養成する予定です。

※「食医」:古代中国における食事療法専門医を指します。『周礼』天官(天子につかえる役人)に定める4種の医師のひとつで、飲食のバランス・四季の陰陽調和・味の組合せなどを管理する最も重要な役割を担いました。

- ① 薬食同源思想を基本として、こころとからだの健康を実現できる人を育てます。
- ② 疾病の予防や病態の改善をマネジメントできる食のエキスパートを育成します。
- ③ 地域・産業界と連携して、より良い食環境を創造する人材を育成します。

学生の将来像(活躍の場)

栄養サポートチームの管理栄養士

NST※や介護・福祉チームの一員となる管理栄養士です。病院などの医療機関や福祉施設だけでなく、在宅介護、ケア事業や教育機関、一般企業(食品メーカー、医薬品販売)など専門性を活かす場を想定しています。

※ NST(Nutrition Support Team):病院や福祉施設などで管理栄養士・医師・薬剤師・看護師など各専門スタッフが、それぞれの知識や技術を出し合い、栄養管理が必要な患者さんに一番よい方法で栄養支援をするチームを指します。

- 病院
- 介護保険施設
- 老人保健施設
- 在宅介護、ケア事業所
- ドラッグストア
- 幼稚園
- 保育園
- 小学校
- 保健所
- 企業(給食関連や食品メーカーなど)

医療栄養学部 医療栄養学科(仮称・設置構想中)の概要

※記載されている内容はあくまで予定であり、内容が変更になる可能性があります。

学部の特徴

専門職連携教育と豊富な実習体験で、現場力を養成。

健康・医療・福祉分野での教育・実習の実績を活かしながら、他学部・他学科あるいは地域社会と連携した独自のカリキュラムを展開します。管理栄養士としての「基礎力」、「応用力」を修得しながら、病院などの医療現場から地域の在宅療養の現場まで対応できる「現場力」を養います。また、普段の授業の中で、管理栄養士の国家試験対策ができるよう、カリキュラムを工夫しています。

● 育成する3つの力



現場力

他学部と一緒に勉強したり、病院などで実習することで、就職した後に変化・多様化する医療や企業などの現場で対応できる力を修得します。

応用力

病気の予防や病気の改善など必要に応じた栄養管理・指導の知識、方法を修得します。

基礎力

栄養学が人に果たす役割などを理解し、基礎を学ぶとともに、病気や薬、機能性食品などの基礎についても学びます。

● 学べること(一部です)

- 栄養学はもちろん、基本的な医学・薬学の知識
- 栄養バランスだけでなく、薬との相性や病気などの状態に合わせて効果的な食事内容を考える、食事療法
- 各分野の専門家である他学部・他学科の教員から幅広く医療・福祉の知識を得る
- 大学がもつ実習先ネットワークを活用し、病院などの医療現場をはじめ、管理栄養士が働くさまざまな現場で実習
- 日ごろの食生活が病気の予防や治療につながるという「薬食同源思想」にもとづく漢方の考え方や薬膳についての知識や調理方法
- 栄養サポートを受ける人を理解し、その心までサポートできるカウンセリング
- 学生食堂の献立立案や、企業と協力した新商品開発などのプロジェクトを通して、メニューや食品の企画・開発に参加
- 国家試験対策

■栄養士免許交付数の推移及び管理栄養士登録数の推移

平成 (年度)	栄養士		管理栄養士	
	総数	免許交付数	総数	免許交付数
12	760,274	19,539	96,677	4,850
13	779,600	19,326	101,386	4,709
14	798,366	18,766	106,020	4,634
15	816,327	17,961	110,776	4,756
16	835,417	19,090	115,170	4,394
17	854,290	18,873	122,807	7,637
18	873,652	19,362	128,301	5,494
19	893,516	19,864	135,804	7,503
20	913,200	19,684	142,698	6,894
21	932,054	18,854	149,455	6,757
22	949,352	17,298	157,472	8,017
23	967,336	17,984	166,040	8,568
24			176,391	10,351

・資料：衛生行政報告例より（各年 12 月末現在 資料：厚生労働省健康局がん対策・健康増進課）

※平成 22 年度 宮城県を除く

医療栄養学部 医療栄養学科 教育体系図

卒業研究

現場力(総合力)分野

- 総合専門演習 I ● 総合専門演習 II
- 専門職連携演習
- 随地実習 I (給食の運営)

- 随地実習 II (給食経営管理論) ● 随地実習 III (臨床栄養学) ● 随地実習 IV (臨床栄養学) ● 随地実習 V (公衆栄養学)

専門応用発展分野

- ソーシャルマーケティング論
- 栄養薬学
- 薬食同源思想
- 食医養生論

- 在宅栄養管理・食の力開発論
- 薬膳実習

専門応用分野

- 栄養ケアマネジメント各論 I ● 公衆栄養マネジメント
- 栄養ケアマネジメント各論 II ● 疾病別栄養管理実習
- 公衆栄養学実習 ● 食事調査実習
- 栄養ケア技術実習 ● 社会環境と健康・栄養政策
- 給食経営管理総論 ● 給食経営管理各論
- 給食経営管理実習 I
- 栄養・健康教育論

- ライフステージ栄養学 ● スポーツ栄養学 ● 応用栄養学実習
- 栄養カウンセリング論 ● 栄養教育プログラム実習
- 医療・福祉・介護と栄養ケア ● 給食経営管理実習 II
- 基礎栄養学 ● 基礎栄養学実験 ● 応用栄養学概論
- 行動科学と栄養教育 ● 健康・栄養マネジメント実習
- 臨床栄養学概論

専門基礎分野

- 感染症とその薬
- 食品加工学実習 ● 調理学実習 II ● 献立作成実習 ● 食の安全とその実践 ● 食品衛生学実習
- 生理解剖学実習 ● 生物有機化学 ● 栄養化学実験
- 食べ物と栄養 I ● 食べ物と栄養 II ● 生化学 I ● 実験・食べ物と栄養 ● 調理学実習 I ● 調理学

- 公衆衛生学 II ● 生化学 II ● 生化学実験 ● 臨床病態学 I ● 臨床病態学 II ● 微生物と生体防御 ● 食品加工学
- チュートリアル ● 管理栄養士概論 ● 早期体験学習
- 臨床医学概論(生命倫理を含む) ● 公衆衛生学 I
- 健康栄養管理学 ● 人体の構造とその機能

専門教育科目

共通教育科目

広島国際大学就業規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。

2 広国大に勤務する特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

(定義)

第2条 この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、事務職員、医療職員、技能職員および用務員をいう。

(適用除外)

第3条 職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。

イ 学長

ロ 監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

第4条 職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章 任免

(試用期間)

第5条 新たに職員として採用された者には、6カ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の試用期間は、勤続期間に算入する。

3 試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事会の議を経て雇用契約を解約することができる。

4 前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるときは、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

イ つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき

勤続3年以下の者 3カ月

勤続3年を超える者 6カ月

勤続5年を超える者 10カ月

勤続10年を超える者 12カ月

ロ 公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき

ハ 刑事事件に関し起訴されたとき

ニ やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき

ホ やむを得ない業務上の都合があるとき

ヘ 業務遂行に支障があると認められたとき

2 病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が3カ月未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。

3 第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条 休職の期間は、つぎのとおりとする。

イ 前条第1項イ号の場合 1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。

ロ 前条第1項ロ号の場合 休職理由が継続する期間

ハ 前条第1項ハ号の場合 休職理由が継続する期間

ニ 前条第1項ニ号の場合 休職を許可された期間

ホ 前条第1項ホ号の場合 1年以内

ヘ 前条第1項ヘ号の場合 1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条 休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

2 休職期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

3 休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

第9条 休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第

1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

第10条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。

- イ 定年に達した年の年度末(3月31日)
- ロ 死亡したとき
- ハ 退職を願い出て受理されたとき
- ニ 休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。
ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

第11条 職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第12条 定年年齢は、満64歳とする。

2 前項にかかわらず、別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

第13条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

- イ 勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき
- ロ 心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき
- ハ やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

第14条 職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならない。

- イ 上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと
- ロ 職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること
- ハ 貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること

2 退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければな

らない。

(配置転換等)

第15条 理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章 勤務

(勤務時間)

第16条 事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。

- 2 技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。
- 3 前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。
- 4 事務職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。
- 5 教育職員の勤務時間は、別に定める広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。
- 6 前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
- 7 教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。
- 8 学長は、業務の都合により第3項および第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(校外研修日)

第17条 教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、出勤簿の押印をもって事後に承認を求めることができる。

- 2 理事長は、授業に支障のない時期において事務職員、医療職員、技能職員および用務員(以下「事務系職員」という)に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。
- 3 校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

第18条 事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

- 2 教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。
- 3 理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。
- 4 第1項にかかわらず、保安要員の休憩時間は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。

(休日)

第19条 職員の休日は、つぎのとおりとする。

イ 日曜日(法定休日)

ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ 12月29日から翌年1月3日まで

ニ 学園創立記念日(10月30日)

- 2 事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。
- 3 前2項にかかわらず、用務員のうち保安要員の休日は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。

(休日振替)

第20条 上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

- 2 前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

(時間外勤務および休日勤務)

第21条 上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

- 2 前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条 災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させることがある。

(年次有給休暇)

第23条 採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につぎのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に年休を与えない。

4月～9月採用 10日

10月～12月採用 5日

- 2 採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につぎのとおり年休を与える。

11カ月以上 20日

11カ月未満 19日

10カ月未満 18日

9カ月未満 17日

8カ月未満 16日

7カ月未満 15日

6カ月未満 14日

5カ月未満 13日

4カ月未満 12日

- 3 前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。
- 4 当該年度中受けることができなかった年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。
- 5 年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。
- 6 年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- 7 職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

(病気休暇)

第24条 職員が業務上によらない傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

- 2 病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する書類(休暇が7日以上に及ぶときは医師の診断書)を添えて理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に請求することができる。
- 3 病気休暇が7日以上に及んだときは、復職時に医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。

(特別休暇)

第25条 職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ 慶弔休暇

- a 職員の父母、子または配偶者が死亡したとき 5日
- b 職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき 3日
- c 職員が結婚するとき 挙式の日を含む連続する5日

ロ 生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき 必要日数

ハ 産前産後休暇

- a 女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき 出産の日までの申し出た期間
- b 女性職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

ニ 通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき 1回につき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ 看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 小学校就学前の子が1人であれば年5日
- b 小学校就学前の子が2人以上であれば年10日

ヘ 介護休暇

要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 要介護状態の家族が1人であれば年5日
- b 要介護状態の家族が2人以上であれば年10日

ト 災害休暇

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 理事長が必要と認める期間

チ 公用休暇

- a 選挙権その他の公民としての権利を行使するとき 理事長が必要と認める期間

b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき 理事長が必要と認める期間

リ 永年勤続休暇

第37条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰 3日以内

30年勤続表彰 5日以内

- 2 特別休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- 3 前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第26条 特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

- 2 特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第27条 職員の育児休業、育児のための所定外勤務の免除、育児短時間勤務ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、育児休業規定に定める。

(介護休業)

第28条 職員の介護休業、介護短時間勤務ならびに時間外勤務および深夜業の制限については、介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第29条 妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。

- 2 妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。
- 3 妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

第4章 服務規律

(出退勤)

第30条 職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければ

ならない。

(欠勤)

第31条 職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(身上の届出)

第32条 職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

(兼職)

第33条 職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

2 教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

(禁止事項)

第34条 職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- イ 職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること
- ロ 職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること
- ハ 職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること
- ニ その他、学園の行動規範に反する行為をすること

第5章 給与、退職金

(給与)

第35条 給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(退職金)

第36条 退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

第6章 表彰、懲戒

(表彰)

第37条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

- イ 永年誠実に勤務したとき
- ロ 業務に誠実で他の模範となるとき
- ハ 業務で功績のあったとき
- ニ 国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき
- ホ 学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき
- ヘ その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあったとき

2 前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第38条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

- イ 正当な理由なく無届け欠勤が14日以上におよんだとき
- ロ 出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき
- ハ 重要な履歴を偽ったとき
- ニ 第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき
- ホ 素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき
- ヘ しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき
- ト 学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑をおよぼしたとき
- チ 人権侵害の防止に関する規定第2条に定めるセクシュアルハラスメントおよびその他の人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生・生徒の、人権を侵害したとき
- リ 第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき

(懲戒の種類)

第39条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

- イ 譴責は、始末書を取り将来を戒める。
- ロ 減給は、始末書を取り、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。
- ハ 出勤停止は、始末書を取り、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。
- ニ 降格は、始末書を取り、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。た

だし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。

ホ 停職は、始末書を取り、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。

停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。

ヘ 諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。

ト 懲戒解雇は、予告期間を設けなくて即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

2 職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第40条 職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

2 理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。

3 懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

第7章 安全衛生

(保安)

第41条 職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第42条 職員は、毎年定期に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

第43条 職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

2 職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

第8章 災害補償

(業務上の傷病)

第44条 業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務する

ことができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定をうけたときは、公傷病休暇とする。

- 2 第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。
- 3 公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第45条 公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

第46条 公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

- 2 公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第47条 傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかった場合であっても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

付 則

- 1 この規則は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則は、2013年4月1日から施行する。
- 3 第27条、第28条、第35条および第36条にかかわらず、出向者(学園が大阪に設置する学校等から広国大へ勤務場所を変更する者をいう)の育児休業、介護休業、給与および退職金については、学校法人常翔学園就業規則第26条、第26条の2、第33条および第34条の定めるところによる。
- 4 この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを解明する。

任 用 規 定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

(任用の原則)

第2条 任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条 この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任および転任をいう。

2 採用とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ 定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ 第7条第1項各号または第2項の職員を同条第1項の他の号の職員もしくは第2項の職員に任命すること

3 格付とは、採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4 昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用している職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用している職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5 転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

(任用の計画)

第4条 学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

2 事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

3 臨時要員の任用計画は、学園本部においては総務部長が、各設置学校においては学長室長(中学校および高等学校においては事務長)が、原則として承認された臨時要員人件費予算の範囲内で計画しなければならない。

(任用の決定)

第5条 職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条 理事長は、任用を決定したとき、告示もしくは本人への辞令交付を行う。

2 前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は学校長が通知する。

第2章 職員の区分

(職員の区分)

第7条 職員の区分は、つぎのとおりとする。

- イ 専任の職員
- ロ 特任の職員
- ハ 嘱託の職員
- ニ 客員の職員
- ホ 非常勤の職員

2 前項のほか、必要により臨時要員を採用することがある。

3 学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条 専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののほかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

2 専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。

イ 教育系職員の職種

教育職員、研究職員、技術職員

ロ 事務系職員の職種

事務職員、医療職員、技能職員(運転手、工作員)、用務員(校員)

3 教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院教授、大学院准教授、大学院講師

大学教授、大学准教授、大学講師

高等学校教諭、中学校教諭

ロ 研究職員の資格 特別研究員、研究員1級、研究員2級

ハ 技術職員の資格 技師1級、技師2級、技師3級

- 4 事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。

イ 事務職員

区分		資格
管理職		参事、副参事
一般職	総合職系列	主幹、主事、主事補
	専任職系列	専任職1級、専任職2級、専任職3級、専任職4級
	エントリー系列	書記

ロ 医療職員

看護師1級、看護師2級、看護師3級

- 5 前項の系列および任用の基準等については、事務職員任用基準および医療職員任用基準に定める。

(特任の職員)

第9条 特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用する。

- 2 特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手、高等学校特任教諭、中学校特任教諭

ロ 技術職員の職階

特任技師

- 3 特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定および特任教諭規定に定める。

第10条 嘱託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できるとき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

- 2 嘱託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

嘱託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアサポーター、高等学校実習助手、工作員、運転手、校員、校員補)

- 3 前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業務嘱託として採用することができる。

- 4 嘱託の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、嘱託職員就業規則および広島国際大学嘱託職員就業規則に定める。

(客員の職員)

第11条 客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用する。

2 客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ 技術職員の職階

客員技師

3 客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定める。

(非常勤の職員)

第12条 非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用する。

2 非常勤講師は、つぎの各号のいずれかに該当するときに採用する。

イ 授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき

ロ 専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき

ハ 専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき

3 非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学非常勤講師任用規定に定める。

4 第1項の非常勤講師のほか、必要に応じて、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)、テクニカル・サポーター(TS)およびスチューデント・アシスタント(SA)を採用することができる。

5 前項の職員の採用の基準、手続等については、それぞれ別に定める要項によるものとする。

(臨時要員)

第13条 臨時要員は、つぎの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するものとする。

イ 緊急かつ臨時の業務を処理する必要があるとき

ロ 業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき

ハ 特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき

ニ 臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき

- 2 臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規および広島国際大学臨時要員に関する内規に定める。

(雇用期間)

第14条 特任の職員の雇用期間については、特任教員規定および特任教諭規定に定める。

- 2 嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。
ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。
- 3 前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。
- 4 学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託職員就業規則、広島国際大学嘱託職員就業規則および高等学校実習助手内規に定める。

第3章 採用

(採用の基準)

第15条 職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。

- 2 職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(募集の方法)

第16条 職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。

- 2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。

イ 大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新增設に関する教員組織を構成するとき

ロ 専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき

ハ その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

第17条 選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。

- 2 選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。

- イ 履歴書
- ロ 教育・研究業績書(教育系職員に限る)
- ハ 教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)
- ニ 職務経歴書
- ホ 健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)
- ヘ 最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書
- ト 教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの

3 前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

第18条 資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

- 2 教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。
- 3 事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
- 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

- イ 書類審査
- ロ 面接試験
- ハ 筆記試験
- ニ 適性検査
- ホ 実技試験、模擬授業

第19条 削除

(採用の決定)

第20条 職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。

- イ この規定その他所定の手続に従って選考されたか
- ロ 法令および学園規定に定める基準に合致しているか
- ハ 本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか
- ニ 人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか
- ホ 学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

第4章 昇任・降任・転任

(昇任)

第21条 専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。

2 資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(昇任の選考)

第22条 選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。

2 教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。

3 事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。

4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

イ 教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)

ロ 人事考課(事務系職員)

ハ 筆記試験

ニ 面接試験

ホ 実技試験

ヘ その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料

5 必要により健康診断を行うことがある。

(昇任の決定)

第23条 昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定する。

(特別昇任)

第24条 専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は学校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

2 現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が優秀な者について、理事長は、学校長等の申請に基づき特別に昇任させることがある。

(降任)

第25条 専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させることがある。

(転任)

第26条 業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じる
ことがある。

第5章 雑則

(規定の改廃)

第27条 この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2012年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 改正前の付則第3項の適用については、なお従前の例による。

特任教員規定

(趣旨)

- 第1条 この規定は、任用規定第9条に定める特任の職員(以下「特任教員」という)の資格、雇用期間、給与等について定める。
- 2 前項にかかわらず、高等学校特任教諭および中学校特任教諭については、特任教諭規定に定める。

(定義)

- 第2条 特任教員は、雇用期間を定めて任用する者であつて、本学園が設置する大学において、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者をいう。

(資格)

- 第3条 特任の教育職員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

(雇用期間)

- 第4条 特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、必要により1回に限り更新することができる。
- 2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、5年以内で別途雇用期間を設定する。
- イ 教育遂行上の必要性があると理事長が認めたとき
 - ロ 学園を定年退職した者を引き続き雇用するとき
- 3 当該年度の4月1日において満70歳を超える者を特任教員に採用することはできない。ただし、学校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

(就業規則等規定の適用・準用)

- 第5条 特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第12条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第12条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。
- 2 前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条および第31条(広島国際大学就業規則にあつては、第16条から第29条および第33条)までに定める勤務については、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。
- 3 特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条 特任教員には、本俸、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸とし、別表第1特任教員年俸表および別表第2または別表第3の年俸適用基準により支給する。ただし、学校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

(役職手当)

第8条 役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 特任の教育職員には、別表第4学内出講料支給基準に基づき学内出講料を支給する。

(授業担当責任時間)

第11条 特任教員のうち別表第1特任教員年俸表1号俸適用者(技術職員を除く)には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

2 前項にかかわらず、学校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2010年4月1日から施行する。

2 昭和40年1月16日制定の特任教授規定および昭和40年3月31日制定の特任教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授給与内規は、廃止する。ただし、現に廃止前の同規定および同内規により任用された者の職務、資格、雇用期間、給与等については、なお従前の例による。

3 この改正規定は、2013年4月1日から施行する。

別表第1 特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

別表第2 特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任と同様の職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表第3 特任の技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表第4 学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用し、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)により学内出講料を支給する。
2号俸3号俸適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)を準用して学内出講料を支給する。

医療栄養学部 医療栄養学科 授業時間割表(案)

履修年次		1年次		2年次		3年次		4年次		期間外講義 (○印は必修科目)		
期		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
曜日	時限	科目名	科目名	科目名	科目名	科目名	科目名	科目名	科目名			
月	1	化 学 (寺岡)	哲 学 (甲田)	給食経営管理総論 (澤村)	臨床栄養学概論 (尾形、塚本、木村)	教 学校栄養教育論Ⅰ (馬淵、熊谷陽)	教 学校栄養教育論Ⅱ (馬淵、熊谷陽)	卒業研究Ⅱ		1年次 ◇共通教育科目 ※スポーツⅢⅢ【スキー・スノーボード】 (崎田、服部、菅、瀬川) 【留学生対象科目】 日本事情Ⅰ(村上) 日本事情Ⅱ(原田) ◇専門教育科目 ○早期体験学習 (高尾、木村、木村留、坂本)		
			心理学 (鶴田)									
	教 教育原理 (角谷)											
	2	芸術学 (原田)	人間と思想・文化Ⅲ (甲田)	食品加工学 (坂本)	臨床病態学Ⅱ (尾形)	公衆栄養マネジメント (八木)						
		文 学 (山根)	教育学 (角谷)									
教 教職概論 (竹田)												
3	日本語表現法 (田野)	国際社会の理解Ⅱ (田野、山根)	献立作成実習 1組(大重)	薬膳実習 (神田、森)	教 教育相談 (カウンセリングの基礎を含む。) (鹿島)	公衆栄養学実習 1組(八木)						
		人間と現代社会Ⅲ (橋本、鶴田)										
人間と科学・技術Ⅰ (春日)		食品加工学実習 2組(坂本)					疾病別栄養管理実習 2組(尾形、木村、佐和、 秋山、武内)					
4	生理解剖学実習 1組(谷口、見玉)		実験・食べ物と栄養 (坂本)	教 生徒指導論 (鹿島)								
5	生理解剖学実習 2組(谷口、見玉)		栄養化学実験 (手納、寺岡、塚本)			英語Ⅳa (田中博)			人間と思想・文化Ⅰ (鶴田)			
		調理学実習Ⅰ (大重)	人間と科学・技術Ⅲ (出水原)				英語Ⅳb (田中博)					
火		1	食べ物と栄養Ⅰ (坂本)	食べ物と栄養Ⅱ (坂本)	行動科学と栄養教育 (高尾)			給食経営管理実習Ⅰ 2組(澤村、木村留)			給食経営管理実習Ⅱ 2組(澤村、木村留)	教 特別活動論 (竹田)
	2	日本国憲法 (井上)	栄養・健康教育論 (高尾)	薬食同源思想 (神田、森)					4年次 ◇専門教育科目			
	3	管理栄養士概論 (高尾)	実験・食べ物と栄養 (坂本)	Global communication (ホーゾン)	教 教育制度論 (角谷)	疾病別栄養管理実習 1組(尾形、木村、佐和 秋山、武内)	教 教職実践演習 (塚本、竹田、鹿島、角谷)	○臨地実習Ⅲ(臨床栄養学) 臨地実習Ⅱ(給食経営管理論) 臨地実習Ⅳ(臨床栄養学) 臨地実習Ⅴ(公衆栄養学) ○専門職連携演習 ○総合専門演習Ⅱ 教 栄養教育実習Ⅰ 教 栄養教育実習Ⅱ				
	4	統計学 (島田)	栄養化学実験 (手納、寺岡、塚本)	食品加工学実習 1組(坂本)	応用栄養学概論 (原田)	公衆栄養学実習 2組(八木)						
	5	生物学 (春日)	調理学実習Ⅰ (大重)	献立作成実習 2組(大重)	給食経営管理各論 (澤村)							
水	1		生化学Ⅰ (長嶺)	臨床病態学Ⅰ (尾形)	給食経営管理実習Ⅰ 1組(澤村、木村留)	感染症とその薬 (山中)				スポーツ栄養学 (八木)	卒業研究Ⅱ	
	2	スポーツⅡ (崎田、服部、菅、瀬川)	臨床医学概論 (生命倫理を含む) (谷口)	公衆衛生学Ⅱ (八木)		栄養ケアマネジメント各論Ⅰ (木村、森)			栄養カウンセリング論 (高尾)			
	3	基礎ゼミナール 1組(角山) 2組(西来路) 3組(杉本)	※スポーツⅢ 【ゴルフ】 (崎田、服部、 菅、瀬川)	スポーツⅠ (崎田)	微生物と生体防御 (山中)	基礎栄養学実験 1組(塚本、尾形)	栄養教育プログラム実習 1組(高尾)	総合専門演習Ⅰ				
	4	英語Ⅱa 1組(田中博) 2組(ホーゾン)	英語Ⅱb 1組(田中博) 2組(ホーゾン)	生化学実験 (長嶺、井口、瀧野)	健康・栄養マネジメント実習 2組(高尾)	食事調査実習 2組(八木)						
	5		公衆衛生学Ⅰ (八木)	調理学実習Ⅱ (大重)								
木	1	コミュニケーション論 (杉本)	国際社会の理解Ⅲ (橋本)	情報処理Ⅱ (島田、上月)	健康・栄養マネジメント実習 1組(高尾)	英語Ⅴa (倉本)	英語Ⅴb (倉本)	卒業研究Ⅱ		◆授業時間 1時限 9:00～10:30 2時限 10:40～12:10 3時限 13:00～14:30 4時限 14:40～16:10 5時限 16:20～17:50 □:必修科目 ■:選択科目 ◎実施時期の割り振り(案) 1年後期前半(10月～11月) 実験・食べ物と栄養 (1組) 11月 栄養化学実験(2組) 10月 調理学実習Ⅰ(2組) 11月 1年後期後半(12月～1月) 実験・食べ物と栄養 (2組) 1月 栄養化学実験(1組) 12月 調理学実習Ⅱ(1組) 1月 2年前期前半(4月～5月) 生化学実験 (1組) 食品衛生学実習(2組) 4月 調理学実習Ⅱ(2組) 5月 2年前期後半(6月～7月) 生化学実験 (2組) 食品衛生学実習(1組) 6月 調理学実習Ⅱ(1組) 7月		
		倫理学 (甲田)	人間と現代社会Ⅱ (赤井)	教 教育方法論 (角谷)		基礎栄養学実験 2組(塚本、尾形)	ライフステージ栄養学 (佐野)				栄養ケアマネジメント各論Ⅱ (木村、尾形)	
	2	チュートリアル (別表1)	調理学 (大重)	食の安全とその実践 (山中、清水)	基礎栄養学実験 2組(塚本、尾形)	ライフステージ栄養学 (佐野)	栄養ケアマネジメント各論Ⅱ (木村、尾形)	ソーシャルマーケティング論 (吉長)				
	3	情報倫理 (上月)	生物有機化学 (手納)	生化学Ⅱ (長嶺)	国際社会の理解Ⅰ (浅沼)	食事調査実習 1組(八木)	応用栄養学実習 1組(佐野)					
		経済学 (千田)			人間と現代社会Ⅰ (村上)				情報処理Ⅲ (上月)			
4	政治学 (村上)	実験・食べ物と栄養 (坂本)	生化学実験 (長嶺、井口、瀧野)	基礎栄養学実験 2組(高尾)	栄養教育プログラム実習 2組(高尾)							
5	数学 (西来路)	栄養化学実験 (塚本、手納、寺岡)	食品衛生学実習 (山中、小林、清水、西谷)	栄養ケア技術実習 1組(尾形、木村、川井)			卒業研究Ⅱ					
	文化人類学 (村上)							調理学実習Ⅰ (大重)	調理学実習Ⅱ (大重)			
	歴史学 (橋本)											
物理学 (園田)												
金	1	情報処理Ⅰa 1組(出水原) 2組(上月)	情報処理Ⅰb 1組(島田) 2組(上月)	英語Ⅲa 1組(簡井) 2組(ホーゾン)	英語Ⅲb 1組(簡井) 2組(ホーゾン)	給食経営管理実習Ⅱ 1組(澤村、木村留)	在宅栄養管理・ 食の力開発論 (高尾、神田)	卒業研究Ⅱ				
	2	英語Ⅰa 1組(角山) 2組(倉本)	英語Ⅰb 1組(角山) 2組(倉本)	基礎栄養学 (塚本、尾形)	社会環境と健康・栄養政策 (八木)							
	3	人体の構造とその機能 (見玉)	キャリア開発演習Ⅰ (常松)	教 教育課程論 (竹田)	教 学校教育心理学 (鹿島)	医療・福祉・介護と栄養ケア (木村、武内、 田中正、服部)	応用栄養学実習 2組(佐野)					
	4	健康栄養管理学 (尾形、高尾、八木)	食医養生論 神田、森、松本、武内、田中正	生化学実験 (長嶺、井口、瀧野)	栄養ケア技術実習 2組(尾形、木村、川井)	栄養薬学 (手納、森)						
	5	社会学 (尾川)	人間と思想・文化Ⅱ (原田)	食品衛生学実習 (山中、小林、清水、西谷)	調理学実習Ⅱ (大重)							
ドイツ語a (西谷)		ドイツ語b (西谷)										
中国語a (劉)		中国語b (劉)										
韓国語a (金)		韓国語b (金)										
日本語Ⅰa【留学生対象科目】 (杉本)		日本語Ⅰb【留学生対象科目】 (杉本)										

※木村：木村要子、木村留：木村留美

医療栄養学部医療栄養学科 教育課程と指定規則との対比表

教育課程					指定規則の教育内容（管理栄養士養成課程）																				
区 分	授業科目	配当 年次	単位数		時 間 数	専門基礎分野						専門分野													
			講義又は演習			実験又は実習			講義又は演習						実験又は実習						講義又は演習	実験又は実習			
			社会・環境と健康	機能及び疾病の成り立ち		食・食べ物と健康	社会・環境と健康	機能及び疾病の成り立ち	食・食べ物と健康	基礎栄養学	応用栄養学	栄養教育論	臨床栄養学	公衆栄養学	給食経営管理論	基礎栄養学	応用栄養学	栄養教育論	臨床栄養学	公衆栄養学	給食経営管理論	総合演習	臨床実習		
			必修	選択		6	14	8	10			2	6	6	8	4	4	8					2	4	
教養科目	国際 学際	国際社会の理解Ⅰ	1後・2前・後	2	30																				
		国際社会の理解Ⅱ	1後・2前・後	2	30																				
		国際社会の理解Ⅲ	1後・2前・後	2	30																				
		人間と思想・文化Ⅰ	1後・2前・後	2	30																				
		人間と思想・文化Ⅱ	1後・2前・後	2	30																				
		人間と思想・文化Ⅲ	1後・2前・後	2	30																				
		人間と現代社会Ⅰ	1後・2前・後	2	30																				
		人間と現代社会Ⅱ	1後・2前・後	2	30																				
		人間と現代社会Ⅲ	1後・2前・後	2	30																				
		人間と科学・技術Ⅰ	1後・2前・後	2	30																				
人間と科学・技術Ⅱ	1後・2前・後	2	30																						
人間と科学・技術Ⅲ	1後・2前・後	2	30																						
共通教育科目	人文科学	哲学	1前・後	2	30																				
		文学	1前・後	2	30																				
		倫理学	1前・後	2	30																				
		心理学	1前・後	2	30																				
		日本語表現法	1前・後	2	30																				
		芸術学	1前・後	2	30																				
		文化人類学	1前・後	2	30																				
		コミュニケーション論	1前・後	2	30																				
	社会科学	日本国憲法	1前・後	2	30																				
		経済学	1前・後	2	30																				
		社会学	1前・後	2	30																				
		歴史学	1前・後	2	30																				
		政治学	1前・後	2	30																				
		教育学	1前・後	2	30																				
		統計学	1前・後	2	30																				
	自然科学	数学	1前・後	2	30																				
		物理学	1前・後	2	30																				
		化学	1前・後	2	30																				
	情報処理	生物学	1前・後	2	30																				
		情報処理Ⅰa	1前・後	1	30																				
情報処理Ⅰb		1前・後	1	30																					
情報処理Ⅱ		2・3前・後	1	30																					
情報処理Ⅲ		2・3前・後	1	30																					
情報倫理		1前・後	1	15																					
外国語	英語Ⅰa	1前	1	30																					
	英語Ⅰb	1後	1	30																					
	英語Ⅱa	1前	1	30																					
	英語Ⅱb	1後	1	30																					
	英語Ⅲa	2前	1	30																					
	英語Ⅲb	2後	1	30																					
	英語Ⅳa	2前	1	30																					
	英語Ⅳb	2後	1	30																					
	英語Ⅴa	3前	1	30																					
	英語Ⅴb	3後	1	30																					
	ドイツ語a	1前	1	30																					
	ドイツ語b	1後	1	30																					
	中国語a	1前	1	30																					
	中国語b	1後	1	30																					
韓国語a	1前	1	30																						
韓国語b	1後	1	30																						
保健体育	スポーツⅠ	1前・後	1	15																					
	スポーツⅡ	1前・後	1	30																					
	スポーツⅢ	1前・後	1	30																					
特講	基礎ゼミナール	1前	1	30																					
	キャリア開発演習Ⅰ	1後	1	30																					
	Global Communication	2前・後	2	30																					
留学生特例科目																									
共通基礎	社会科学	日本事情Ⅰ	1前	2	30																				
	社会科学	日本事情Ⅱ	1後	2	30																				
外国語	日本語Ⅰa	1前	2	30																					
	日本語Ⅰb	1後	2	30																					
	日本語Ⅱ	2前	2	30																					
計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

教育課程					指定規則の教育内容（管理栄養士養成課程）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
区 分	授業科目	配当 年次	単位数		時 間 数	専門基礎分野					専門分野																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			必修	選択		講義又は演習			実験又は実習		講義又は演習						実験又は実習						講義又は演習	実験又は実習																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						社会・環境と健康	機能及び疾病の成り立ち	食べ物と健康	社会・環境と健康	機能及び疾病の成り立ち	食べ物と健康	基礎栄養学	応用栄養学	栄養教育論	臨床栄養学	公衆栄養学	給食経営管理論	基礎栄養学	応用栄養学	栄養教育論	臨床栄養学	公衆栄養学			給食経営管理論	総合演習																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
																											6	14	8	10	2	6	6	8	4	4	8						2	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
専 門 教 育 科 目	医療人育成に 向けた基礎教育	チュートリアル	1前	1	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</

医療栄養学部 医療栄養学科 教育課程及び履修モデル

【履修モデル】

- ① 臨床・在宅栄養管理モデル 総合病院、福祉施設、行政、在宅支援企業
 ② 栄養教諭モデル 小中学校の教職および幼稚園、保育園

【教育課程】

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		①臨床・在宅栄養管理モデル				②栄養教諭モデル				
				必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	
教養科目	国際	国際社会の理解Ⅰ	1後・2前・後		2						○			
		国際社会の理解Ⅱ	1後・2前・後		2									
		国際社会の理解Ⅲ	1後・2前・後		2	○								
	学際	人間と思想・文化Ⅰ	1後・2前・後		2									
		人間と思想・文化Ⅱ	1後・2前・後		2									
		人間と思想・文化Ⅲ	1後・2前・後		2					○				
		人間と現代社会Ⅰ	1後・2前・後		2									
		人間と現代社会Ⅱ	1後・2前・後		2									
		人間と現代社会Ⅲ	1後・2前・後		2					○				
		人間と科学・技術Ⅰ	1後・2前・後		2	○								
		人間と科学・技術Ⅱ	1後・2前・後		2	○								
		人間と科学・技術Ⅲ	1後・2前・後		2									
	共通教育科目	人文科学	哲学	1前・後		2								
			文学	1前・後		2								
倫理学			1前・後		2									
心理学			1前・後		2									
日本語表現法			1前・後		2	○				○				
芸術学			1前・後		2									
文化人類学			1前・後		2									
コミュニケーション論			1前・後		2									
社会科学			日本国憲法	1前・後		2						○		
			経済学	1前・後		2								
		社会学	1前・後		2									
		歴史学	1前・後		2	○								
		政治学	1前・後		2									
		教育学	1前・後		2									
		自然科学	統計学	1前・後		2	○					○		
			数学	1前・後		2								
			物理学	1前・後		2								
			化学	1前・後		2	○							
生物学			1前・後		2						○			
情報処理			情報処理Ⅰa	1前・後	1		●					●		
			情報処理Ⅰb	1前・後	1		●					●		
			情報処理Ⅱ	2・3前・後	1									
			情報処理Ⅲ	2・3前・後	1									
			情報倫理	1前・後	1									
		外国語	英語Ⅰa	1前	1		●					●		
			英語Ⅰb	1後	1		●					●		
			英語Ⅱa	1前	1		●					●		
			英語Ⅱb	1後	1		●					●		
			英語Ⅲa	2前	1			●					●	
英語Ⅲb			2後	1			●					●		
英語Ⅳa			2前	1										
英語Ⅳb			2後	1										
英語Ⅴa			3前	1										
英語Ⅴb			3後	1										
ドイツ語a			1前	1										
ドイツ語b			1後	1										
中国語a			1前	1										
中国語b			1後	1										
韓国語a			1前	1										
韓国語b			1後	1										
保健体育	スポーツⅠ	1前・後	1		●					●				
	スポーツⅡ	1前・後	1							○				
	スポーツⅢ	1前・後	1		○									
特講	基礎ゼミナール	1前	1		●					●				
	キャリア開発演習Ⅰ	1後	1		●					●				
	Global Communication	2前・後	2											
外国語	日本語Ⅰa	1前	2											
	日本語Ⅰb	1後	2											
	日本語Ⅱ	2前	2											
履修単位数（共通教育科目）…①						24	2	—	—	22	4	—	—	
						26単位				26単位				

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		①臨床・在宅栄養管理モデル				②栄養教諭モデル			
			必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次
専門基礎分野	チュートリアル	1前	1		●				●			
	管理栄養士概論	1前・後	2		●				●			
	早期体験学習	1前・後	1		●				●			
	臨床医学概論（生命倫理を含む）	1前・後	2		●				●			
専門基礎分野	公衆衛生学Ⅰ	1前・後	2		●				●			
	公衆衛生学Ⅱ	2前・後	2			●				●		
	健康栄養管理学	1前・後	2		●				●			
	人体の構造とその機能	1前・後	2		●				●			
専門基礎分野	生理解剖学実習	1前・後	1		●				●			
	生物有機化学	1前・後	2		●				●			
	栄養化学実験	1前・後	1		●				●			
	生化学Ⅰ	1前・後	2		●				●			
専門基礎分野	生化学Ⅱ	2前・後	2			●				●		
	生化学実験	2前・後	2			●				●		
	臨床病態学Ⅰ	2前・後	2			●				●		
	臨床病態学Ⅱ	2前・後	2			●				●		
専門基礎分野	微生物と生体防御	2前・後	2			●				●		
	食べ物と栄養Ⅰ	1前・後	2		●				●			
	食べ物と栄養Ⅱ	1前・後	2		●				●			
	実験・食べ物と栄養	1前・後	1		●				●			
専門基礎分野	食品加工学	2前・後	2			●				●		
	食品加工学実習	2前・後	1			●				●		
	食の安全とその実践	2前・後	2			●				●		
	食品衛生学実習	2前・後	1			●				●		
専門基礎分野	感染症とその薬	3前・後	2				○					
	調理学	1前・後	2		●				●			
	調理学実習Ⅰ	1後	1		●				●			
	調理学実習Ⅱ	2前	1			●				●		
専門基礎分野	献立作成実習	2前・後	1			●				●		
	基礎栄養学	2前・後	2			●				●		
	基礎栄養学実験	2前・後	1			●				●		
	応用栄養学概論	2前・後	2			●				●		
専門基礎分野	ライフステージ栄養学	3前・後	2				●				●	
	スポーツ栄養学	3前・後	2				●				●	
	応用栄養学実習	3前・後	1				●				●	
	栄養・健康教育論	1前・後	2		●				●			
専門基礎分野	行動科学と栄養教育	2前・後	2			●				●		
	栄養カウンセリング論	3前・後	2				●				●	
	健康・栄養マネジメント実習	2前・後	1			●				●		
	栄養教育プログラム実習	3前・後	1				●				●	
専門基礎分野	臨床栄養学概論	2前・後	2			●				●		
	医療・福祉・介護と栄養ケア	3前・後	2				●				●	
	栄養ケア技術実習	2前・後	1			●				●		
	栄養ケアマネジメント各論Ⅰ	3前・後	2				●				●	
専門基礎分野	栄養ケアマネジメント各論Ⅱ	3前・後	2				●				●	
	疾病別栄養管理実習	3前・後	1				●				●	
	公衆栄養学	2前・後	2			●				●		
	公衆栄養学マネジメント	3前・後	2				●				●	
専門基礎分野	食事調査論実習	3前・後	1				●				●	
	公衆栄養学実習	3前・後	1				●				●	
	給食経営管理総論	2前・後	2			●				●		
	給食経営管理各論	2前・後	2			●				●		
専門基礎分野	給食経営管理実習Ⅰ	2後	1			●				●		
	給食経営管理実習Ⅱ	3前	1				●				●	
	栄養薬学	3前・後	2					○			○	
	食医養生論	1前・後	2		●				●			
専門基礎分野	薬食同源思想	2前・後	2			●				●		
	薬膳実習	2前・後	1			●				●		
	在宅栄養管理・食の力開発論	3前・後	2				●				●	
	ソーシャルマーケティング論	4前・後	2									○
専門基礎分野	総合専門演習Ⅰ	4前・後	2					●				●
	総合専門演習Ⅱ	4前・後	2					●				●
	臨床実習Ⅰ（給食の運営）	3前・後	1				●				●	
	臨床実習Ⅱ（給食経営管理論）	4前・後	1					●				○
専門基礎分野	臨床実習Ⅲ（臨床栄養学）	4前・後	1					●				●
	臨床実習Ⅳ（臨床栄養学）	4前・後	1					○				○
	臨床実習Ⅴ（公衆栄養学）	4前・後	1					○				
	卒業研究Ⅰ	3後	2				●			●		
専門基礎分野	卒業研究Ⅱ	4前・後	2					●				●
	専門職連携演習	4前・後	1					●				●

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		①臨床・在宅栄養管理モデル				②栄養教諭モデル			
			必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次
栄養教育に関する科目に教職科目	学校栄養教育論Ⅰ	3前・後		2							○	
	学校栄養教育論Ⅱ	3前・後		2							○	
教職に関する科目	教職概論	1前・後		2					○			
	教育原理	1前・後		2					○			
	学校教育心理学	2・3前・後		2							○	
	教育制度論	2前・後		2						○		
	教育課程論	2前・後		2						○		
	特別活動論	3前・後		2							○	
	教育方法論	2前・後		2						○		
	生徒指導論	2・3前・後		2							○	
	教育相談（カウンセリングの基礎を含む。）	3前・後		2							○	
	栄養教育実習Ⅰ	4前・後		1								○
	栄養教育実習Ⅱ	4前・後		1								○
	教職実践演習（栄養教諭）	4前・後		2								○
履修単位数（専門教育科目）…②					31	40	27	12	34	46	39	16
履修単位数（合計：①+②）					110単位				136単位			
					136単位				152単位			

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

医療栄養学部医療栄養学科 演習・実習の概要

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容		施設・場所
生理解剖学実習 〔必修科目／1 単位〕	1 年次 (前期・後期)	学内で実施	本実習では、人体の構造とその機能に関する講義や教科書では学び得ない事柄について、基本的な実験や標本等を通して、生理解剖学についてより理解を深めることを目的としている。人体の生理機能(身体計測、エネルギー代謝、循環、呼吸、消化、味覚など)に関する実験、実験動物から摘出した腸管を用いた腸管運動に関する実験を実施する他、人体模型の観察などにより人体の構造についてより理解を深めさせる。	人体の構造と機能実習室 (構造学ゾーン) 【2号館2階】
栄養化学実験 〔必修科目／1 単位〕	1 年次 (前期・後期)	学内で実施	本実験では、生物有機化学で講義した官能基や縮合反応を、抗炎症剤としてのアスピリン、人工甘味料として食品に添加される甘味料としてのアスパルテームの合成反応を通して有機化学的な合成手法などについて修得させる。アスピリンについては、アセチル化反応について学修させ、アスパルテームについては、エステル化、アミド結合を形成する縮合反応や還元反応により合成化学の手法について学修させる。	第1実習室 【6号館4階】
生化学実験 〔必修科目／2 単位〕	2 年次 (前期・後期)	学内で実施	本実習では、栄養学に関する基礎的な知識を総合的に捉え、実験に求められる技能や態度を修得させるため、比較的理解しやすく、学生が興味を抱くような内容を多く取り入れた実習を行う。本実習での内容は、細胞組織の顕微鏡観察、構成成分(タンパク質、遺伝子)の抽出、成分分析、タンパク質の確認、遺伝子の確認、遺伝子構成成分の確認、糖質-タンパク質複合体の検出法について修得させる。	人体の構造と機能実習室 (構造学ゾーン) 【2号館2階】
実験・食べ物と栄養 〔必修科目／1 単位〕	1 年次 (前期・後期)	学内で実施	本実験では、食品成分の分析に必要な基本的実験手技を修得させるとともに、分析原理や科学的な考え方を身につけさせる。実験においては、実際の食品を使用して、食品の成分の性質と変化に関する実験をとおして、講義の科目「食べ物と栄養Ⅰ」、「食べ物と栄養Ⅱ」で修得させた食品に関する知識を深めるとともに、食品の各成分の特性を理解させ、食品を多角的に評価する能力も修得させる。	食品衛生実験室 【1号館4階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容		施設・場所
食品加工学実習 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	学内で実施	ヒトが毎日の食事で利用している食品は、長期保存、品質保存、有効利用、安定供給、簡便性の向上、調理の短縮化、嗜好性の向上等を目的として、いろいろな手段や方法をを用いて加工、処理が行われている。本実習では、「食品加工学」で学んだ基礎的知識を基に身近な加工食品を製造することを通して、加工食品の製造技術を修得させると共に加工食品の特徴、製造原理、鑑別などを総合的に理解させる。	食品衛生実験室 【1号館4階】
食品衛生学実習 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	学内で実施	本実習では、衛生検査の実施に必要な基礎的な実験手技を修得させるため、実際に、各種の食品を対象とした、微生物学あるいは理化学的な検査法を実施する。具体的な実験項目として、食品微生物学実験では細菌検査法、細菌の形態観察、食中毒原因菌の分離など、食品衛生化学実験では脂質変質試験、食品添加物試験、水質成分試験などを行い、食品の安全と健全性を図る技能を身につけさせる。	食品衛生実験室 【1号館4階】
調理学実習Ⅰ 〔必修科目／1単位〕	1年次 (後期)	学内で実施	おいしく調理する技術は、調理理論に基づいていると同時に、経験によって体得されるものである。本実習では、実際に調理を行うことで、食品の調理過程における成分や、物性の変化を理解させ、美味しい食事を提供する実践的能力を養うことを目的とする。加えて、安心・安全な食事の提供は管理栄養士業務の基盤であることから、食中毒に対するリスク対策についても本実習をとおして身につけさせる。	調理実習室 【1号館4階】
調理学実習Ⅱ 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期)	学内で実施	おいしく調理する技術は、調理理論に基づいていると同時に経験によって体得されるものである。本実習では、「調理学実習Ⅰ」で学修させた調理理論に基づいて、季節の食材の活用方法や行事食の調理について学修させる。加えて、安心・安全な食事の提供は管理栄養士業務の基盤であることから、食中毒に対するリスク対策についても、「調理実習Ⅰ」に引き続き、実習をとおして身につけさせる。	調理実習室 【1号館4階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容		施設・場所
献立作成実習 〔必修科目／1単位〕	2 年次 (前期・後期)	学内で実施	献立は、料理を組み合わせた食事内容であり、栄養教育においては対象者への極めて強力な教育媒体となる。本実習は、対象者の健康状態、食習慣、経済性等を総合的に考えた豊かな食生活を提案できる献立作成能力を養うことを目的とする。具体的には、調理学および調理学実習で修得した知識・技能に基づいた献立作成と調理、食品成分表を活用した栄養価計算を行い、食事としての評価を行う。さらに、給食経営管理論領域との学びの連続性を考慮し、食事摂取基準および食品構成に基づいた献立作成、調理、評価も行い、管理栄養士としての実践的献立作成能力を体得させる。	調理実習室 【1号館4階】
基礎栄養学実験 〔必修科目／1単位〕	2 年次 (前期・後期)	学内で実施	基礎栄養学の講義で学んだ知識に基づき、基礎栄養学に関する必要な技能を修得することをねらいとするものであり、栄養素の役割や機能、生体内での消化・吸収及び体内動態、生体に及ぼす影響などの知識について、実験を通じて理解を深めることを目的とする。具体的には、基礎栄養学実験の基礎として、器具や装置、分析法や測定法などについて理解したうえで、5大栄養素に関する実験、酵素実験、動物実験、主要な機器の原理について学修させる。	人体の構造と機能実習室 (構造学ゾーン) 【2号館2階】
応用栄養学実習 〔必修科目／1単位〕	3 年次 (前期・後期)	学内で実施	応用栄養学の講義で学んだ知識に基づき、応用栄養学に関する必要な技能を修得させることをねらいとするものであり、各ライフステージや様々な環境に応じた実践的な栄養マネジメントについて理解させる。具体的には、妊娠期・授乳期と新生児期から高齢期における対象者の栄養特性について理解させ、たうえで、ライフステージ別の栄養管理と食事摂取基準に基づいた食品構成や献立作成、調理方法、運動・スポーツと栄養について実践的に学修させる。	調理実習室 【1号館4階】
健康・栄養マネジメント実習 〔必修科目／1単位〕	2 年次 (前期・後期)	学内で実施	栄養評価に関して、一人一人の栄養摂取および心身状態のアセスメントを問診により的確に行う。一方、健康、保健指導の実際を想定し、行動科学理論、エンパワメント効果についてロールプレイを通じて体得させる。また、ハイスコアアプローチ、ポピュレーションアプローチに有効な栄養指導媒体をグループで作成し、有効な栄養指導法を体験的に模索させる。より効果的な指導方法の模索、人の意識の力が地域や社会を動かすエネルギーの波へと変換していく過程をロールプレイを通じて体感・体得し、グループ指導力を養っていく。	栄養教育実習室 【1号館4階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容		施設・場所
栄養教育プログラム実習 [必修科目 / 1 単位]	3 年次 (前期・後期)	学内で実施	個人に対して各ライフステージ、その人の生活習慣と栄養状態を問診により的確に把握する力を養成する。コンピュータを使って栄養分析と状態把握を徹底的に練習する一方、そのデータに基づき、コンピュータ上で望ましい食と栄養摂取を提示、修正できるように練習させる。また、その人の活動、食、睡眠等生活全般の行動習性を把握し、栄養・生活全般の修正、行動変容が可能となるようロールプレイにより栄養カウンセリングを練習していく。現在の我が国の大きな健康課題である個人および集団に対するメタボ対策、特定健診保健指導を想定し、カウンセリング技術を徹底的に研磨し、栄養教育を修得させる。	栄養教育実習室 【1号館4階】
栄養ケア技術実習 [必修科目 / 1 単位]	2 年次 (前期・後期)	学内で実施	臨床栄養学の講義で学んだ知識に基づき、臨床栄養学に関する必要な技能を修得させることをねらいとするものであり、傷病者の病態や栄養状態の特徴に基づく適切な栄養管理を行うための栄養ケアプランの作成、実施、評価に関する総合的なマネジメントについて実践的に学修させるとともに、各種計測による栄養状態の評価・判定方法や栄養補給、ベッドサイドの栄養指導など臨床栄養に必要となる基礎的な知識と技術の修得にむけて体験的に学修させる。	臨床栄養実習室 【1号館4階】
疾病別栄養管理実習 [必修科目 / 1 単位]	3 年次 (前期・後期)	学内で実施	臨床栄養学の講義で学んだ知識に基づき、臨床栄養学に関する必要な技能を修得させることをねらいとするものであり、ライフステージ別、各種疾患別の身体状況や栄養状態に応じた栄養アセスメントに基づく適切な栄養補給や食事療法、献立作成などの栄養ケアマネジメントのあり方について実践的に学修させるとともに、医療・介護制度やチーム医療における管理栄養士が果たす役割について、実践的な学修を通じて理解を深めさせる。	臨床栄養実習室 【1号館4階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容		施設・場所
食事調査実習 [必修科目／1単位]	3 年次 (前期・後期)	学内で実施	管理栄養士としての確な食事摂取量を把握し評価する技術を身につけることは必要不可欠である。したがって、本実習では、各自の食事摂取量を求めることで、主な食事調査方法の特徴と活用について理解を深めるとともに、実践できる技術を修得させることを目的に行う。 ①食事調査法の概要、料理単位法、②食事記録調査法の実際と評価、③国民健康・栄養調査法、④24時間思い出し法の実際と評価、⑤FFQの実際と評価、⑥食事調査データの評価法等を実施する。	調理実習室 【1号館4階】
公衆栄養学実習 [必修科目／1単位]	3 年次 (前期・後期)	学内で実施	公衆栄養マネジメントに関する実習を行う。 ①地域や職域の健康・栄養課題とそれを取り巻く自然、社会、経済、文化的等の要因に関する情報の収集・分析方法の修得、②課題の選択とその課題改善のための計画・評価の方法の修得、③情報の共有化や公表のためのプレゼンテーション技法の修得、地域や職域等における保健・医療・福祉・介護システムの栄養関連サービスに関するプログラムの作成・実施・評価について、総合的なマネジメントに必要な理論・方法・実践的技能を修得させる目的のため、グループ演習・発表等の演習形式で実習を実施する。	栄養教育実習室 【1号館4階】
給食経営管理実習 I [必修科目／1単位]	2 年次 (後期)	学内で実施	本実習では、特定給食施設における大量調理実習と個人のアセスメントによる適切な食事の提供方法の技術と理論について学修させる。給食経営管理論をはじめとする専門科目で学修した基礎知識や技術を活用し、給食経営管理実習を自主的に計画・実践することにより、給食運営の考え方や給食運営に関する技術・方法などの給食経営管理能力を養う。また、その過程において、他者と協調し、組織的に取り組める社会的態度を身につけさせる。	給食経営管理実習室 【1号館4階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容		施設・場所
給食経営管理実習Ⅱ 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期)	学内で実施	本実習では、特定給食施設における大量調理実習と個人のアセスメントによる適切な食事の提供と、その食事を媒体とした栄養教育方法、経営管理方法や新調理システム等を含む給食経営の理論と技術について学修させる。安全な食事提供と満足度の高い食事を提供して、日常の食生活の改善に寄与する栄養教育の術を、学生が自主的に計画・実施・評価することができるように、本実習において身につけさせる。	給食経営管理実習室 【1号館4階】
薬膳実習 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	学内で実施	「食医養生論」および「薬食同源思想」の講義内容を実習で修得させる。薬膳は、漢方薬に薬能、薬性、薬味があるように、食物にも食能、食性、食味があるとした考えである。「食性」とは摂った後に体に示す作用で、熱、温、平、冷、寒性がある。「食味」には酸、苦、甘、辛、塩から味があり、働きかけの臓器を意味したものであり、たやすく手に入られる食材の持っている食性、食味、食能に基づいて、四季の薬膳、五臓・五腑に作用する薬膳などについて実習させる。	調理実習室 【1号館4階】
総合専門演習Ⅰ 〔必修科目／2単位〕	4年次 (前期・後期)	学内で実施	学生が臨地実習に臨むにあたり、最低限必要となる技能・態度について、学内における事前学修として教育する。また、臨地実習終了後には、臨地実習の事後指導として学内教員が対応し、学修効果を高める。具体的には、各臨地実習担当教員と関連科目担当教員のオムニバスで、実習目的に応じた基礎知識の復習と臨地実習における学修課題の設定、実習前の実習内容の予習および実習後の復習、事前の学修課題に対する評価等について相互討論方式で学修を深めさせる。	吳キャンパス教室

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容		施設・場所
総合専門演習Ⅱ 〔必修科目／2単位〕	4 年次 (前期・後期)	学内で実施	管理栄養士課程の卒業を認めることは、管理栄養士教育に課せられている専門教育の内容が、一定の水準を持って修得されたとみなされることであり、管理栄養士の業務を行うための最低レベルの知識以上が修得されたことになる。本演習は、最終学年を迎えた学生に対し、専門科目で学修した知識の復習を行なうとともに、事例学修により個々の知識の総合化を図り、実践力を身につけることを目的として行なう。個々の学生により知識の到達度は異なるので、個別学修形式も取り入れ、専門科目担当の全教員が一定の水準に到達したと評価するまで、何回も演習を行う。	吳キャンパス教室

医療栄養学部医療栄養学科 実習施設一覧

No.	実習施設名	所在地	早期体験学習	臨地実習Ⅰ (給食の運営)	臨地実習Ⅱ (給食経営管理論)	臨地実習Ⅲ (臨床栄養学)	臨地実習Ⅳ (臨床栄養学)	臨地実習Ⅴ (公衆栄養学)
1	広島大学病院	広島県 広島市南区霞町1-2-3	12	3	3	3	3	—
2	広島市立広島市民病院	広島県 広島市中区基町7-33	—	—	3	3	3	—
3	広島市立安佐市民病院	広島県 広島市安佐北区可部南2-1-1	—	—	—	2	2	—
4	広島市医師会運営 安芸市民病院	広島県 広島市安芸区畑賀2-14-1	2	2	2	2	2	—
5	広島医療生活協同組合 広島共立病院	広島県 広島市安佐南区中須2-19-6	4	4	4	4	4	—
6	広島中央保健生活協同組合 総合病院 福島生協病院	広島県 広島市西区都町42-7	2	4	4	4	4	—
7	中国電力株式会社 中電病院	広島県 広島市中区大手町3-4-27	—	3	3	3	3	—
8	西日本旅客鉄道株式会社 広島鉄道病院	広島県 広島市東区二葉の里21-1-126	12	6	6	6	6	—
9	医療法人社団 一陽会 原田病院	広島県 広島市佐伯区海老山町7-10	5	3	3	3	3	—
10	医療法人社団 まりも会 ヒロシマ平松病院	広島県 広島市南区比治山本町11-27	1	1	1	1	1	—
11	医療法人社団 清風会 五日市記念病院	広島県 広島市佐伯区倉重1-95	4	2	2	2	2	—
12	マツダ株式会社 マツダ病院	広島県 安芸郡府中町青崎南2-15	4	4	4	4	4	—
13	社会福祉法人恩賜財団広島県済生会 済生会広島病院	広島県 安芸郡坂町北新地2-3-10	—	3	3	3	3	—
14	医療法人社団 樹章会 本永病院	広島県 東広島市西条岡町8-13	2	—	—	—	—	—
15	社会福祉法人広島県福祉事業団 広島県立障害者リハビリテーションセンター 医療センター	広島県 東広島市西条町田口295-3	—	2	—	—	—	—
16	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター	広島県 東広島市西条町 寺家513	—	6	6	6	6	—
17	広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院	広島県 廿日市市地御前1-3-3	4	4	4	4	4	—
18	広島県厚生農業協同組合連合会 岩田総合病院	広島県 安芸高田市吉田町吉田3666	3	3	3	3	3	—
19	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	広島県 呉市西中央2-3-28	6	3	3	3	3	—
20	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	広島県 呉市青山町3-1	—	—	3	3	3	—
21	呉市医師会病院	広島県 呉市朝日町15-24	—	4	—	—	—	—
22	独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院	広島県 呉市広多賀谷1-5-1	—	—	—	6	—	—

No.	実習施設名	所在地	早期体験学習	臨地実習Ⅰ (給食の運営)	臨地実習Ⅱ (給食経営管理論)	臨地実習Ⅲ (臨床実養学)	臨地実習Ⅳ (臨床実養学)	臨地実習Ⅴ (公衆実養学)
23	三原市医師会病院	広島県 三原市宮浦1-15-1	1	—	—	—	—	—
24	総合病院 三原赤十字病院	広島県 三原市東町4220	4	4	4	4	4	—
25	独立行政法人国立病院機構 福山医療センター	広島県 福山市沖野上町4-14-17	16	12	12	12	12	—
26	尾道市立市民病院	広島県 尾道市新高山3-1170-177	6	6	6	6	6	—
27	因島医師会病院	広島県 尾道市因島中庄町1962	1	1	—	1	—	—
28	日立造船健康保険組合 因島総合病院	広島県 尾道市因島土生町2561	2	2	—	2	—	—
29	公立みづぎ総合病院	広島県 尾道市御調町大字市107-1	—	—	—	2	—	—
30	広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院	広島県 尾道市平原1-10-23	2	—	—	2	2	—
31	医療法人社団啓卯会 村上記念病院	広島県 尾道市新浜1-14-26	3	—	—	3	3	—
32	地方独立行政法人府中市病院機構 府中市民病院	広島県 府中市鞆飼町555-3	2	2	2	2	2	—
33	府中市立湯が丘病院	広島県 府中市上下町矢野100	2	—	—	—	—	—
34	独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター	岡山県 岡山市北区田益1711-1	3	3	3	3	3	—
35	総合病院岡山県岡山市立市民病院	岡山県 岡山市北区天瀬6-10	2	2	2	2	2	—
36	香川大学医学部附属病院	香川県 木田郡三木町池戸1750-1	2	2	2	2	2	—
37	島根県立中央病院	島根県 島根県出雲市姫原四丁目1-1	—	—	—	3	3	—
38	独立行政法人 国立病院機構 鳥取医療センター	鳥取県 鳥取市三津876	—	—	—	3	3	—
39	鳥取県立中央病院	鳥取県 鳥取市江津730	—	2	—	2	—	—
40	鳥取赤十字病院	鳥取県 鳥取市尚徳町117	—	3	3	3	—	—
41	綜合病院 社会保険 徳山中央病院	山口県 周南市孝田町1-1	2	2	2	2	2	—
42	財団法人永頼会 松山市民病院	愛媛県 松山市大手町2-6-5	12	6	6	6	6	—
43	社会福祉法人 慈楽福祉会 介護老人保健施設ピア観音	広島県 広島市西区観音新町1-7-40	2	2	2	—	—	—
44	社会福祉法人 くすの木の会 特別養護老人ホームくすの木苑	広島県 広島市西区福島町2-33-30	—	4	—	—	—	—
45	社会福祉法人 広島修道院 広島修道院 広島乳児院	広島県 広島市東区尾長西2-8-1	—	6	—	—	—	—

No.	実習施設名	所在地	早期体験学習	臨地実習Ⅰ (給食の運営)	臨地実習Ⅱ (給食経営管理論)	臨地実習Ⅲ (臨床実養学)	臨地実習Ⅳ (臨床実養学)	臨地実習Ⅴ (公衆実養学)
46	社会福祉法人春海会 エクスセル頼の浦	広島県 福山市田尻町4115	2	—	—	—	—	—
47	社会福祉法人しらゆり会 特別養護老人ホーム 長寿苑	広島県 東広島市西条町馬木字脇道1566番地	2	2	2	2		—
48	社会福祉法人 慈光会 特別養護老人ホーム 慈光園	広島県 広島市安佐南区高取北1丁目17-41	3	3	—	—	—	—
49	社会福祉法人 燈心会 特別養護老人ホーム併設デイサービスセンター 三滝苑	広島県 広島市西区三滝本町2-1-1-27	2	2	2	—	—	—
50	広島原爆養護ホーム 倉掛のぞみ園	広島県 広島市安佐北区倉掛三丁目50番1号	3	3	—	—	—	—
51	呉市保健所	広島県 呉市和庄一丁目2-13	—	—	—	—	—	10
52	福山市(福山市保健所)	広島県 福山市三吉町南二丁目11-22	—	—	—	—	—	5
53	株式会社ハーティウオンツ	広島県 広島市中区八丁堀11-8	60	—	—	—	—	—
54	ファーマシイ 伊勢丘薬局	広島県 福山市伊勢丘6-1-25	9	—	—	—	—	—
55	マイライフ株式会社	広島県 呉市中通1丁目3-12	9	—	—	—	—	—
56	海田町保健センター	広島県 安芸郡海田町中店8-33	—	—	—	—	—	2
57	三次市生涯学習センター (三次市福祉保健部健康推進課)	広島県 三次市十日市東3丁目14-25	—	—	—	—	—	10
58	尾道市総合福祉センター	広島県 尾道市門田町22-5	—	—	—	—	—	10
59	竹原市保健センター	広島県 竹原市中央3丁目14-1	—	—	—	—	—	3
60	社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会 障害者支援施設ときわ台ホーム 社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会 ときわ呉	広島県 東広島市八本松町原5946-7 広島県 呉市宮原13丁目2-12	50	—	—	—	—	—
61	県保健所(支所)	-						
	広島県西部保健所	広島県 廿日市市桜尾2-2-68						
	広島県西部保健所広島支所	広島県 広島市中区基町10-52						
	広島県西部保健所呉支所	広島県 呉市西中央1-3-25						
	広島県西部東保健所	広島県 東広島市西条昭和町13-10	—	—	—	—	—	15
	広島県東部保健所	広島県 尾道市古浜町26-12						
	広島県東部保健所福山支所	広島県 福山市三吉町1-1-1						
	広島県北部保健所	広島県 三次市十日市東4丁目6-1						

No.	実習施設名	所在地	早期体験学習	臨地実習Ⅰ (給食の運営)	臨地実習Ⅱ (給食経営管理論)	臨地実習Ⅲ (臨床実習)	臨地実習Ⅳ (臨床実習)	臨地実習Ⅴ (公衆栄養学)
62	北広島町役場	広島県 山県郡北広島町有田1234	—	—	—	—	—	9
63	医療法人社団長寿会 老人保健施設せのがわ	広島県 広島市安芸区中野6丁目8-2	6	—	—	—	—	—
64	廿日市市保健センター	広島県 廿日市市新宮1丁目13番1号	—	—	—	—	—	2
65	安芸高田市役所	広島県 安芸高田市吉田町吉田791	—	—	—	—	—	10
受け入れ可能人数			269	126	105	127	109	76

医療栄養学部医療栄養学科
実習施設の使用承諾書(写)

医療栄養学部医療栄養学科

臨床実習計画【概要】

月	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
4 月				臨地実習Ⅱ (給食経営管理論) 講師 1 人 (木村留美)、 助手 3 人
5 月				臨地実習Ⅲ (臨床栄養学) 教授 1 人 (塚本)、准教授 1 人 (木村要子)、 助手 3 人
6 月				臨地実習Ⅳ (臨床栄養学) 教授 1 人 (塚本)、准教授 1 人 (木村要子)、 助手 3 人
7 月				臨地実習Ⅴ (公衆栄養学) 教授 1 人 (八木)、助手 3 人
8 月	早期体験学習 [演習] 教授 2 人 (高尾、坂本)、 准教授 1 人 (木村要子)、 講師 1 人 (木村留美)、助手 5 人			
9 月				
10 月			臨地実習Ⅰ (給食の運営) 講師 1 人 (木村留美)、 助手 3 人	
11 月				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月				
備考	<u>〔早期体験学習〕(必修)</u> ■実施期間: 約 1 週間 【6 時間×2 日×3 施設=36 時間】 (+ 学内 9 時間) ■実習者数: 約 1～5 人 ■単位数: 1 単位		<u>〔臨地実習Ⅰ〕(必修)</u> ■実施期間: 約 1 週間 【7.5 時間×6 日=45 時間】 (+ 学内 24 時間) ■実習者数: 約 1～3 人 ■単位数: 1 単位	<u>〔臨地実習Ⅱ〕(選択)</u> ■実施期間: 約 1 週間 【7.5 時間×6 日=45 時間】(+ 学内 24 時間) ■実習者数: 約 1～3 人 ■単位数: 1 単位 <u>〔臨地実習Ⅲ〕(必修)</u> ■実施期間: 約 1 週間 【7.5 時間×6 日=45 時間】(+ 学内 24 時間) ■実習者数: 約 1～3 人 ■単位数: 1 単位 <u>〔臨地実習Ⅳ〕(選択)</u> ■実施期間: 約 1 週間 【7.5 時間×6 日=45 時間】(+ 学内 24 時間) ■実習者数: 約 1～3 人 ■単位数: 1 単位 <u>〔臨地実習Ⅴ〕(選択)</u> ■実施期間: 約 1 週間 【7.5 時間×6 日=45 時間】(+ 学内 24 時間) ■実習者数: 約 1～3 人 ■単位数: 1 単位

※臨地実習については、必修科目『臨地実習Ⅰ、Ⅲ』2 単位と、選択科目『臨地実習Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ』より 2 単位を履修し、合計 4 単位を取得する。

体験学習計画

区 分	内 容 等
科 目 名	早期体験学習
開講年次	1 年次
実施時期	8 ～ 9 月
実習期間 および 単 位	① 実習期間 ○接遇研修 ／ 4 時間 ○実習施設訪問 ／ 3 6 時間（3 施設） ○実習報告書作成指導 ／ 2 時間 ○実習報告会 ／ 3 時間 ② 単位 1 単位／学外 3 6 時間+学内 9 時間（合計 4 5 時間）
実 習 先	管理栄養士が勤務する病院・福祉施設・ドラッグストア等
実習目的	① 学生に「管理栄養士」としての志向性を早期から高めさせる。 ② 管理栄養士の役割と使命を知ることによって医療専門職者としての職務意識、倫理観などを育成する。
実習目標	① 管理栄養士の業務と実際に把握できる。 ② 自分が目指している管理栄養士という職種についてのイメージを具体的に持つことができる。 ③ これから学ぶ履修科目について、管理栄養士としての業務と関連付けながら、その必要性を理解できる。
実習内容	＜実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする＞ ① 管理栄養士が働く施設の、理念、沿革、運営方針、地域における役割と現状、今後の課題などについて説明を受ける。 ② 管理栄養士が働く施設の、設備や備品等を見学し、その使用方法や実際の使用状況について説明を受ける。 ③ 実際の管理栄養士の業務、スケジュール、施設内での役割などについて説明を受け、可能であれば実際の業務を見学する。
学 内 指導内容	＜事前指導内容＞ ① 体験学習の意義と心構え ② 社会人としての最低限のマナーを指導する。（服装、態度、接遇） ③ 管理栄養士の職種、業務内容の概略を学習する。 ＜事後指導内容＞ ① 体験学習で学んだ内容の報告（報告書の作成） ② スモールグループディスカッションと最終学習報告会を通して総合的な指導

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ①出欠状況を含む実習態度 ②実習総括レポートの内容 ③実習指導者の評価 ④実習事前・事後指導の評価 ⑤実習報告会の内容
実習先との連携協力体制	① 実習の指導体制 本大学「医療栄養学科」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「管理栄養士体験学習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。 ④ 医療栄養学科主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ ⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

■実習スケジュール

年次	1 年次			
月	8 月～9 月			
1 グループ (1～5人)	接遇研修 (4時間)	体 験 学 習 (36時間) 【1施設×2日×3施設】	実習報告書作成指導 (2時間)	実習報告会 (3時間)

- ① 1年次生（定員／60人）を20人単位で3グループに分け、上表の日程で体験実習を行う。
 ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～5人程度とする。

臨地実習計画 ①

区 分	内 容 等
科 目 名	臨地実習Ⅰ（給食の運営） （ 病院・介護老人保健施設及び事業所等特定給食施設において、給食業務の概要を理解するとともに、給食計画を含め給食の実務の実際について理解し、もって専門的知識および技術の実践的な力を身につける。）
開講年次	３年次
実施時期	８月～３月
実習期間 および 単 位	① <u>実習期間</u> ○ 実習オリエンテーション ／ ２時間 ○ 実習課題の事前教育 ／ １０時間 ○ 臨地実習（実習施設別オリエンテーション含む）／ ４５時間 ○ 実習総括レポートの作成指導 ／ ８時間 ◎ 全体総括報告会 ／ ４時間 ② <u>単位</u> １単位／学外４５時間＋学内２４時間
実 習 先	病院・介護老人保健施設等の特定給食施設
実習目的	①給食業務をおこなうために 管理栄養士として必要な知識および技術全般を体得する。 ② 学内での基礎知識・技術と現場で必要とされる知識の融合を図る。
実習目標	① 各給食施設の果たす役割や業務の概要を理解する。 ② 各給食施設における管理栄養士の業務と役割を理解する。 ③ 各給食施設において管理栄養士と協働する関連職種との関わりを理解する。 ④ 実習施設内において、実習生としてのマナー等遵守できる。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ①各種給食施設における給食運営の目的と特徴について説明を受ける。 ②給食業務全般を体験（献立作成や材料発注などの食事計画、衛生管理や施設設備のレイアウトを考慮した調理作業計画、給食関連帳簿の作成など）する。 ③給食運営に関連するグループでの共通目標と各個人の重点課題を設定する。 ④給食施設から提示される課題に、グループで取り組む。学内にて事前にリハーサルを行う。 ⑤実習で学んだ内容の報告と相互評価を行う。
学 内 指導内容	<事前指導内容> ①臨地実習の意義と心構え ②各自で実習中に学んでくる実習テーマを設定し、事前の学習を行う。 ③実習施設から課せられた実習課題の事前学習指導 <事後指導内容> ①実習で学んだ内容の報告（報告書の作成） ②実習の評価および反省 ③報告会による相互評価

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ①出欠状況を含む実習態度 ②実習総括レポートの内容 ③実習指導者の評価 ④実習事前・事後指導の評価 ⑤実習報告会の内容
実習先との 連携協力体制	① 実習の指導体制 本学の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。 ④医療栄養学会主催の講習会・講演会への参加を呼びかける。 ⑤本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。

■実習スケジュール

年次	3 年次				
月	8 月～3 月				
1 グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(2時間)	実習課題の事前教育(10時間)	臨地実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (4 5時間)	実習総括レポートの作成指導 (8 時間)	全体総括報告会(4 時間)

① 3 年次生（定員／6 0 人）を上表の日程で学外実習を行う。

②実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1 グループ 1 ～ 3 人程度とする。

臨地実習計画 ②

区 分	内 容 等
科 目 名	臨地実習Ⅱ（給食経営管理論） （特定給食施設での実習を通して、給食業務全般のマネジメントができるように、管理栄養士として備えるべき知識及び技能全般を体得する。）
開講年次	４年次
実施時期	４月～９月
実習期間 および 単 位	① <u>実習期間</u> ○ 実習オリエンテーション / ２時間 ○ 実習課題の事前教育 / １０時間 ○ 臨地実習（実習施設別オリエンテーション含む） / ４５時間 ○ 実習総括レポートの作成指導 / ８時間 ◎ 全体総括報告会 / ４時間 ② <u>単位</u> １単位／学外４５時間＋学内２４時間
実 習 先	病院・介護老人保健施設等の特定給食施設
実習目的	①給食業務全般の適切なマネジメントができるように管理栄養士として必要な知識および技能全般を体得する。 ② 学内での基礎知識・技術と現場で必要とされる知識・技能の融合を図る。
実習目標	① 各給食施設の果たす役割や業務の実務等から、給食経営管理の特徴を理解する。 ② 各給食施設において給食経営管理における管理栄養士の業務と役割を理解する。 ③ 各給食施設において管理栄養士と協働する関連職種との関わりを理解する。 ④ 実習施設内において、実習生としてのマナー等遵守できる。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ①各種給食施設における給食経営管理の目的と特徴について説明を受ける。 ②給食業務全般のマネジメントが出来るように、衛生管理を始め、人材管理、食材管理や経営分析等の基本的マネジメントを含む管理業務全般を体験する。 ③給食経営に関連するグループでの共通目標と各個人の重点課題を設定する。 ④給食施設から提示される課題に、グループで取り組む。学内にて事前にリハーサルを行う。 ⑤実習で学んだ内容の報告と相互評価を行う。
学 内 指導内容	<事前指導内容> ①臨地実習の意義と心構え ②各自で実習中に学んでくる実習テーマを設定し、事前の学習を行う。 ③実習施設から課せられた実習課題の事前学習指導 <事後指導内容> ①実習で学んだ内容の報告（報告書の作成） ②実習の評価および反省 ③報告会による相互評価

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ①出欠状況を含む実習態度 ②実習総括レポートの内容 ③実習指導者の評価 ④実習事前・事後指導の評価 ⑤実習報告会の内容
実習先との 連携協力体制	① 実習の指導体制 本学の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。 ④医療栄養学会主催の講習会・講演会への参加を呼びかける。 ⑤本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。

■実習スケジュール

年次	4 年次				
月	4 月～9 月				
1 グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(2時間)	実習課題の事前教育(10時間)	臨地実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (45時間)	実習総括レポートの作成指導 (8時間)	全体総括報告会(4時間)

①4年次生（定員／60人）を上表の日程で学外実習を行う。

②実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1グループ1～3人程度とする。

臨地実習計画 ③

区 分	内 容 等
科 目 名	臨地実習Ⅲ（臨床栄養学） （ 病院・介護老人保健施設等での実践活動を通して、専門的知識および技術の実践的な力を身につける ）
開講年次	４年次
実施時期	４月～９月
実習期間 および 単 位	① <u>実習期間</u> ○ 実習オリエンテーション ／２時間 ○ 課題学習 ／１０時間 ○ 臨地実習（実習施設別オリエンテーション含む）／４５時間 ○ 実習総括レポートの作成指導 ／８時間 ◎ 全体総括報告会 ／４時間 ② <u>単位</u> １単位／学外４５時間＋学内２４時間（総合専門演習Ⅰで実施）
実 習 先	病院・介護老人保健施設 等
実習目的	①傷病者の病態や栄養状態の特徴に基づいた適正な栄養管理方法を学ぶ。 ②医療提供現場における課題の発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識と技術の融合を図る。
実習目標	①栄養アセスメントに基づいた栄養ケアプランの作成、実施、評価に関する総合的なマネジメントの考え方を理解する。 ②栄養状態の評価・判定、栄養補給、栄養教育、食品と医薬品の相互作用について学ぶ。 ③医療・介護制度やチーム医療における管理栄養士の役割について理解する。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ①栄養アセスメント、ケア・カンファレンス、栄養ケアプランの立案を学習する。 ②個別の栄養管理方法について、実習施設の取り組みについて学ぶ。 ③外来・入院患者及び入所者を対象とした栄養食事指導をする。 ④栄養指導や栄養管理の報告書及び記録の実際について学習する。 ⑤医療スタッフの一員として、患者・入所者への対応やマナーなどについて学ぶ。
学 内 指導内容	<事前指導内容> ①臨地実習の意義と心構え ②各自で実習中に学んでくる実習テーマを設定し、事前の学習を行う。 ③実習施設から課せられた実習課題の事前学習指導 <事後指導内容> ①実習で学んだ内容の報告（報告書の作成） ②実習の評価および反省 ③報告会による相互評価

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ①出欠状況を含む実習態度 ②実習総括レポートの内容 ③実習指導者の評価 ④実習事前・事後指導の評価 ⑤実習報告会の内容①出欠状況を含む実習態度
実習先との連携協力体制	①実習の指導体制 本学実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ②実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。 ④医療栄養学会主催の講習会・講演会への参加を呼びかける。 ⑤本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。

■実習スケジュール

年次	4 年次				
月	4 月～9 月				
1 グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(2時間)	実習課題の事前教育(10時間)	臨地実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (4 5時間)	実習総括レポートの作成指導 (8 時間)	全体総括報告会(4時間)

①4年次生（定員／60人）を上表の日程で学外実習を行う。

②実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1グループ1～3人程度とする。

臨地実習計画 ④

区 分	内 容 等
科 目 名	臨地実習Ⅳ（臨床栄養学） （病院・介護老人保健施設等での実践活動を通して、専門的知識および技術の実践的な力を身につける）
開講年次	4 年次
実施時期	4 月～9 月
実習期間 および 単 位	① <u>実習期間</u> ○ 実習オリエンテーション / 2 時間 ○ 課題学習 / 1 0 時間 ○ 臨地実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 4 5 時間 ○ 実習総括レポートの作成指導 / 8 時間 ◎ 全体総括報告会 / 4 時間 ② <u>単位</u> 1 単位 / 学外 4 5 時間 + 学内 2 4 時間（総合専門演習Ⅰで実施）
実 習 先	病院・介護老人保健施設 等
実習目的	①傷病者の病態や栄養状態の特徴に基づいた適正な栄養管理方法について、実践的、応用的実習をとおして、臨床栄養学全般に関する理論・技術を学ぶ。 ②医療提供現場における課題の発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識と技術の融合を図る。
実習目標	①栄養アセスメントに基づいた栄養ケアプランの作成、実施、評価に関する総合的なマネジメントの考え方を理解する。 ②栄養状態の評価・判定、栄養補給、栄養教育、食品と医薬品の相互作用について学ぶ。 ③医療・介護制度やチーム医療における管理栄養士の役割について理解する。 ④チーム医療の重要性を理解し、他職種や入院・入所者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を養う。
実習内容	＜実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする＞ ①栄養アセスメント、ケア・カンファレンス、栄養ケアプランの立案を学習する。 ②診療科やベッドサイドへの訪問、カルテの閲覧等を通して、入院・入所者の栄養問題について理解する。 ③個別の栄養管理方法について、実習施設の取り組みについて学ぶ。 ④チーム医療、クリニカルパス等の実際について学習する。 ⑤外来・入院患者及び入所者を対象とした栄養食事指導をする。 ⑥栄養指導や栄養管理の報告書及び記録の実際について学習する。 ⑦医療スタッフの一員として、患者・入所者への対応やマナーなどについて学ぶ。
学 内 指導内容	＜事前指導内容＞ ①臨地実習の意義と心構え ②各自で実習中に学んでくる実習テーマを設定し、事前の学習を行う。 ③実習施設から課せられた実習課題の事前学習指導 ＜事後指導内容＞ ①実習で学んだ内容の報告（報告書の作成） ②実習の評価および反省 ③報告会による相互評価

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ①出欠状況を含む実習態度 ②実習総括レポートの内容 ③実習指導者の評価 ④実習事前・事後指導の評価 ⑤実習報告会の内容①出欠状況を含む実習態度
実習先との連携協力体制	①実習の指導体制 本学実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ②実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。 ④医療栄養学会主催の講習会・講演会への参加を呼びかける。 ⑤本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。

■実習スケジュール

年次	4 年次				
月	4 月～9 月				
1 グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(2時間)	実習課題の事前教育(10時間)	臨地実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (4 5時間)	実習総括レポートの作成指導 (8 時間)	全体総括報告会(4時間)

①4年次生（定員／60人）を上表の日程で学外実習を行う。

②実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1グループ1～3人程度とする。

臨地実習計画 ⑤

区 分	内 容 等
科 目 名	臨地実習Ⅴ（公衆栄養学） （保健所・保健センターでの実践活動を通して、専門的知識および技術の実践的な力を身につける）
開講年次	4年次
実施時期	4月～9月
実習期間 および 単 位	①実習期間 ○ 実習オリエンテーション / 2時間 ○ 実習課題の事前教育 / 10時間 ○ 臨地実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 45時間 ○ 実習総括レポートの作成指導 / 8時間 ◎ 全体総括報告会 / 4時間 ②単位 1単位／学外45時間＋学内24時間（総合専門演習Ⅰで実施）
実 習 先	広島県内の保健所、保健センター
実習目的	①栄養行政の現場における課題や改善計画の実施を学ぶ。 ②学内での基礎知識・技術と現場で必要とされる知識の融合を図る。
実習目標	①保健所、保健センターの各々の果たす役割や業務を理解する。 ②保健所、保健センターの活動の実際と栄養行政に基づいたマネジメントの重要性を理解する。 ③現場における栄養・食生活情報の収集・分析、総合的な評価・判定について学ぶ。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ①実習施設の管轄する組織、業務、地域の特色、健康現状と課題、現在実施している改善計画と県、国の行政施策との関連、今後の課題などについて説明を受ける。 ②栄養行政に関連する実習課題を設定する（例：①地域アセスメントと改善計画の設定案の作成 ②給食施設への指導計画書の作成と指導実習 ③食環境整備に関する計画書の作成と実習等）。 ③実習で学んだ内容の報告と相互評価を行う。
学 内 指導内容	<事前指導内容> ①臨地実習の意義と心構え ②公衆栄養行政の現状 ③各自で実習中に学んでくる実習テーマを設定し、事前の学習を行う。 ④実習施設から課せられた実習課題の事前学習指導 <事後指導内容> ①実習で学んだ内容の報告（報告書の作成） ②実習の評価および反省 ③報告会による相互評価

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ①出欠状況を含む実習態度 ②実習総括レポートの内容 ③実習指導者の評価 ④実習事前・事後指導の評価 ⑤実習報告会の内容
実習先との連携協力体制	①実習の指導体制 本学実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ②実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。 ④医療栄養学会主催の講習会・講演会への参加を呼びかける。 ⑤本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。

■実習スケジュール

年次	4 年次				
月	4 月～9 月				
1 グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(2時間)	実習課題の事前教育(10時間)	臨地実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (45時間)	実習総括レポートの作成指導 (8時間)	全体総括報告会(4時間)

①4年次生（定員／60人）を上表の日程で学外実習を行う。

②実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1グループ1～3人程度とする。

広島国際大学学部長会議規定

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第7条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学学部長会議(以下「学部長会議」という)の構成、協議事項、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条 学部長会議は、つぎの者をもって構成する。

- イ 学長
- ロ 副学長
- ハ 学部長
- ニ 教務部長
- ホ 学生部長
- ヘ 学長室長
- ト 入試センター長
- チ 図書館長
- リ 情報センター長
- ヌ キャリアセンター長
- ル 国際交流センター長
- ヲ 専攻科長

(協議事項)

第3条 学部長会議は、つぎの事項を協議する。

- イ 学生の入学および卒業にかかる基本方針に関すること
- ロ 帰国子女学生、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること
- ハ 年間行事予定に関すること
- ニ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること
- ホ 教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること
- ヘ 学内規定の制定・改廃に関すること
- ト 各学部間の連絡調整に関すること
- チ 学長が諮問した事項に関すること
- リ その他管理運営上の重要な事項に関すること

(審議事項)

第4条 学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- イ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること
- ロ 教育組織の新設および改廃に関すること
- ハ 名誉教授の称号授与等に関すること
- ニ 教員の留学に関すること
- ホ 理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関すること
- ヘ その他学長が諮問した事項に関すること

(報告事項)

第5条 学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- イ 大学にかかる理事会決定事項に関すること
- ロ 教授会および各委員会で協議または審議した事項に関すること

(招集および議長)

第6条 学長は、学部長会議を招集し、議長となる。

- 2 学長に事故があるときまたは欠けたときは、学長の指名した副学長が議長となり、議長の職務を行う。

(学部長会議の庶務)

第7条 学部長会議の庶務は、学長室庶務課で取り扱う。

(運営細則)

第8条 この規定の定めるもののほか、学部長会議の運営に関し必要な事項は、学部長会議の議を経て学長が定める。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、学長および学部長会議の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2013年4月1日から施行する。

広島国際大学医療栄養学部教授会規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、広島国際大学学則第8条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学医療栄養学部教授会(以下「教授会」という)の構成、協議事項、審議事項、運営等必要な事項を定める。

（構成）

第2条 教授会は、つぎの者をもって構成する。

イ 医療栄養学部長(以下「学部長」という)

ロ 医療栄養学部教授(特任教授を含む)

2 学部長は、教授会の議を経て、当該学部から1名の准教授を教授会に加えることができる。

3 前項に定める准教授の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議事項）

第3条 教授会は、医療栄養学部の教育研究上のつぎの事項を協議する。

イ 卒業の判定に関すること

ロ 単位の認定および学業評価に関すること

ハ 学生の留学に関すること

ニ 学生の転学部・転学科に関すること

ホ 学部内の教育・研究に関すること

ヘ 学部内の教学にかかる申合せ事項に関すること

ト 授業時間割の編成に関すること

チ 授業担当者の決定に関すること

リ 学長または学部長が諮問した事項に関すること

ヌ その他医療栄養学部の重要な事項に関すること

（審議事項）

第4条 教授会は、医療栄養学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

イ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること

ロ 教育組織の新設および改廃に関すること

ハ 学生の入学に関すること

ニ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学に関すること

- ホ 大学の年間行事予定および授業計画その他の大学の教育方針に関する事
- ヘ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ト 教員の留学に関する事
- チ その他学長または学部長が諮問した事項に関する事

(報告事項)

第5条 学部長は、教授会に組織規定第99条第1項に定める学部長会議および各委員会で協議または審議したつぎの事項を報告するものとする。

- イ 学部長会議で決定した医療栄養学部に関する事
- ロ 教員の人事に関する事
- ハ 入学試験の判定基準および要綱に関する事
- ニ 学生の表彰および懲戒に関する事
- ホ その他各委員会で審議した医療栄養学部に関する事

(招集および議長)

第6条 教授会は、定例に学部長が招集し議長となる。

- 2 学部長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となり、議長の職務を行う。
- 3 第2条に定める教授会構成員(以下「構成員」という)の3分の1以上の者から、議題を示して請求があれば、学部長は、その招集を決定しなければならない。
- 4 第1項および前項のほか、学部長は必要ある場合、臨時に教授会を招集することを妨げない。

(定足数および表決)

第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の事前提出)

第8条 教授会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で学部長に提出しなければならない。

- 2 学部長は、教授会の議に付すべき事項を、主管部署の審議を経たうえで速やかに教授会に提出する。ただし、大学全体の運営に影響を及ぼす事項については、あらかじめ学部長は、学長と協議するものとする。
- 3 教授会の席上、緊急に提案された議題は、即決することができない。ただし、軽易な

ものおよび出席者の全員が承認したものについては、この限りでない。

(議事録の作成および呈示)

第9条 議長は、学部事務室責任者に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を作成させなければならない。

2 議事録は、学部事務室で保管し、構成員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第10条 議長は、必要があると認めたとき、構成員以外の職員を教授会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第11条 教授会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ学部事務室を経て学部長に提出しておかなければならない。

2 教授会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(教授会の庶務)

第12条 教授会の庶務は、学部事務室で取り扱う。

(運営細則)

第13条 この規定に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、学長ならびに学部長会議および教授会の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

この規定は、2014年4月1日から施行する。

広島国際大学学位規定（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章 学位の授与要件

（学位）

第2条 本大学において授与する学位は、博士、修士、修士(専門職)および学士とし、つぎのとおりとする。

博士(看護学)

博士(医療工学)

博士(臨床心理学)

博士(薬学)

修士(看護学)

修士(医療工学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

修士(コミュニケーション学)

修士(感性デザイン学)

修士(工学)

臨床心理修士(専門職)

学士(診療放射線学)

学士(臨床工学)

学士(臨床検査学)

学士(救急救命学)

学士(理学療法学)

学士(作業療法学)

学士(言語聴覚療法学)

学士(義肢装具学)

学士(リハビリテーション工学)

学士(医療福祉学)
学士(医療経営学)
学士(臨床心理学)
学士(コミュニケーション心理学)
学士(看護学)
学士(薬学)
学士(医療栄養学)

(博士の学位授与要件)

第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(修士(専門職)の学位授与要件)

第4条の2 修士(専門職)の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

第3章 学位論文の審査方法

第1節 課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条 本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。

3 研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提

出させることができる。

4 博士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

5 論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3 論文審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文審査)

第8条 研究科長は、第6条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条 研究科委員会は、審査に付する論文ごとにその論文の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

2 研究科委員会は、学位論文審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。

3 審査委員は、学位論文の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、学位論文の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条 研究科委員会は、修得単位、学位論文の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について合格または不合格を議決する。

2 研究科委員会は、前項に規定する議決を行う場合には、委員会構成員(海外出張者、休

職者および長期欠勤者等を除く)の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって議決する。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の規定により合格または不合格を議決したときは、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条 本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあつては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。

3 第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条 学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。

3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

4 審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条 第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。

3 本大学院博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあつては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出

したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議のうえ、合格または不合格を議決する。

2 前項の議決を行う場合の定足数等については、第12条第2項の規定を準用する。

3 第1項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章 専門職学位課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条の2 本大学院専門職学位課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者には、専門職学位課程委員会の議を経て、学長が課程修了を認定する。

第5章 学位の授与等

(学位の授与)

第18条 学長は、博士および修士の学位について、第12条第1項または第17条第1項の議決を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

2 学長は、修士(専門職)の学位について、第17条の2により、当該学位を授与する。

3 学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。

4 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

5 修士および修士(専門職)の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条 学長は、博士、修士、修士(専門職)または学士の学位を授与された者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課程委員会(以下「研究科委員会等」という))または教授会の議を経て、既に授与した学位

を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

2 前項の研究科委員会または教授会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内に、その博士論文の内容の要旨および博士論文審査結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の印刷公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前各項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

第7章 その他

(学位論文等の返付)

第23条 受理した学位論文および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条 学位記の様式は、様式第1から第5までのとおりとし、論文審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学位論文の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、博士、修士および修士(専門職)の学位に関する条項については大学院委員会、研究科委員会等、学士の学位に関する条項については教授会、学部長会議および学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2014年4月1日から施行する。
- 3 2013年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

[様式省略]

広島国際大学教員選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広島国際大学教職員任用規定第8条に定める広島国際大学(以下「本学」という)の教育職員の職階の任用に関して必要な選考基準を定める。

(教授の資格)

第2条 教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力をもち、かつ、研究上の業績が著しいと認められる者
- ロ 教育研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 大学において、10年以上准教授(助教授を含む)としての経歴があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学教授の資格があると認められた者
- ホ 体育・芸術等については、特殊な技能に秀で、教育の経歴のある者
- ヘ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(准教授の資格)

第3条 准教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する教授となることのできる者
- ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有し、研究上の業績があると認められる者
- ハ 大学において、5年以上専任講師としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 研究所・試験所・医療機関等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- ホ 大学設置・学校法人審議会において、大学准教授(助教授を含む)の資格があると認められた者
- ヘ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育の経歴のある者
- ト 専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(講師の資格)

第4条 講師に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野に

ついて本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ 前条に規定する准教授となることのできる者

ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ 大学において、3年以上助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学講師の資格があると認められた者

ホ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育上の能力があると認められる者

ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第4条の2 助教に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ 前条に規定する講師となることのできる者

ロ 修士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ 大学において、助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学助教の資格があると認められた者

ホ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育上の能力があると認められた者

(助手の資格)

第5条 助手に任用することのできる者は、修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を特別に選考のうえ任用することができる。

イ 大学助手の経歴を有する者

ロ 短期大学または高等専門学校で准教授(助教授を含む)、専任講師もしくは助手の経歴を有する者

ハ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者

ニ 前3号に準じる学識または技能をもち、教育の能力があると認められる者

(教務職員の資格)

第6条 教務職員に任用することのできる者は、教育・研究機器の準備、操作および指導に必要な技能と知識を有する者で、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

イ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者

ロ 前号と同等以上の学識または技能があると認められる者

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃は、学長および学部長会議の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この基準は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正基準は、2010年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 この基準は、学部および学科が完成年度を終了するまでの間は、適用しない。